

# 令和元年度 関東ブロック発注者協議会

## 議事次第

日時：令和元年5月29日（水）

14時00分 ～ 15時30分

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館  
5階 共用大会議室501

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事

(1) 関東ブロック発注者協議会設置要領の改定等について 【資料1】

(2) 国土交通本省からの話題提供 【資料2】

(3) 運用指針に基づく発注者協議会の取組状況等について 【資料3-1、3-2】

(4) 情報提供等

1) 令和元年度改定の主な積算基準等について 【資料4】

関東地方整備局の運用指針に関する取組等について

2) その他 【資料5】

【資料6】

4. 閉 会

# 配布資料一覧

- ・ 令和元年度関東ブロック発注者協議会 出席者名簿
- ・ 令和元年度関東ブロック発注者協議会 配席表

## 【議事資料】

- ・ 「関東ブロック発注者協議会」設置要領（案） 資料 1
- ・ 国土交通本省からの話題提供 資料 2
- ・ 運用指針に基づく発注者協議会の取組状況等について 資料 3 - 1  
資料 3 - 2

## 【情報提供】

- ・ 令和元年度改定の主な積算基準等について 資料 4
- ・ 関東地方整備局の運用指針に関する取組等について
- ・ その他（東京都より） 資料 5  
（関東地方整備局より） 資料 6

## 「関東ブロック発注者協議会」設置要領

### (名称)

第1条 本会は、関東ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号平成26年6月4日一部改正）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定平成26年9月30日改正）」（以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日策定）」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

### (事務)

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 発注者間の支援
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省関東農政局農村振興部長及び都県を代表する委員をもってあてる。なお、都県を代表する副会長は、任期を2年とし、互選により選任する。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

### (協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

### (幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省関東地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 副幹事長は、農林水産省関東農政局農村振興部設計課長及び都県を代表する副会長に

(案)

選任された都県の幹事をもってあてる。

5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

#### (幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。

3 幹事は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

4 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

5 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

6 分科会の会議は、幹事長が招集する。

7 幹事会及び分科会の会議は、公開とする。なお、幹事長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、関東地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

#### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月6日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年10月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年11月15日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年11月15日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年1月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年8月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年3月24日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年2月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年7月17日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年5月29日から施行する。

## 第 4 条関係 (委員)

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監(兼)都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局 <del>次</del> 長
	横浜市	財政局	公共施設・事業調整室長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長	
千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長	
東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長	
神奈川県横須賀市	財政部	財政部長	
山梨県甲府市	総務部	総務部長	
長野県長野市	建設部	建設部長	

(案)

別紙 1

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部長
	(独)国際協力機構		調達部長
	(独)国立科学博物館		経営管理部長
	(独)国立女性教育会館		事務局長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部長
	(独)都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独)日本学生支援機構		財務部長
	(独)日本芸術文化振興会	総務企画部	経理担当副部長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独)日本スポーツ振興センター		財務部長
	(独)水資源機構		技術管理室長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画・賃金援護部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所		環境安全企画部長
(独)製品評価技術基盤機構		企画部管理部長	
地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長	

## 第6条関係(幹事)

	所 属	部 署	役 職
幹事長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	関東農政局	農村振興部 設計課長
副幹事長	茨城県	土木部	技監兼検査指導課長
幹 事	警察庁	関東管区警察局	総務監察部 会計課長
	警察庁	科学警察研究所	総務部 会計課長
	警察庁	皇宮警察本部	会計課長
	警察庁	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	財務省	関東財務局	管財第一部 第一統括国有財産管理官
	財務省	関東信越国税局	総務部 営繕監理官
	財務省	東京国税局	総務部 営繕監理官
	農林水産省	関東森林管理局	森林整備部 森林整備課長
	国土交通省	関東地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	関東地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部 営繕品質管理官
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部 技術審査官
	国土交通省	関東運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	東京航空局	技術管理官
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部 施設課長
	環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	北関東防衛局	調達部 調達計画課長
	防衛省	南関東防衛局	調達部 調達計画課長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課課長補佐
	茨城県	農林水産部農地局	農地整備課長
	栃木県	県土整備部 農政部	参事兼技術管理課長 農村振興課長
	群馬県	県土整備部 農政部	契約検査課長 農村整備課長
	埼玉県	県土整備部 農林部	建設管理課長 農村整備課長
	千葉県	県土整備部 農林水産部	技術管理課長 耕地課長
	東京都	建設局総務部 産業労働局農林水産部	技術管理課長 農業基盤整備担当課長
	神奈川県	県土整備局都市部 環境農政局総務室	技術管理課長 経理担当課長
	山梨県	県土整備部 農政部	技術管理課長 耕地課長
	長野県	建設部	建設政策課 技術管理室長
	さいたま市	建設局	技術管理課長
	千葉市	建設局土木部	技術管理課長
	横浜市	財政局 公共施設・事業調整室	公共施設・事業調整課 担当課長
	川崎市	建設緑政局総務部	技術監理課長
	相模原市	都市建設局	技術監理課長
	茨城県水戸市	財務部	契約検査課長
	栃木県宇都宮市	建設部	技術監理課長
	群馬県前橋市	総務部 契約監理課	審査契約室長
	埼玉県川口市	<del>下水道建設部</del>	<del>下水道推進建設管理課長</del>

	所 属	部 署	役 職
幹 事	千葉県船橋市	建設局都市計画部	技術管理課長
	東京都新宿区	みどり土木部	道路課長
	神奈川県横須賀市	財政部	契約課長
	山梨県甲府市	総務部	契約管財室 指導検査課長
	長野県長野市	財政部	契約課長
	東日本高速道路(株)	関東支社 技術部	技術管理課長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部 技術管理チームリーダー
	首都高速道路(株)		技術部技術企画課長
	成田国際空港(株)		調達部調達企画グループ マネージャー
	日本中央競馬会		施設部施設総務課長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部 契約調整課長
	(独)国際協力機構		調達部計画・制度課長
	(独)国立科学博物館		経営管理部 施設整備主幹
	(独)国立女性教育会館		総務課長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課 管理担当室長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部 環境整備課長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部 管理室長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部契約第一課長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部 調達・管理課 参事
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部契約課長
	(独)都市再生機構		設計担当課長
	(独)日本学生支援機構		施設整備推進室長
	(独)日本芸術文化振興会		総務企画部契約課長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部 契約第3課長
	(独)日本スポーツ振興センター		財務部 調達管財課長
	(独)水資源機構		技術管理室 担当技術調査課長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画・賃金援護部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所		環境安全企画部 施設調達グループ長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 事業課長

# 関東ブロック発注者協議会

## 設 立 趣 旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

近年の厳しい財政状況の中、受注をめぐる価格競争が激化し、公共工事の品質低下が懸念され、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、平成17年8月26日に公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

公共工事の発注者においては、品確法とその基本方針に則り、公共工事の品質確保を図るため、総合評価方式の拡充やダンピング受注への対策等に取り組んできたところである。

しかしながら、総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良企業の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘され、平成20年3月28日の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、公共工事の品質確保に関する当面の対策が示された。

このようなことから、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として、「関東ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年11月 6日

# 1) 関東ブロック発注者協議会の概要

## 1. 目的・設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第10条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

## 2. 組織

構成機関は、65機関となり、構成員は以下の通り。

会長：関東地方整備局長 【平成31年4月1日時点】  
副会長：関東農政局整備部長  
茨城県土木部長  
委員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級  
政令市は、局長級  
各都県の市町村の代表は、局・部長級  
(7省庁17機関、23都県市区、25特殊法人)

## 3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況や、その他必要な事項について連絡調整を行う。

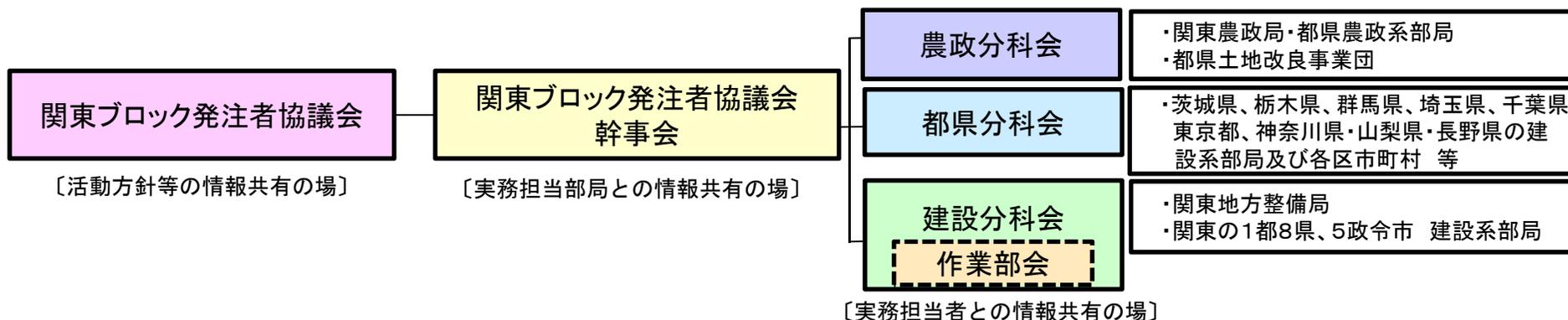
・主な連絡調整事項

1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
2. 発注者間の支援
3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項

○連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

## 4. 幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要領第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。



## (補足)関東ブロック発注者協議会の体制強化について

品確法改正に向けた動き等を踏まえ、公共工事の品質確保等に向けた取り組みをより一層推進するため、設置要領の第5条第4項の規定に基づき、管内各都県の代表首長(市長会会長、町村会会長)に参加頂き、発注者間の協力体制の強化等を図る

発注者協議会構成委員65機関(68委員)に加え、1都8県の18市町村の首長が参加

発注者協議会構成委員65機関(68委員)

委員	機関	役職
会長	国土交通省	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局農村振興部長
副会長	茨城県	土木部長
国機関	17機関	部長級
特殊法人等	25機関	部長級
都県	9都県	部長級
政令市	5政令市	局長級
代表区市	9区市 (水戸市、宇都宮市、前橋市、川口市、船橋市、新宿区、横須賀市、甲府市、長野市)	部長級



参加要請市区町村名	役職
茨城県	土浦市 市長(茨城県市長会会長)
	五霞町 町長(茨城県町村会会長)
栃木県	宇都宮市 市長(栃木県市長会会長)
	茂木町 町長(栃木県町村会会長)
群馬県	太田市 市長(群馬県市長会会長)
	甘楽町 町長(群馬県町村会会長)
埼玉県	熊谷市 市長(埼玉県市長会会長)
	嵐山町 町長(埼玉県町村会会長)
千葉県	鎌ヶ谷市 市長(千葉県市長会会長)
	東庄町 町長(千葉県町村会会長)
東京都	立川市 市長(東京都市長会会長)
	奥多摩町 町長(東京都町村会会長)
神奈川県	厚木市 市長(神奈川県市長会会長)
	湯河原町 町長(神奈川県町村会会長)
山梨県	大月市 市長(山梨県市長会会長)
	鳴沢村 村長(山梨県町村会会長)
長野県	長野市 市長(長野県市長会会長)
	長和町 町長(長野県町村会会長)

## 【参考①】 現行品確法の概要

### 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年6月4日)

- <背景>
- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
  - 現場の担い手不足、若年入職者減少
  - 発注者のマンパワー不足
  - 地域の維持管理体制への懸念
  - 受発注者の負担増大

➢H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.6.4  
公布・施行

### <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

#### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
  - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
  - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
  - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
  - ・ダンピング受注の防止
  - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
  - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

#### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

#### 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
  - 不調、不落の場合等における見積り徴収
  - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
  - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
  - 発注者間の連携の推進 等
- 効果
- ・最新単価や実態を反映した予定価格
  - ・歩切りの根絶
  - ・ダンピング受注の防止 等

#### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

## 【参考②】 品確法基本方針の概要

### 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）

**品確法基本方針とは：**品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

#### 改正のポイント

##### I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

###### ○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

###### ○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

##### II. 受注者の責務に関する事項を追加

###### ○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

##### III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

**運用指針とは：**発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通する運用の指針

- ・基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

# 令和元年度 地域発注者協議会 本省からの情報提供

---

# 低入札価格調査基準の改定(工事)

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

<p><b>【範囲】</b></p> <p>予定価格の 7.0/10～9.0/10</p> <p><b>【計算式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.97</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・一般管理費等 × 0.55</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--



H31.4.1～

<p><b>【範囲】</b></p> <p>予定価格の 7.5/10～9.2/10</p> <p><b>【計算式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.97</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・一般管理費等 × 0.55</li> </ul> <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

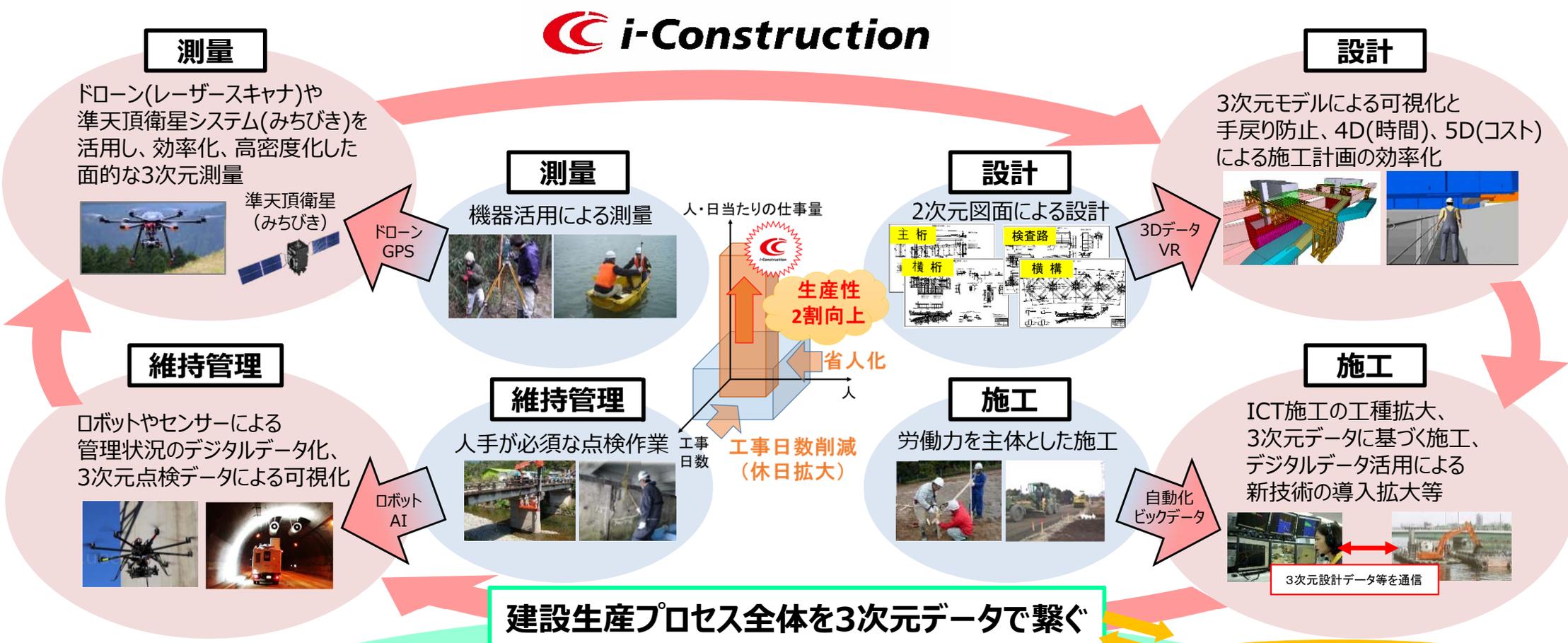
# 低入札価格調査基準の改定(業務)

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ <b>82%</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接測量費 ×1.00</li> <li>測量調査費 ×1.00</li> <li>諸経費 ×0.48</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接測量費 ×1.00</li> <li>測量調査費 ×1.00</li> <li>諸経費 ×0.48</li> </ul>
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費 ×1.00</li> <li>間接調査費 ×0.90</li> <li>解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>諸経費 ×0.45</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費 ×1.00</li> <li>間接調査費 ×0.90</li> <li>解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>諸経費 <b>×0.48</b></li> </ul>

- Society5.0の実現に向け、**i-Construction**の取組を推進し、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す
- **ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化**に加えて、**測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携**



国際標準化の動きと連携

## 社会への実装

〔 ロボット、AI技術の開発 〕

〔 自動運転に活用できるデジタル基盤地図の作成 〕

〔 バーチャルシティによる空間利活用 〕

## H30までの取り組み

- **ICTの活用拡大** ※H28トップランナー施策
  - ✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野(官庁営繕)・河川浚渫等へ導入
  - ✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施 等
- **全体最適の導入**(コンクリート工の規格の標準化等)
  - ✓ 「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定
- **施工時期等の平準化**
  - ✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
  - ✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表 等
- **3次元データの収集・利活用**
  - ✓ 3次元データ利活用方針の策定(H29.11)
  - ✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大
- **産学官民の連携強化**
  - ✓ i-Construction推進コンソーシアム設立(H30.1)、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
  - ✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始(H30.10~)
- **普及・促進施策の充実**
  - ✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
  - ✓ i-Construction大賞(大臣表彰制度)を創設(H29.12)
  - ✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

## H31「貫徹」の年の新たな取り組み

### ICTの活用拡大

- ・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
- ・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

### i-Constructionモデル事務所等を決定

- ・ i-Constructionモデル事務所
  - ➔ 事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
- ・ i-Constructionサポート事務所
  - ➔ 「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

### 中小企業への支援

- ・ 小規模土工の積算基準を改善

### 公共事業のイノベーションの促進

- ・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
- ・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

## ① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 (全国10事務所)

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

## ② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 (全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

### ★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

# モデル事務所・サポート事務所について

モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路

- **モデル事務所**
- **サポート事務所**  
(モデル事務所を含む)



- ◆ 大規模構造物詳細設計においてBIM/CIMを原則適用（継続）
- ◆ さらに、詳細設計のBIM/CIM成果品がある工事についてBIM/CIMを原則適用
- ◆ 大規模構造物については、概略設計、予備設計においてもBIM/CIMの導入を積極的に推進

## STEP 1

関係者間協議やフロントローディング等によるBIM/CIMの活用効果が見込まれる業務・工事から、BIM/CIMを導入

### ● フロントローディング



点検時を想定した設計

### ● 関係者間協議



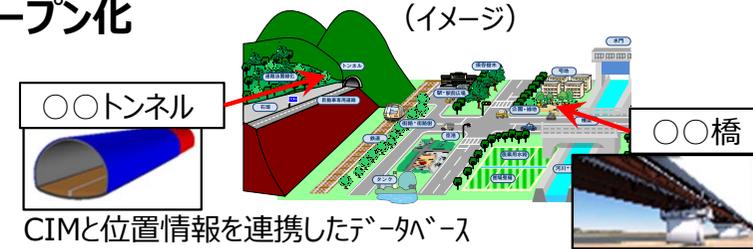
交通規制検討



地元説明へ活用

## STEP 3

- ・ 規格・技術の統一、共通化の推進
- ・ BIM/CIMを主とする契約手法の構築
- ・ 維持管理を含む建設生産プロセスで必要な属性情報の標準化
- ・ 3次元データのオープン化



2017年度

1～2年

2019年度  
大規模構造物に原則適用

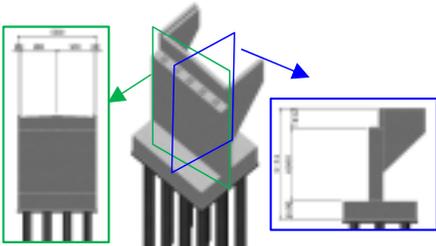
概ね3ヶ年

順次拡大

## STEP 2

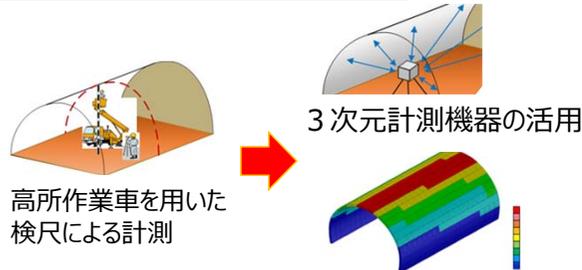
BIM/CIMの活用の充実に向け、基準類・ルールの整備やシステム開発を推進

### ● 属性情報等の付与の方法



寸法情報、属性情報をCIMのみで表現

### ● 積算、監督・検査の効率化

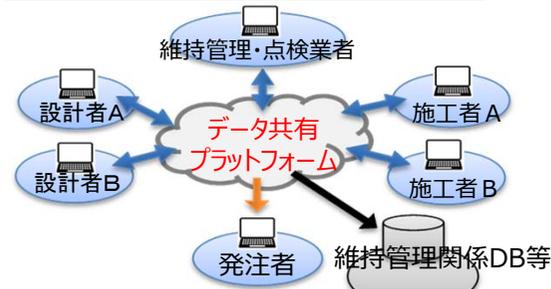


高所作業車を用いた  
検尺による計測

3次元計測機器の活用

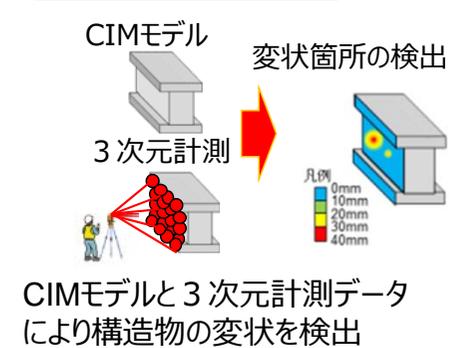
3次元表示した出来形分布  
レーザースキャナ等を用いた面的管理

### ● 受発注者間でのデータ共有方法



一元的な情報共有システムの構築

### ● 維持管理の効率化



CIMモデルと3次元計測データ  
により構造物の変状を検出

# <災害復旧時の対応>

## 災害復旧における入札契約方式の活用状況

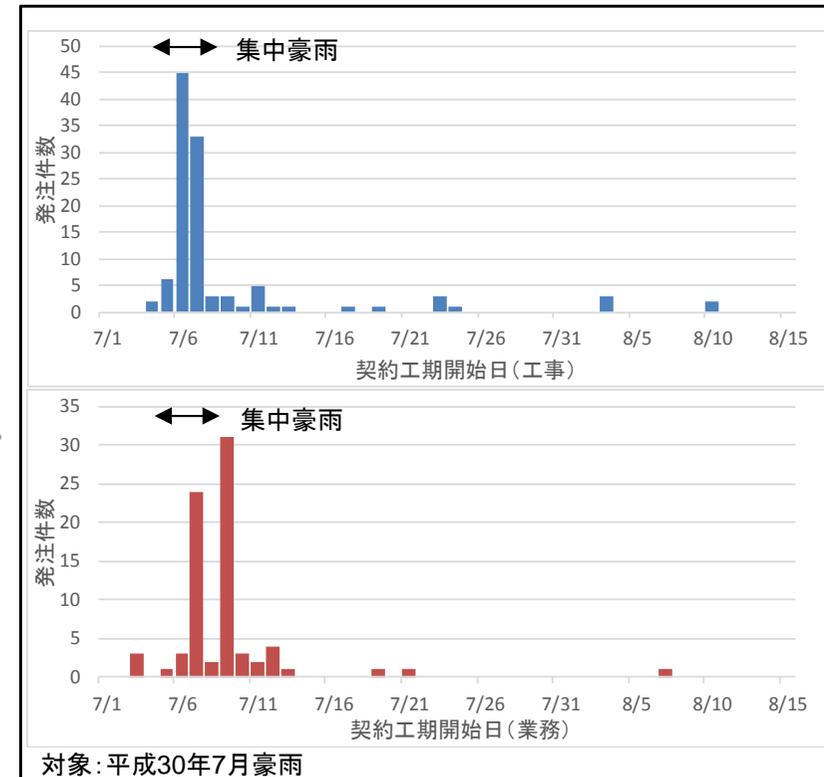
- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成(平成29年7月)。
- 地方公共団体に対して、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知。
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。また、平成30年北海道胆振東部地震では、直轄で、約2件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。

### ■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧		随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式(一般競争・総合評価落札方式他)	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合

平成30年7月豪雨での随意契約の発注時期



# 施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

## ①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債<sup>(注1)</sup>及びゼロ国債<sup>(注2)</sup>)を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2か年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

## ②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

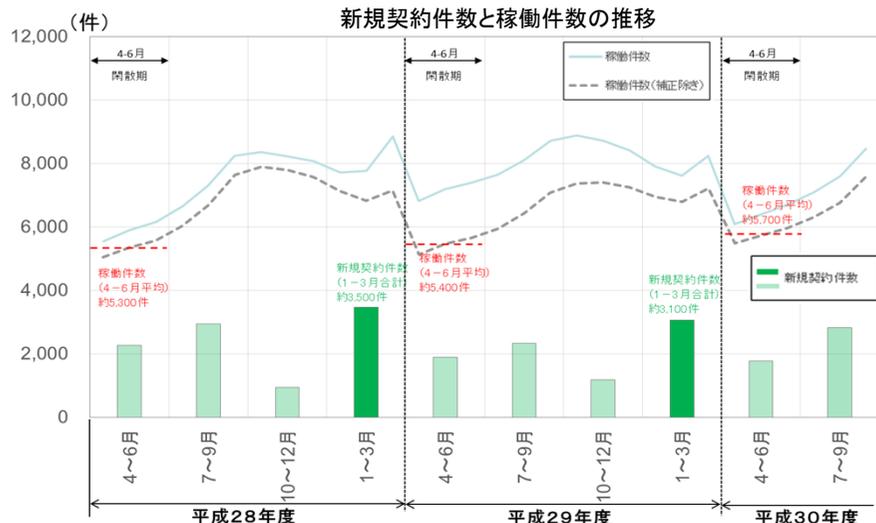
全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%)

国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

## ③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請



※国土交通省直轄工事を対象(港湾・空港除く)  
※新規契約件数については、補正予算も含む

[各地区のページ] 【東北地方発注者協議会】平成25年11月1日現在

※○○地区の発注見通し  
○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

※平成25年11月1日現在に公表した見込みの工事数を記載しています。  
※予定年度が2025年度以上の土木・建設の工事数を記載しています。  
※プレストレストコンクリート工事、鋼橋上り工事については、東北地方整備局長発注工事のみ記載しています。  
※下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また一部掲載のない発注機関は工事発注予定数がありません。  
発注機関名: ○○市、○○町、○○村

※ここに記載する内容は、平成25年11月1日現在の見込みであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。  
また、主要建設費対費用見込み量は、公表時点の概算の見込み数であり、公表後変更することがあります。  
※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

○各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関名	担当部署	工事名称	工事種別(前)	工事種別(当)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	建設課	国道○○線 橋下工事	○○県	○○市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年〇月	約〇ヶ月	構設工:1基 保続工:1基	3000~5000万円	構設工:1基 保続工:1基 ※保続工は、当該橋の参加が可能な工事となります。
○○市	○○課	一般国道○○線 道路改良工事	○○県	○○市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年〇月	約〇ヶ月	構設工:1,000~2000万円 保続工:1,000万円	1000~5100万円	
○○市	○○課	○○地区 道路建設 道路改良工事	○○県	○○市	指名競争入札	土木工事	平成29年〇月	〇日	建設工:1式		

【土木】  
【建設】

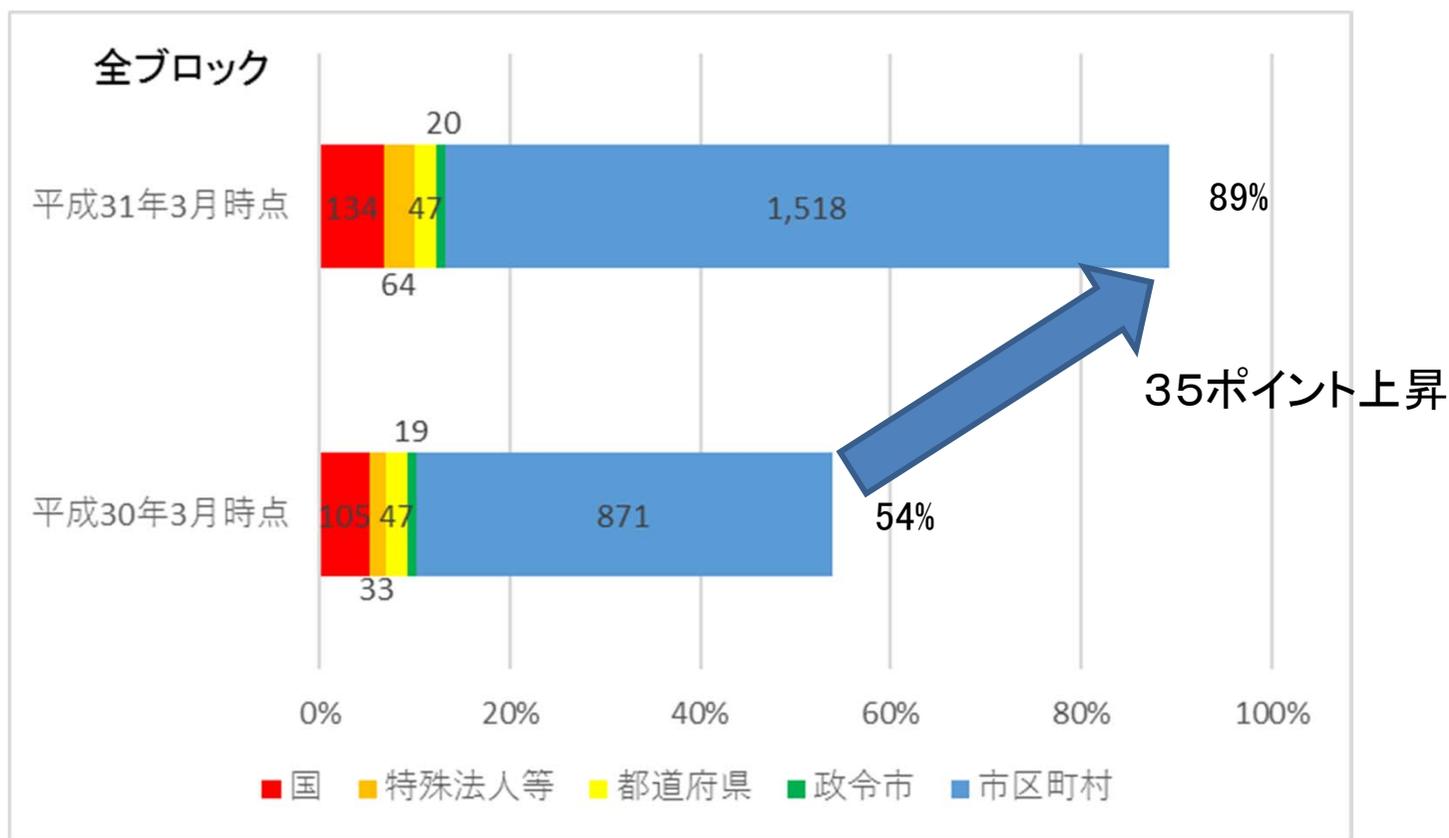
注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

# 発注見通しの統合・公表

○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇  
 ⇒平成31年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。

発注見通しの統合・公表への参加率の推移



全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

# 平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

## 平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4~6月稼働件数の平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)  
 年度の平均稼働件数(2.75件)

# 令和元年度 地域発注者協議会 本省からの情報提供 参考資料

---

## 1. 適正な価格による契約

### (1) 予定価格の適正な設定

- ・労務及び資材等の最新の実勢価格を踏まえた適正な積算
- ・被災地における見積活用の積極的な活用

### (2) ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準制度又は最低制限価格制度の活用の徹底

### (3) 設計変更等の適切な実施

- ・設計図書の変更及び請負代金額又は工期の変更
- ・建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- ・遠隔地からの建設資材調達や労働者確保に係る設計変更等
- ・スライド条項の適切な設定・活用

## 2. 適正な工期設定

- ・適正工期ガイドラインに基づく適正な工期設定
- ・週休2日工事の実施に必要な費用の労務費、共通仮設費等への反映

## 3. 技術者・技能者等の効率的活用

### (1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- ・人手不足が懸念される地域における複数工区での発注
- ・施工箇所が点在する工事の間接費の適切な積算

### (2) 技術者の専任等に係る取扱い

- ・主任技術者又は監理技術者の専任の明確化

## 4. 施工時期等の平準化

- ・債務負担行為の活用、余裕期間の設定、繰越制度の活用
- ・各発注者の発注見通しの統合・公表

## 5. 災害復旧事業における入札契約手続の迅速化

- ・災害復旧事業における随意契約・指名競争入札の活用
- ・適切な地域要件の設定や地域への精通度の適切な企業評価などによる、地域の建設業者の受注機会の確保
- ・入札手続事務の改善及び効率化

## 6. 地域の建設業者の受注機会の確保

- ・適切な地域要件の設定
- ・地域への精通度等の適切な企業評価

## 7. 建設業者の資金調達円滑化のための取組

- ・前金払制度のさらなる活用
- ・前金払いの迅速かつ円滑な実施

## 8. 就労環境の改善

- ・社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- ・前払金、中間前払金の活用
- ・適正な工期の設定、柔軟な設計変更

## 9. 調査及び設計の円滑な実施

- ・調査及び設計の発注についても、公共工事に準じた円滑な施工確保の取組の実施

# 直轄工事における施工確保対策(1/2)

平成30年度第2次補正予算の成立にあわせて、円滑な施工確保に向けた通知を发出。

## 入札・契約関係

- 1.発注者間の連携体制強化(発注見通しの統合・公表)
- 2.総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や技術審査・評価業務の効率化の徹底
  - ・総合評価落札方式における評価項目の適切な設定(チャレンジ型等の活用)
  - ・一括審査方式の積極的活用
  - ・総合評価落札方式における簡易確認型の実施
  - ・入札書及び技術資料の同時提出の適用除外※H30年度2次補正
  - ・手続き期間の短縮
- 3.工事の種類・現場条件等を考慮した概算数量発注の積極的活用
- 4.指名競争入札方式の活用
- 5.災害復旧工事においては、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努める。
- 6.発注見通しの速やかな公表の徹底

## 設計・積算関係

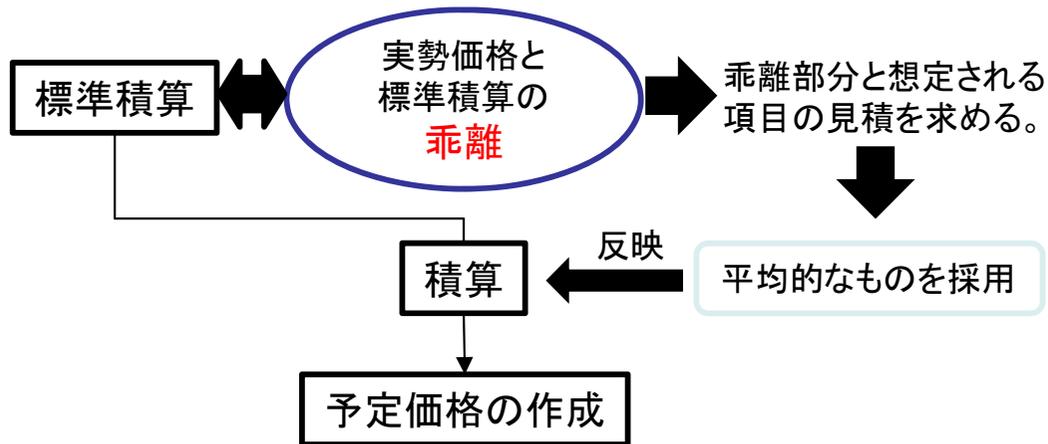
- 1.見積の積極活用
  - ・一部の工種・建設資材等について、当初発注から見積活用
    - ✓ 河川維持工(伐木除根工)
    - ✓ 砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
    - ✓ 電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
    - ✓ 鋼矢板
    - ✓ 高力ボルト
    - ✓ その他、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事
  - ・『営繕積算方式』活用マニュアルに以下の内容を追記して拡充し、全国展開
    - ✓ 見積活用の対象の明確化(標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を含む)
    - ✓ 小規模改修工事の単価補正
    - ✓ 工期が長期となる小規模改修工事における共通仮設費及び現場管理費の補正
- 2.遠隔地からの建設資材調達 及び 地域外からの労働者確保に要する設計変更
- 3.施工箇所が点在する工事の間接費の積算

## その他

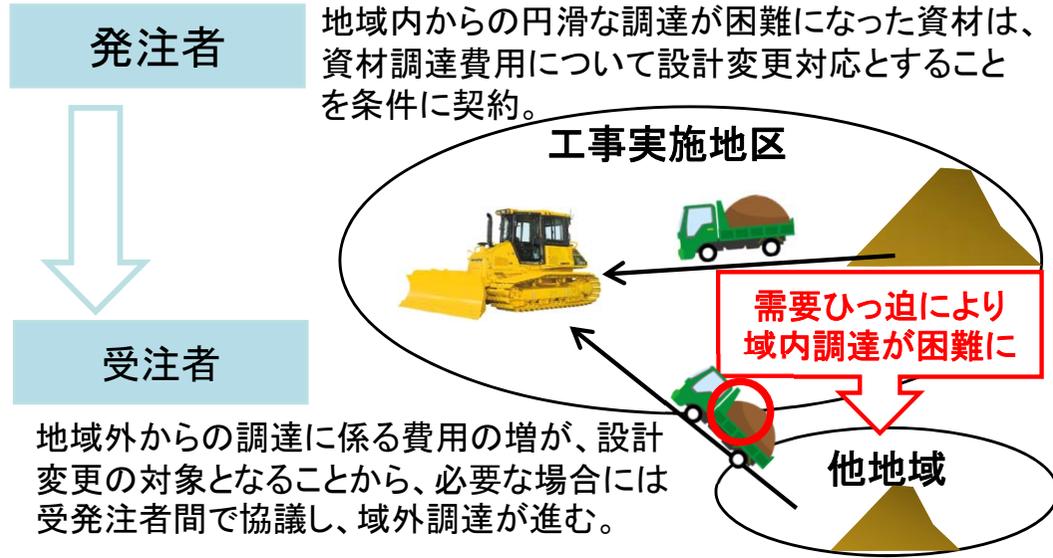
- 1.余裕期間制度の活用
  - ・活用の原則化
  - ・余裕期間の上限の緩和(工期の30%・4ヶ月⇒40%・5ヶ月)

# 直轄工事における施工確保対策(2/2)

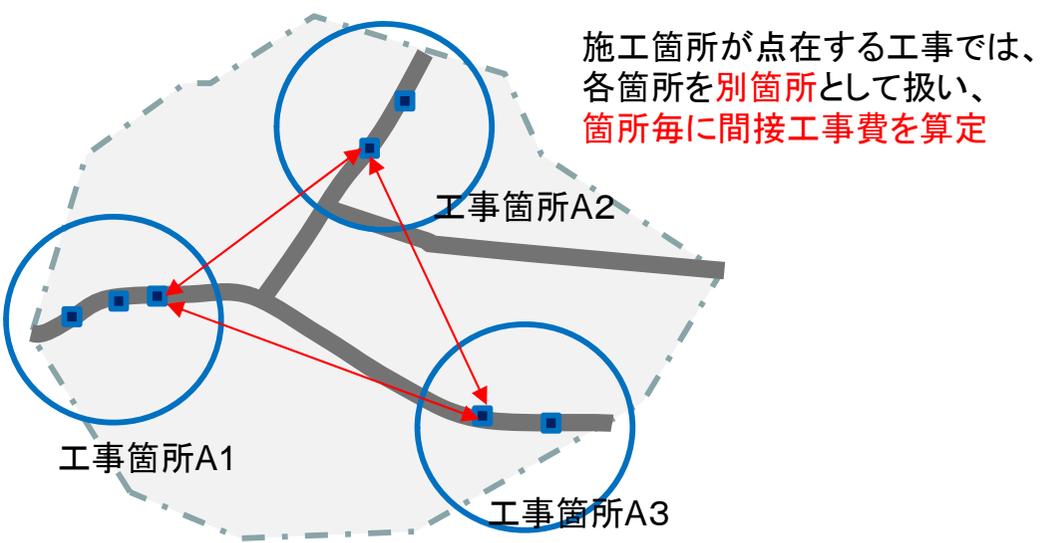
## 見積の積極活用



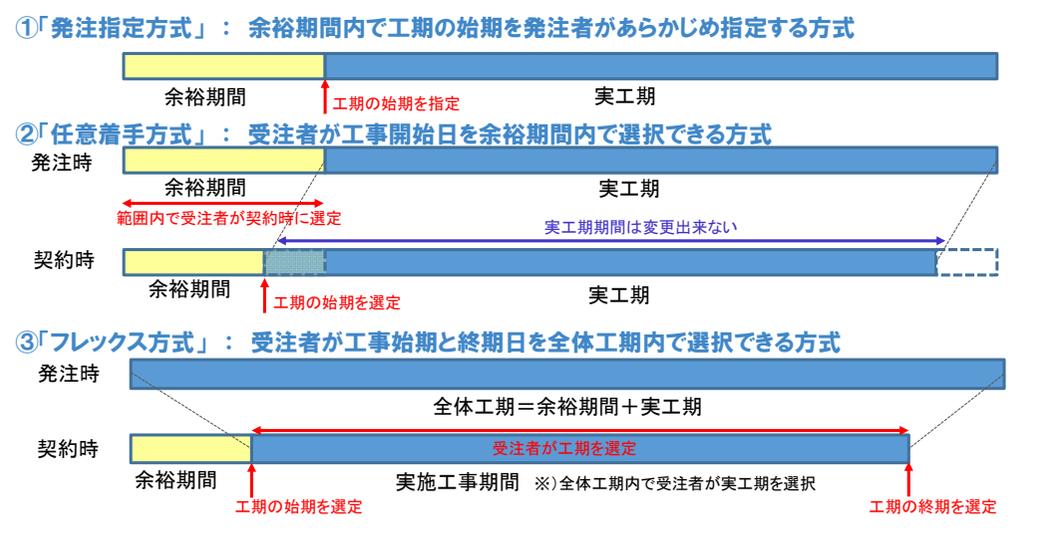
## 遠隔地からの建設資材調達・地域外からの労働者確保



## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算



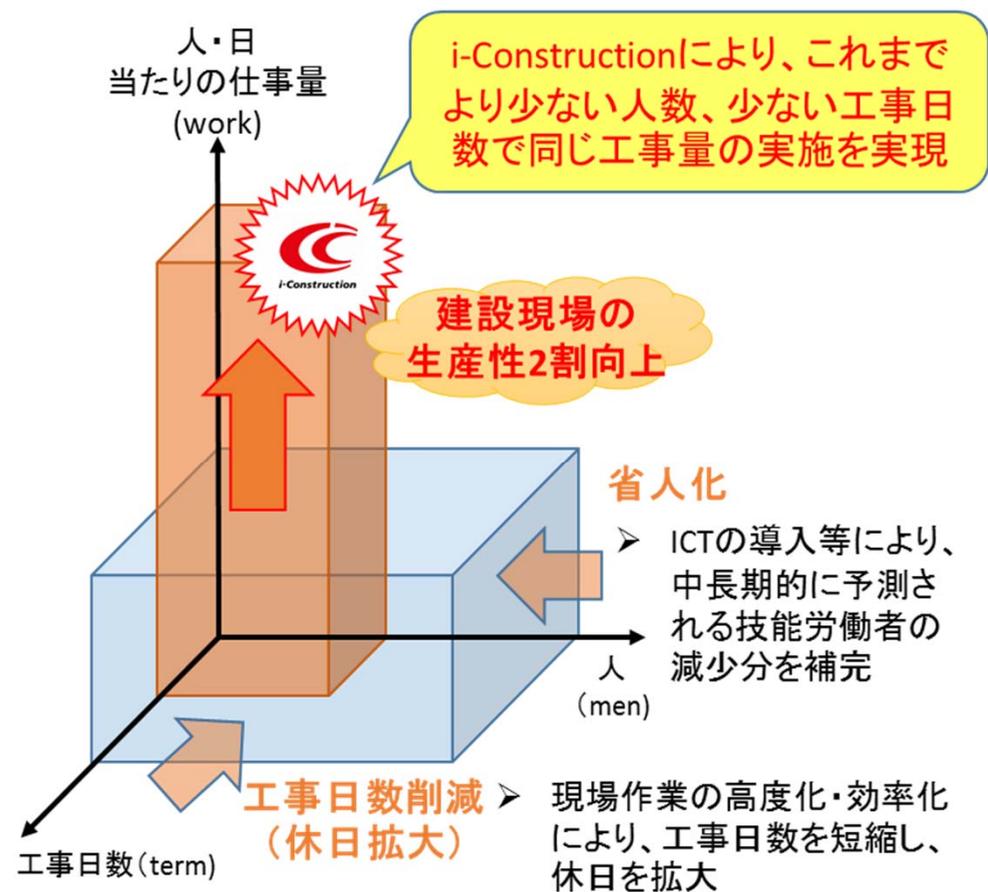
## 余裕期間制度



# i-Construction ～建設業の生産性向上～

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

## 【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの土工への活用イメージ (ICT土工)

# i-Construction トップランナー施策 (H28~)

## ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

## 【建設現場におけるICT活用事例】

### 《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

### 《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

### 《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

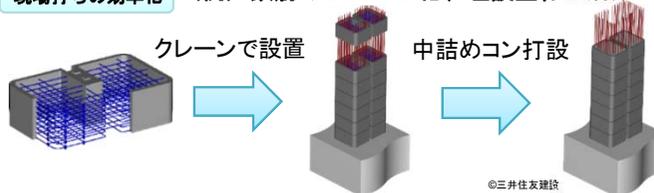
## 全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。



コンクリート工の生産性向上のための3要素

### 現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用

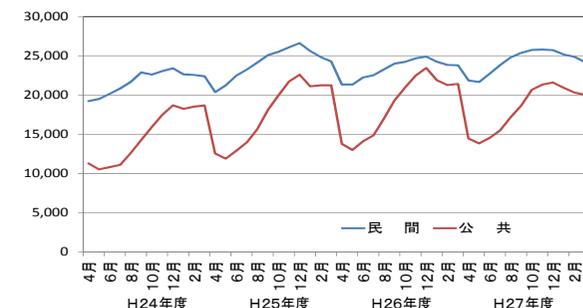


### プレキャストの進歩 (例) 定型部材を組み合わせた施工

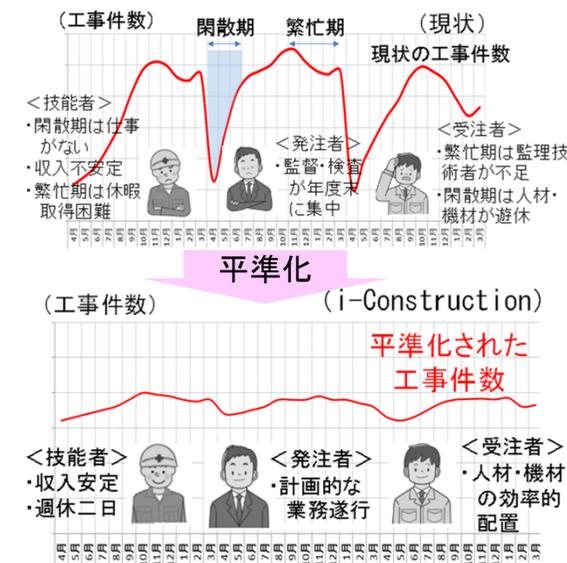


## 施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



出典:建設総合統計より算出



# ICT活用状況と効果 ～土工・舗装・浚渫～

- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成30年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、**約5割の570件の工事でICT土工を実施**し、平成29年度の活用工事では、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

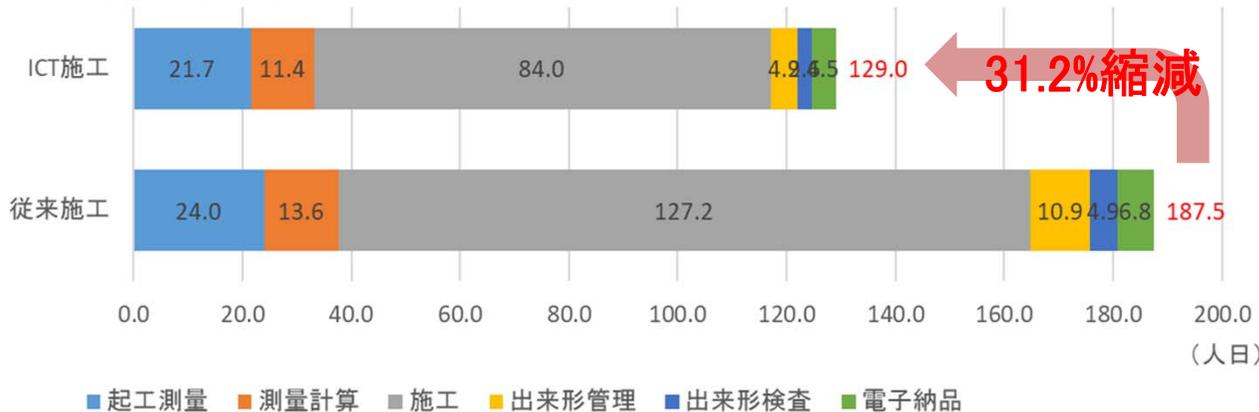
## ■ ICT施工の実施状況

(H30年11月時点)※浚渫工は港湾含む

工種	H28年度		H29年度		H30年度	
	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	<b>1,279</b>	<b>617</b>
舗装工	—	—	197	79	<b>175</b>	<b>57</b>
浚渫工	—	—	28	24	<b>66</b>	<b>54</b>

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約300件で実施  
H30年度は約1,700件を公告予定

## ■ ICT施工の効果 (H29)



ICT活用工事受注者に対する活用効果調査 (H29、N=274) より

## ■ i-Constructionに関する研修

(H30年11月時点)

	H28年度	H29年度	H30年度
施工業者向け	281	356	<b>200</b>
発注者向け	363	373	<b>220</b>
合計※	644	729	<b>420</b>

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

## ■ ベストプラクティスの共有等

・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の拡充



第2回表彰式(H31.1.21)開催

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施
  - ➔ 継続的に3次元データを活用することで、業務プロセスの改善に取り組み、建設生産・管理システム全体の効率化に向けた不断の改善を図る



**i-Constructionモデル事務所**

事業全体を統合モデル管理

地形・地質モデル（調査、測量）

設計モデル（検討・調整）

施工モデル（属性付与）

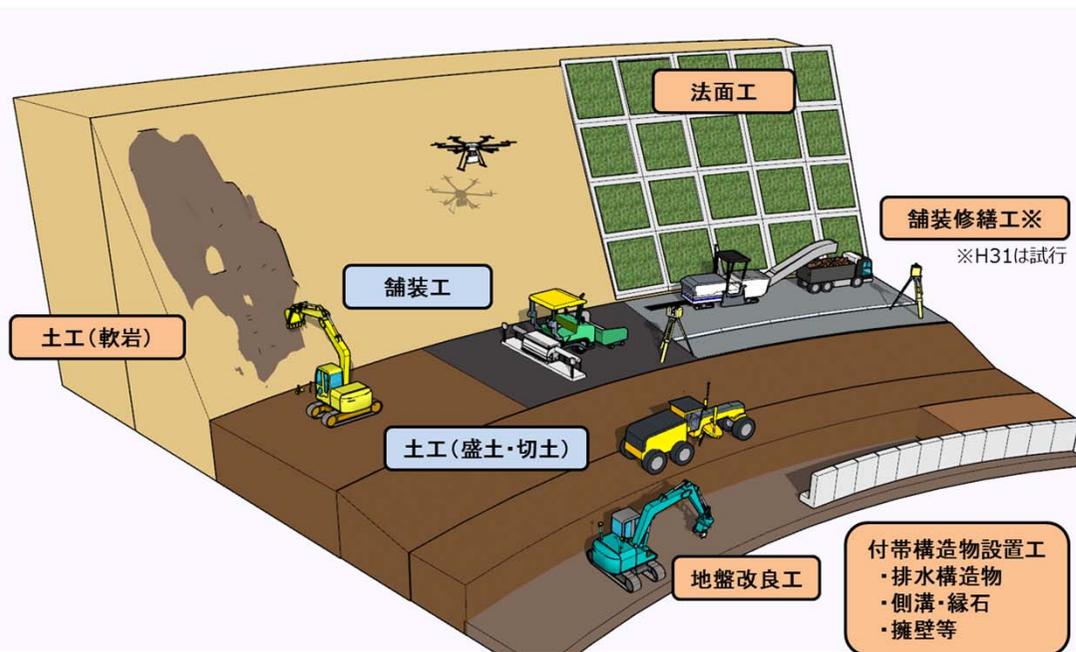
VR等の最新機器の活用

現地確認（360°カメラ）

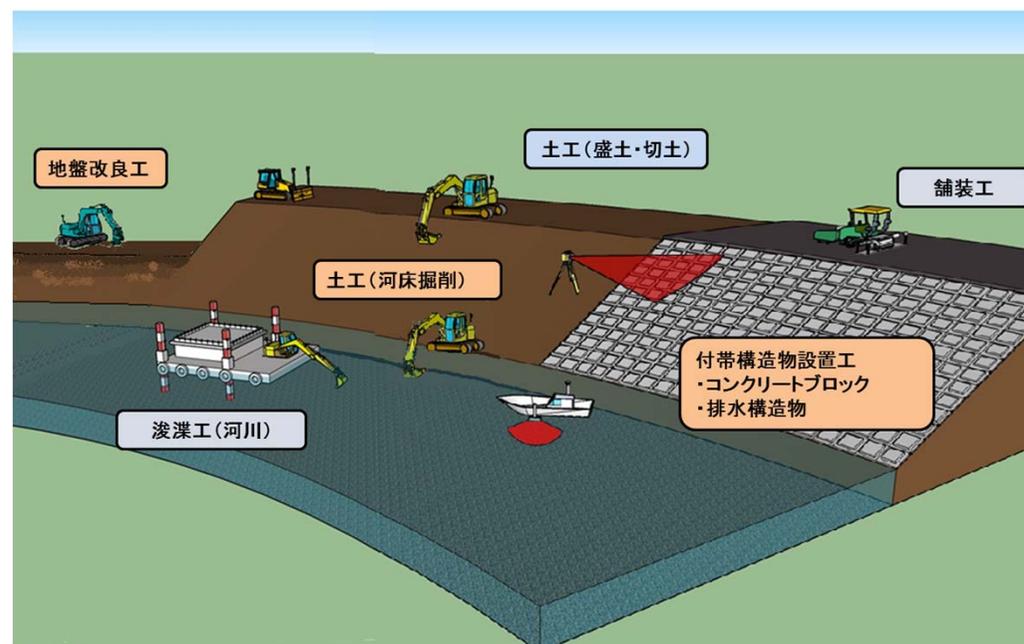
効果の検証、ノウハウの蓄積

- 工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』を実施
  - ➔ 工事現場で施工される工種の大部分でICTを活用するため、工事全体の3D設計データを作成し、施工・出来形管理を3Dデータで実施
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポート

## ICT-Full活用工事 ～道路改良工事の例～



## ICT-Full活用工事 ～河川改修工事の例～



: ICT導入済み
 
 : 来年度よりICT導入

- 平成28年度の土工を皮切りに、主要工種から順次、ICT活用に向けた基準類を整備

H28	H29	H30	H31	H32以降
生産性革命元年	前進の年	深化の年	貫徹の年	
<b>ICT土工</b>				
	<b>ICT舗装工</b> (H29アスファルト舗装・H30コンクリート舗装)			
	<b>ICT浚渫工</b>			
		<b>ICT浚渫工 (河川)</b>		
			<b>ICT地盤改良工</b>	
			<b>ICT法面工</b>	
			<b>ICT付帯構造物設置工</b>	
15基準 (新規9・改定6)	33基準 (新規15・改定18)	30基準 (新規13・改定17)	29基準 (新規14・改定15) 予定	

※測量分野については、平成30年度からICT活用拡大 (1基準を新規策定、1基準を改定)

※維持管理分野 (点検) については、平成30年度からICT活用拡大 (2基準を新規策定)

※建築分野 (官庁営繕) については、平成30年度からICT活用拡大 (1基準を新規策定、1基準を改定)

# 平成30年度 i-Construction大賞の表彰について

- ・建設現場の生産性向上（i-Construction）の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設
- ・第2回目の平成30年度は、平成29年度に完成した国や**地方公共団体等**が発注した工事・**業務**での元請け企業の取組や**i-Construction推進コンソーシアム会員の取組**などに対象を拡大（大臣賞3団体、優秀賞22団体）

## ○ 国土交通大臣賞

業者名	本社所在地
株式会社 加藤組	広島県
田中産業 株式会社	新潟県
株式会社 政工務店	佐賀県

## ○ 優秀賞

業者名	本社所在地
宮坂建設工業 株式会社	北海道
株式会社 佐藤工務店	宮城県
水郷建設 株式会社	茨城県
株式会社 小島組	愛知県
国際測地 株式会社	東京都
共和土木 株式会社	富山県
中日建設 株式会社	愛知県
株式会社 おかむら	愛知県
株式会社 吉川組	京都府
株式会社 大竹組	徳島県
岡本建設 株式会社	佐賀県
株式会社 大寛組	沖縄県
高砂熱学工業 株式会社	東京都
戸田建設・鹿内組特定建設工事共同企業体	東京都 / 青森県
小川工業 株式会社	埼玉県
株式会社 正治組	静岡県
八木建設 株式会社	徳島県
増崎建設 株式会社	長崎県
ライト工業 株式会社	東京都
株式会社 コイシ	大分県
一般社団法人 Civilユーザ会	東京都
フタバコンサルタント 株式会社	福島県

## ■ 平成30年度表彰式（H31.1.21）



## ■ 平成30年度 大臣賞受賞団体の取組（例）



全国初の3Dガイダンスミニショ  
ベルを構築【(株)加藤組】

ICTバックホウによる層毎の高  
さ設置等により作業を効率化  
【田中産業(株)】

18台ものICT建機を保有するとともに、関連  
企業への講習会等を随時実施し、ICT施工  
の有用性の波及を促進【(株)政工務店】

# ●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案 概要

## 背景・必要性

### 1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

### 2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

### 3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

### 4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要

### 1. 災害時の緊急対応の充実強化

【**基本理念**】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

#### 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

### 2. 働き方改革への対応

【**基本理念**】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

#### 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【**公共工事等を実施する者の責務**】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

### 3. 生産性向上への取組

【**基本理念、発注者・受注者の責務**】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

### 4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

### 5. その他

#### (1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 【**発注者の責務**】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

#### (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 【**基本理念**】

#### (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

## 背景・必要性

### 1. 建設業の働き方改革の促進

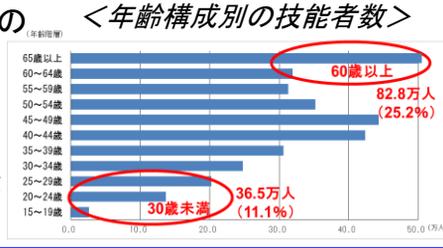
- **長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。**  
 ※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

＜時間外労働の上限規制＞

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることを出来ないもの：
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

### 2. 建設現場の生産性の向上

- **現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。**



### 3. 持続可能な事業環境の確保

- **地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。**

## 法案の概要

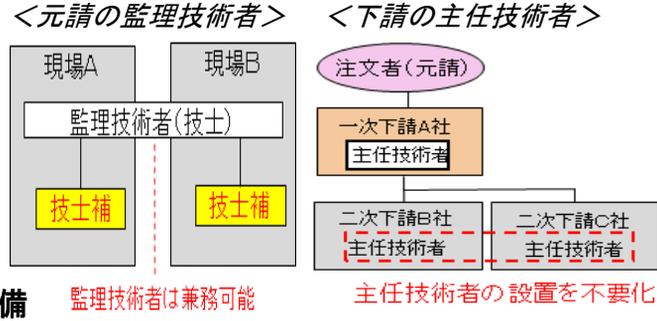
### 1. 建設業の働き方改革の促進

- (1) **長時間労働の是正(工期の適正化等)**
- **中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。**  
 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
  - **公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。**

- (2) **現場の処遇改善**
- **建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。**
  - **下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。**

### 2. 建設現場の生産性の向上

- (1) **限りある人材の有効活用と若者の入職促進**
- **工事現場の技術者に関する規制を合理化。**
    - (i) **元請の監理技術者**に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
    - (ii) **下請の主任技術者**に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。



- (2) **建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備**
- **建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。**

### 3. 持続可能な事業環境の確保

- **経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。**  
 ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- **合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。**

【目標・効果】  
**建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保**

(KPI)・建設業入職者数: 4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度) (1.5万人純増)

- ・技術者・技能労働者の週休2日の割合
  - : 技術者8.5%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)
- ・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合: 91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

# 地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

## 目次

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

# 1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1

# 1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

**四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。**

## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、**発注者は、債務負担行為の積極的な活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。**また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

## 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。**また、**債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。**

2

# 1. 本事例集の趣旨・目的

## 平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

## 平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊤ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊦ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊧ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊨ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊩ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

3

# 2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

## （さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

## （し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## （す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

## （せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

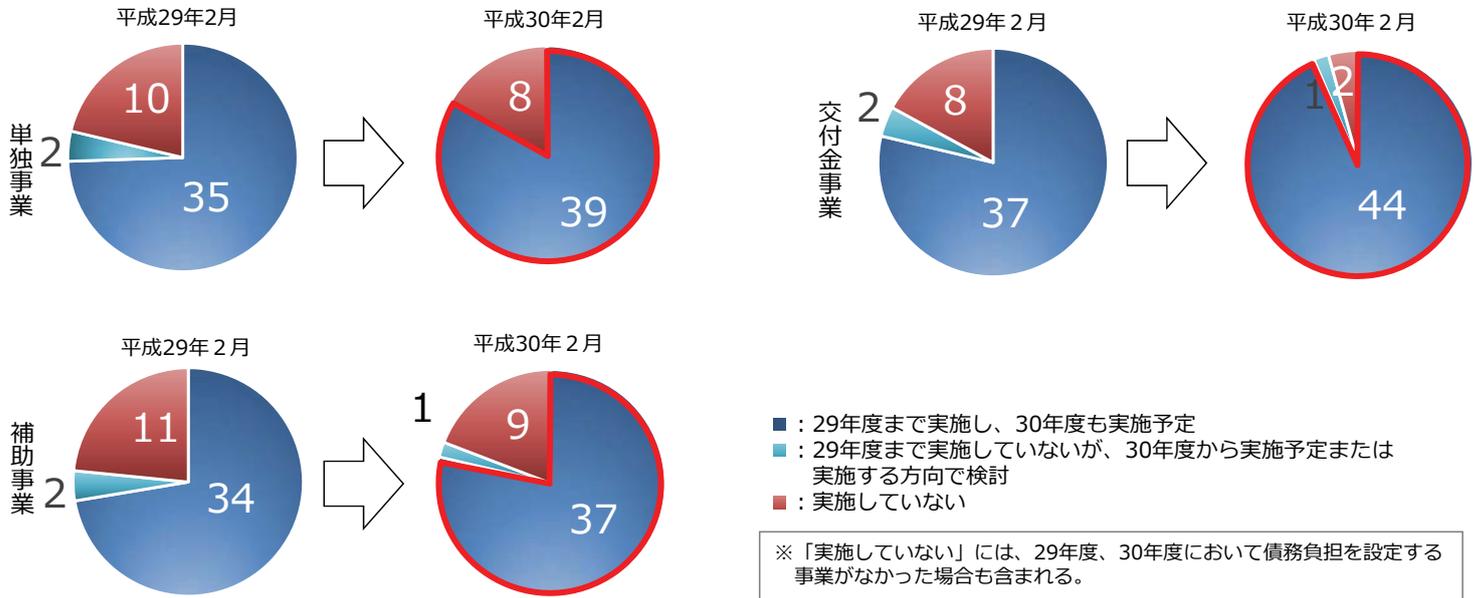
## （そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

4

#### 【債務負担行為の活用状況】

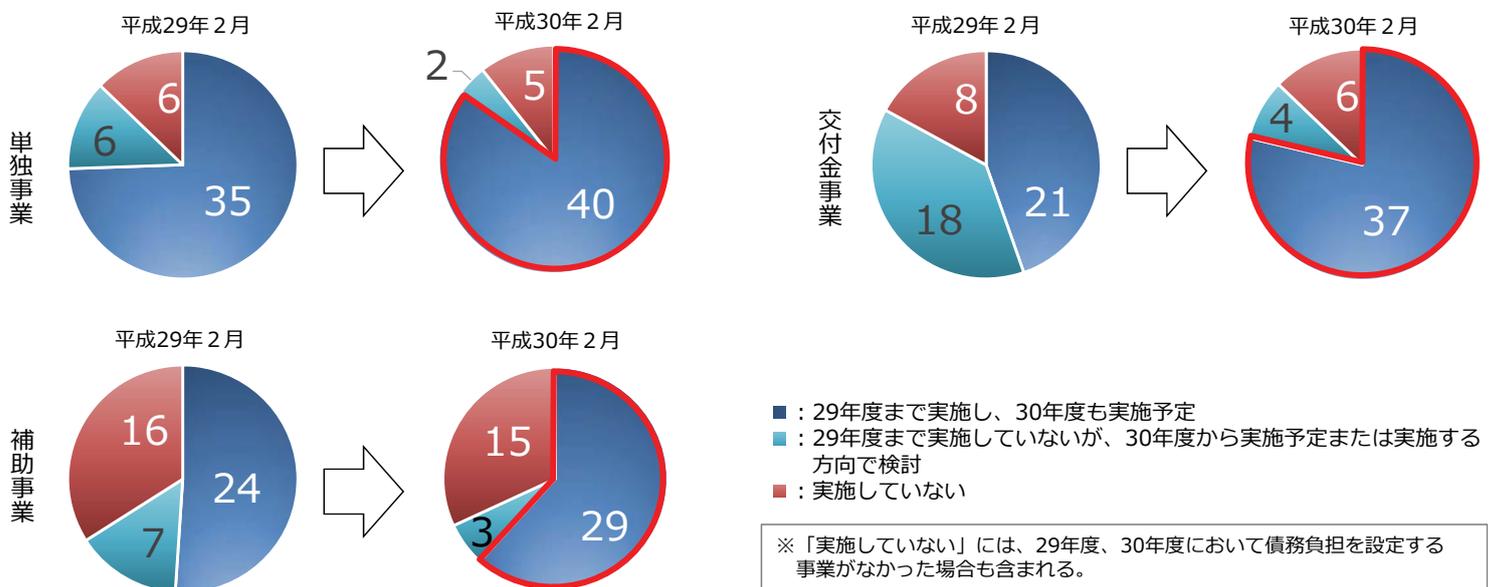
平準化の観点を踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査 (H30.2)より 5

#### 【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点を踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。

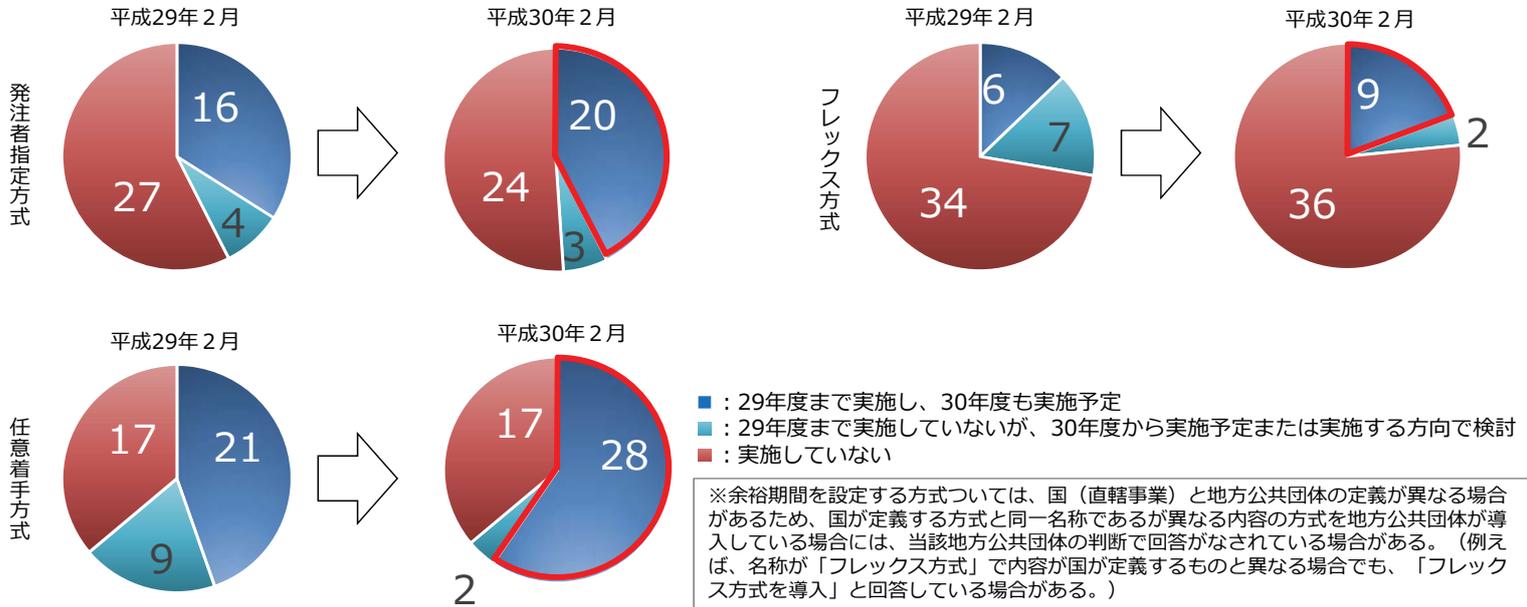


施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査 (H30.2)より 6

#### 【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査（H30.2）より 7

#### 【速やかな繰越手続】

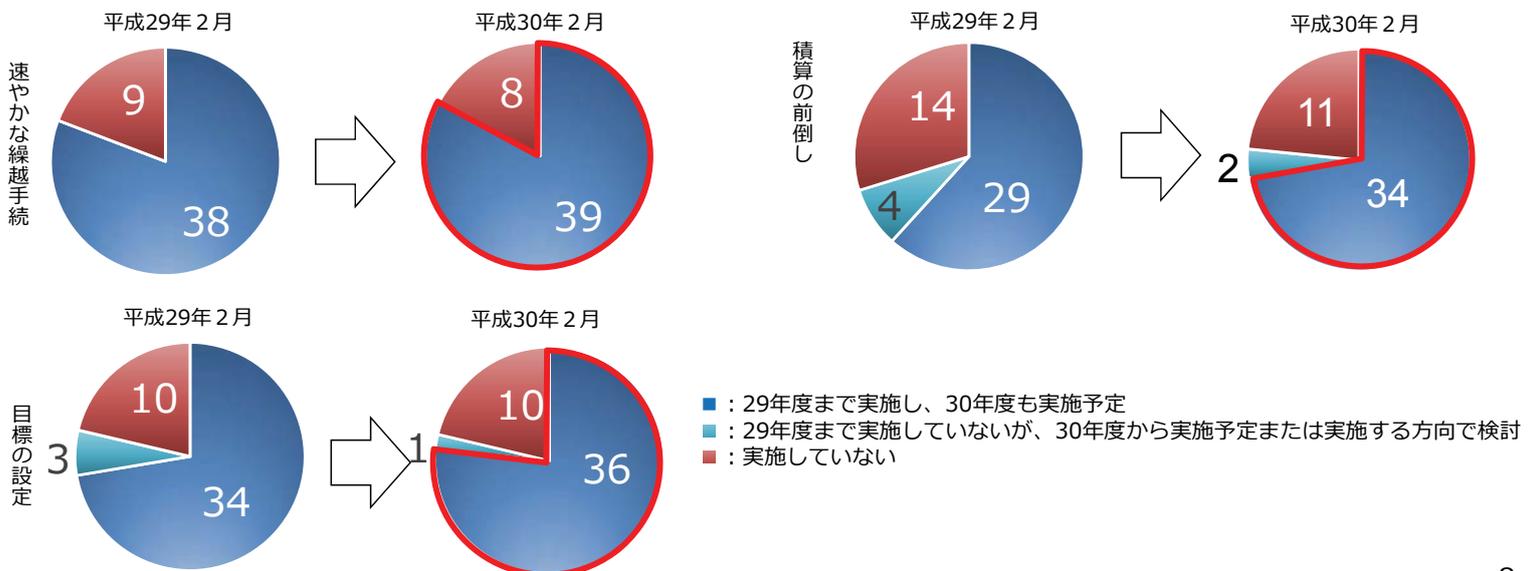
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

#### 【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

#### 【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査（H30.2）より 8

## 4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

### 福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

#### 土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

#### 事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ① 県単事業 限度額 14.4億円 (昨年度設定限度額 10.1億円)
- ② 交付金事業 限度額 10.6億円 (昨年度設定限度額 4.5億円)

#### 対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

- 会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために適正工期を確保する必要があるもの。
  - ・ 国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等



- 出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。
  - ・ 逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等

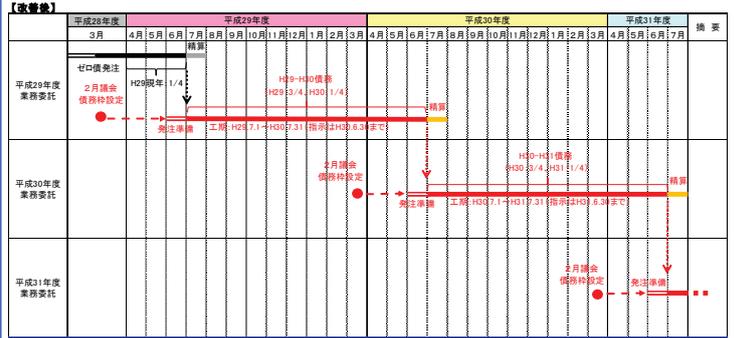
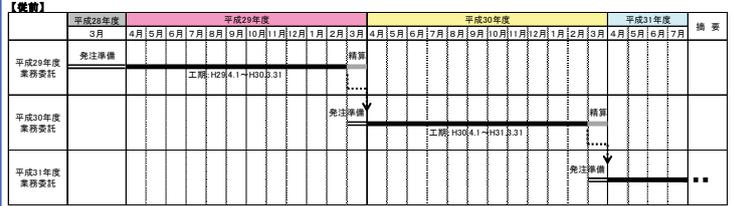


- その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

(福島県HPより)

### 静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の關係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。



9

## 4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

### 青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

- 【社会資本整備総合交付金事業】 40億円
- 【県単独事業】 20億46百万円

### 秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

- 【社会資本整備総合交付金事業】 14億54百万円
- 【県単独事業】 14億85百万円

### 群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。(設定額：20億円)

### 埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。(設定額：32億62百万円)

### 千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。(設定額：28億円)

### 新潟県

施工時期の平準化や、閑散期(第一四半期)における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。(ゼロ県債設定額：77億円(社会資本整備総合交付金事業を含む))

### 富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。(設定額：21億円(うち社会資本整備総合交付金事業5億円))

10

## 4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

### 和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

### 島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

### 岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4千万円  
【県単独事業】 12億8千万円

### 香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

<平成29年度ゼロ債務負担行為設定額>

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円  
【県単独事業】 8億28百万円

### 高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

### 福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円  
【県単独事業】 54億12百万円

11

## 4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

### 佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

### 宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

【交付金】 19億33百万円（H28：10億円）  
【県単独事業】 15億45百万円（H28：14億66百万円）

### 長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

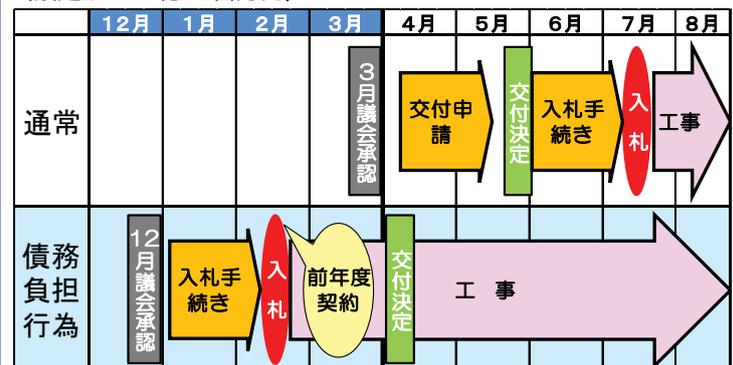
### 熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

### 鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）



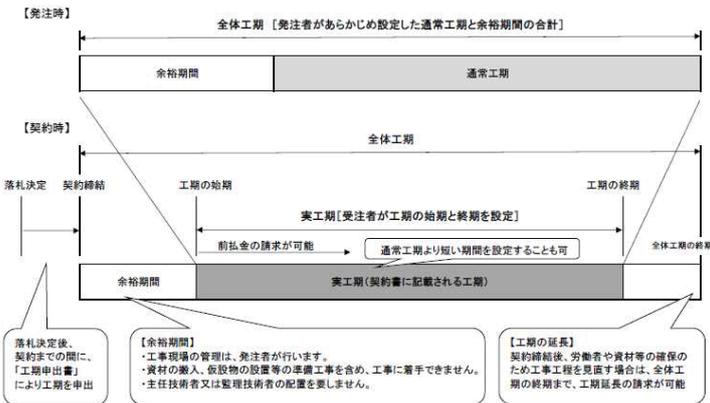
12

北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図



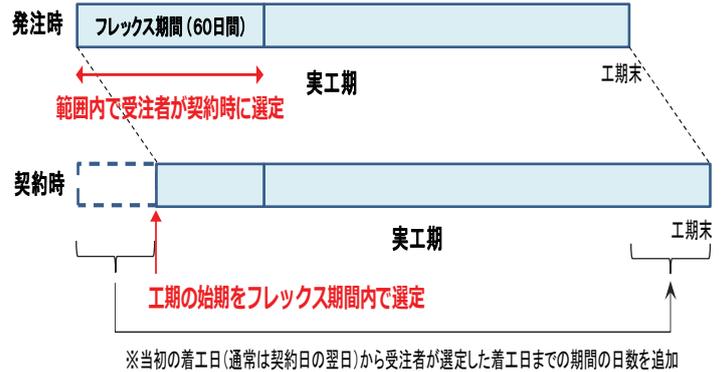
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
- ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
- ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
- ※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日（通常は契約日の翌日）から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できるとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充に向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充に向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

山形県

余裕期間制度の試行

平成28年の状況

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

岩手県

余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ



(岩手県HPより)

平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られたため、試行を継続。

静岡県

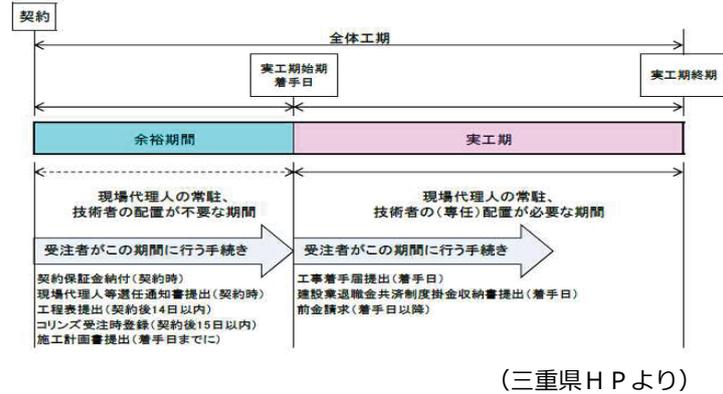
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。

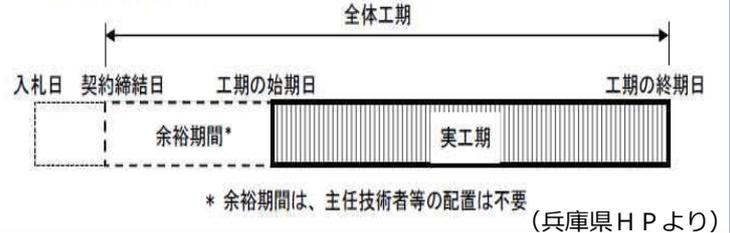


兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。  
 [実施時期] 平成28年4月入札公告分から実施。

<参考> 余裕期間制度を活用した工事



島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

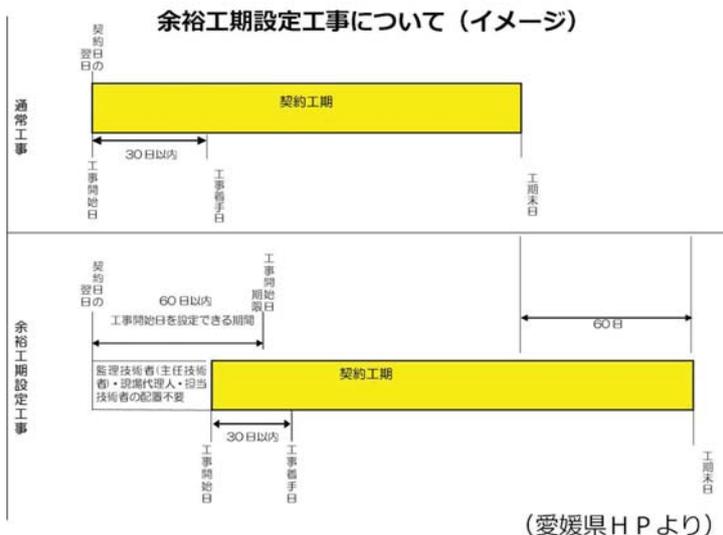
余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。



高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

<発注者指定方式>



<任意選択方式>



（高知県HPより）

## 4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

### 栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会上に提出。

### 福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会上に提出。

### 群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会上に提出。

### 岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

### 埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会上に提出。

### 宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

### 千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会上に提出。

### 沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会上に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会上に提出。

### 石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会上に提出。

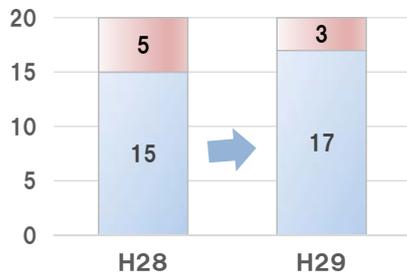
## 5. 市区町村における取組状況①

### 【政令指定都市の取組状況】

○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況を見ると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

（凡例：■実施済み ■未実施）

(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



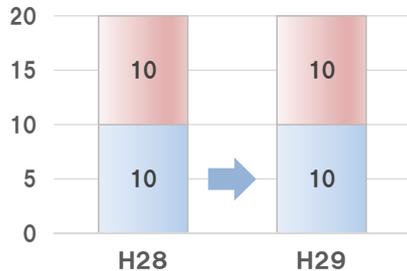
(n=20) 【柔軟な工期設定】



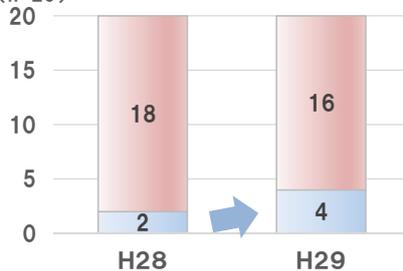
(n=20) 【速やかな繰越手続】



(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】

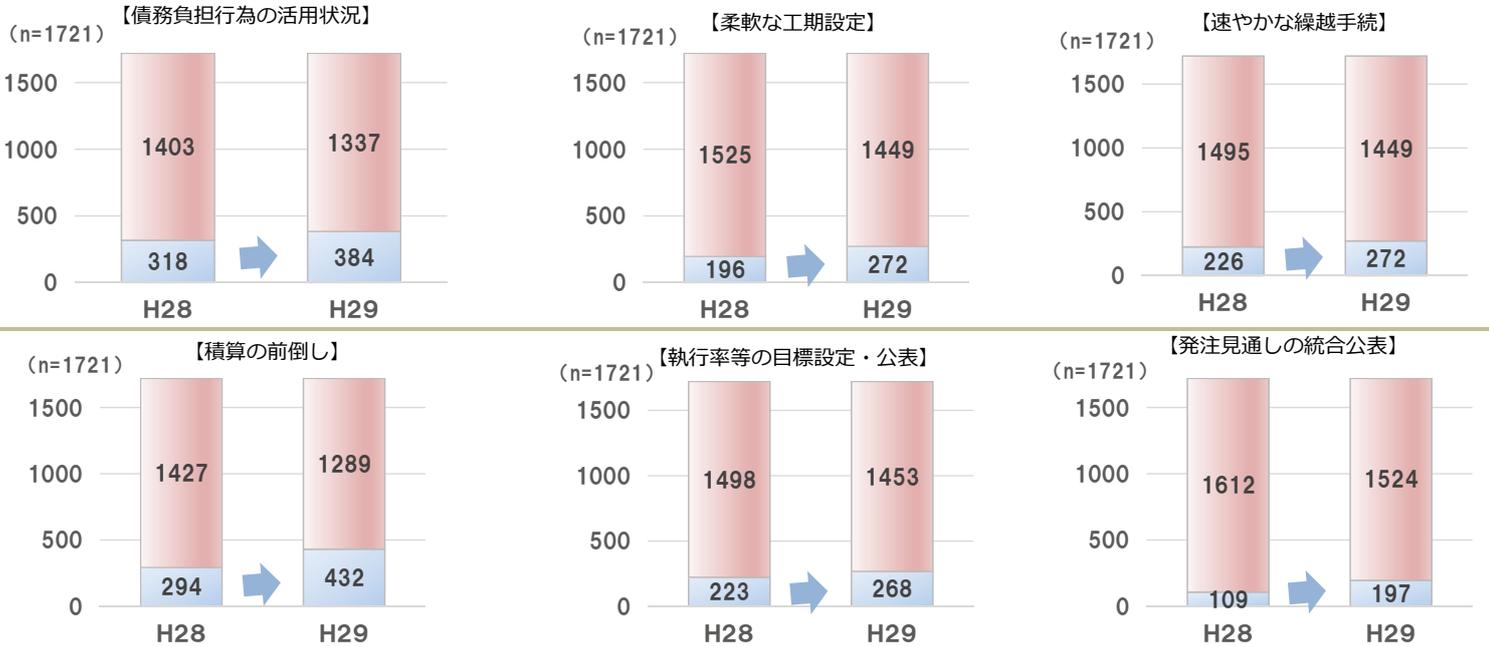


(n=20) 【発注見通しの統合公表】



## 【市区町村の取組状況】

- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。

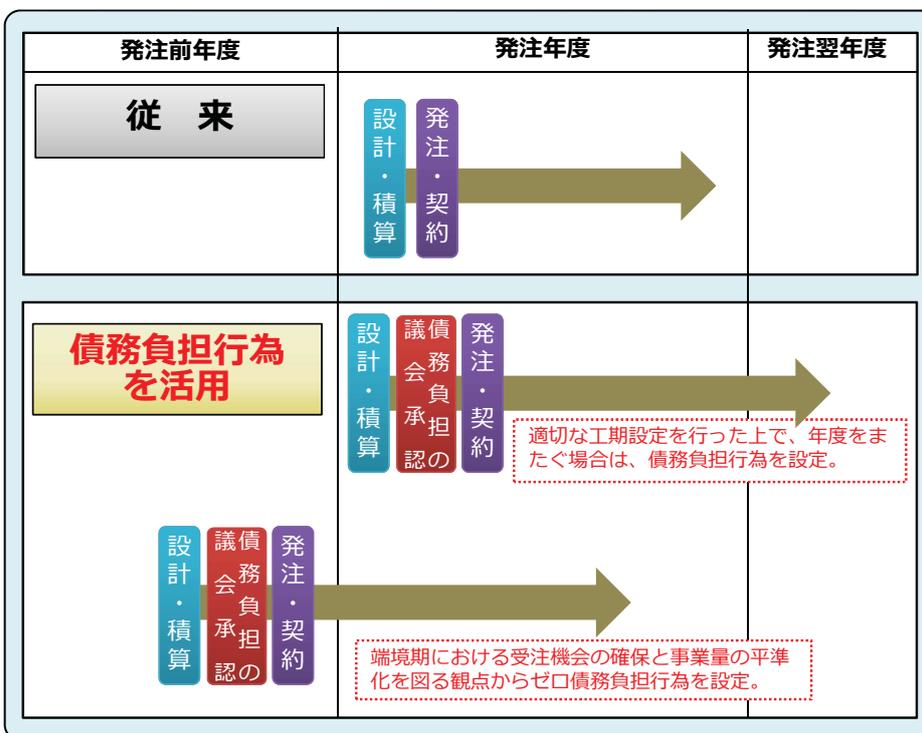


(凡例：■実施済み ■未実施)

平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成29年3月31日時点）より 19

# 6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



## 市区町村の工夫

- ▶ **初年度に前払金が活用できない旨を公告**に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
- ▶ 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、**市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定**している（群馬県太田市）
- ▶ 新年度にならないと前払金が活用できないため、**保証会社の制度を紹介**している（長野県長野市）
- ▶ **計画的に工事路線を選定**することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
- ▶ **契約担当、起工担当及び財政当局で調整**し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

平準化の観点から踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

### 北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

### 北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度（10件程度））

### 青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。  
【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

#### ❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組について

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組みます。

#### 1. ゼロ市債とは

市の会計は「半年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着手することは難しいため、「ゼロ市債」では、「半年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

#### 2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

### 福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

### 群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理工事等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

21

### 群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

### 東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

#### ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行っています。概要は以下のとおりです。

#### ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行っています。概要は以下のとおりです。

[ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 \(PDF 63.0KB\)](#)

（東京都国分寺市HPより）

### 新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度当初の施工を可能にするもの。

（平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円）

#### ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。（新潟県柏崎市HPより）

### 静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

22

## 6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

### 国土交通省における余裕期間制度

#### 発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



#### 任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



#### フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 余裕期間の長さ：工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
- 技術者の配置：
  - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
  - (2) 実工期・実工期期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

### 市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

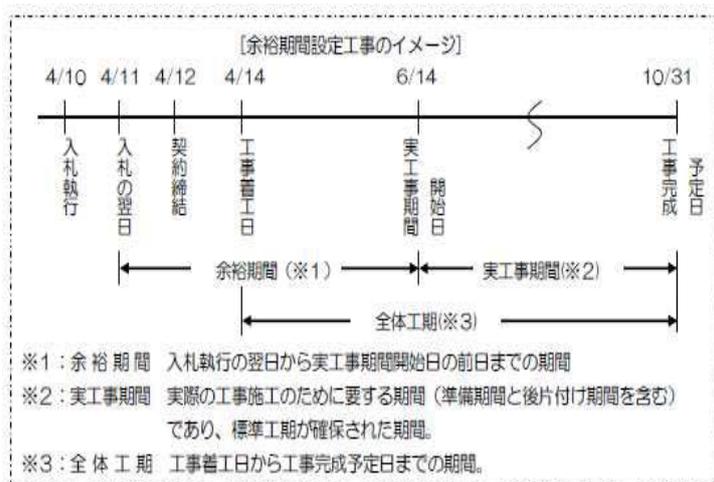
## 6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

### 福島県いわき市

#### 余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



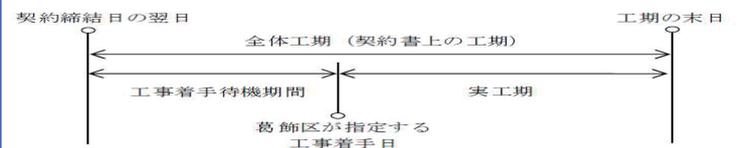
（福島県いわき市HPより）

### 東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

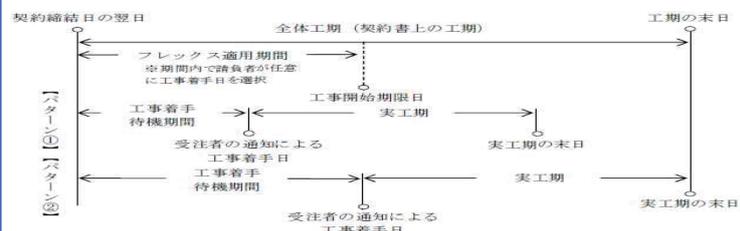
#### ①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



#### ②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



（東京都葛飾区HPより）

宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

広島県広島市

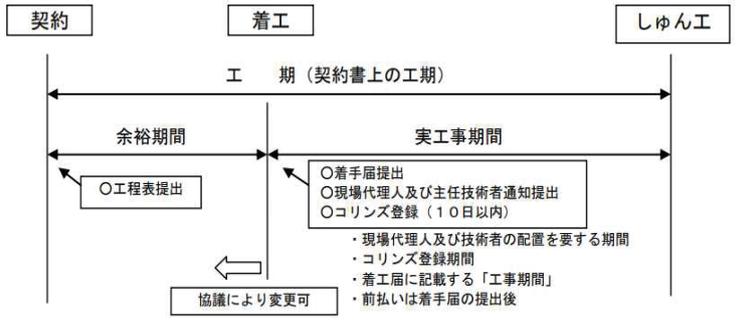
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヵ月を超えない範囲で設定。

福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヵ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

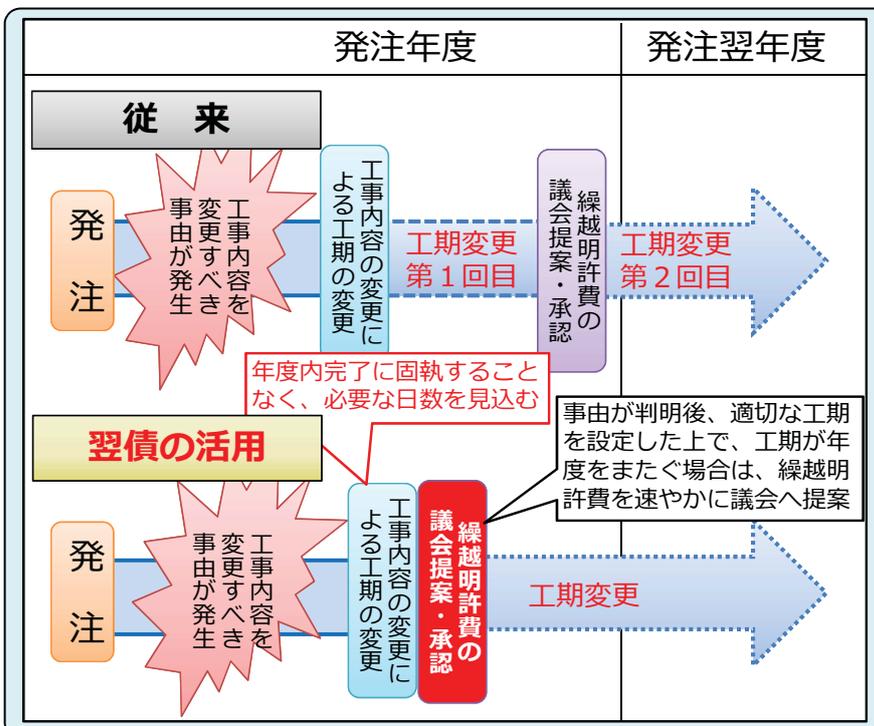


熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際の繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



市区町村の工夫

- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
- 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
- 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
- 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

## 6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむを得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

### 北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

### 広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 東京都八王子市

平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

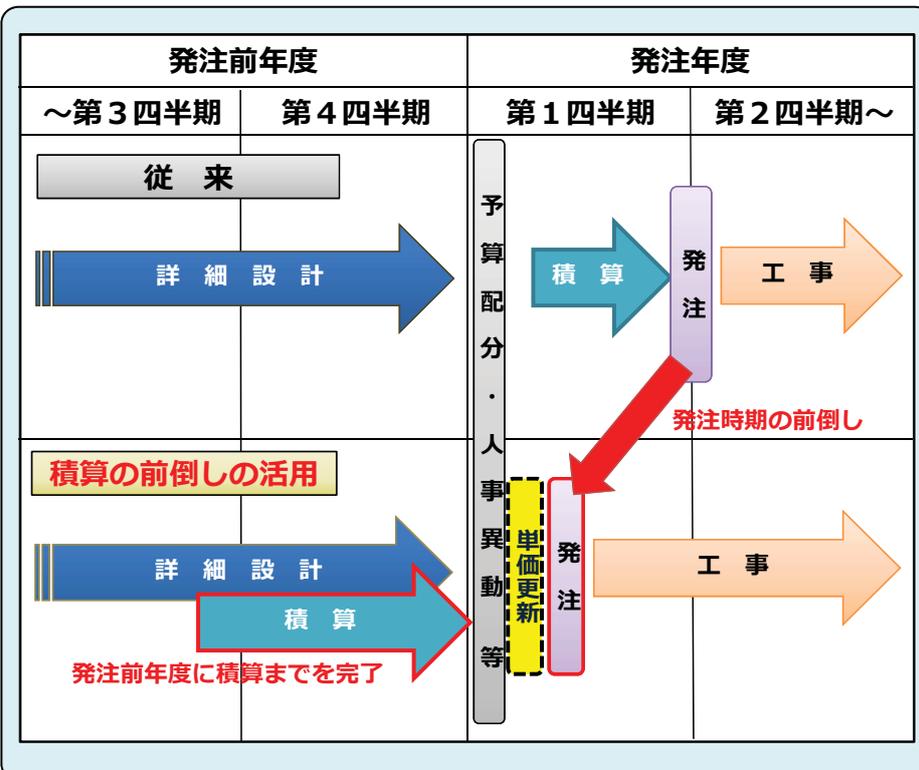
### 鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

27

## 6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続を開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



### 市区町村の工夫

- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

28

早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）

**安曇野市 AZUMINO CITY** 平成30年度建設工事発注予定（4月6日更新）

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

番号	担当課	工事名	概要	業種	工期 （月数）	入札 予定月	方法
1	都市計画課	平成30年度 宮内ふれあい公園 ローラー滑り台各種工事	ローラー滑り台各種 一式	土木一式工事	6 10	競争入札	
2	都市計画課	平成30年度 豊科駅前総合公園マルチゴルフ場増設工事	マルチゴルフ場増設 9ホール コース整備 一式	土木一式工事	6 10	競争入札	
3	建設課	平成30年度 コテージ四季の総合館工事	内装工事 2棟	建築一式工事	3 10	競争入札	
4	社会福祉課	安曇野市新総合体育館増設工事	建築工事 約5000㎡ 屋上面積 約7000㎡	建築一式工事	28 10	総合評価	

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**

【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>

**帯広市 Obihiro City** 建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し（平成30年4月1日現在）

年度	事業	工事名	工事内容	工期	入札契約方式	工期	発注予定時期
平成30年度	道路	中央公園周辺道路改良工事	道路改良工事	約10月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
平成30年度	道路	市道第13号線道路改良工事	道路改良工事	約10月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載している。**

【掲載URL】<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>

**三条市 SANJO CITY** 平成30年度公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

No	発注時期	担当課	工事名	工事場所	工事概要	工期	入札契約方式	工期	入札予定時期
1	新年度	建設課	市道第249号線道路改良工事	井原地区内	約700m	約30月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	新年度	建設課	市道第9号線道路改良工事	野久地区内	約700m	約30月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減した**

【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

市区町村の工夫

- 設計金額が**250万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- **予算編成時より平準化会議を行い、年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- **各部署で年度当初の発注目標を設定し、工事担当職員の意識を高め、早期発注に努め**ている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- **多くの工事が半年度工期のため、年間の工事量の格差が生じている。**

2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ **年度を跨ぐ工事発注**

3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで**債務負担設定し、年度を跨ぐ工事**を発注

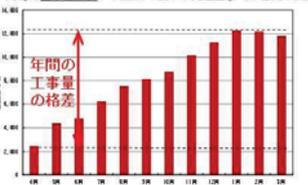
※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

4 取組の効果

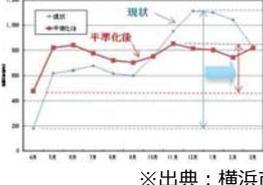
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月別の工事量推計 平成26年度本市発注工事（3億円未満）



平準化効果のイメージ (平成26年度道路修繕事業の月別の工事量推計を基に試算)



※出典：横浜市HP

発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

埼玉県 公共工事発注見通し 発注情報一覧

検索条件を指定して検索ボタンをクリックします。検索条件をリセットするには、クリアボタンをクリックします。

調査区分	建設工事	「調査区分」を変えると「業種/業務」及び「格付」がクリアされます。
調査機関名	指定しない	「調査機関名」を変えると「部署名」及び「課所名」がクリアされます。
部署名	指定しない	「部署名」を変えると「課所名」がクリアされます。
課所名	指定しない	
入札方式	指定しない	
業種/業務	指定しない	「業種/業務」を「指定しない」に変えると「格付」がクリアされます。
格付	指定しない	「格付」を指定するには、「調査区分」と「業種/業務」を指定してください。
調査案件名称		
案件番号	含む	案件場所
公開日	検索範囲	2018年4月12日から2018年4月19日まで
開札日		
表示件数	10	件ごと

指定しない  
埼玉県  
さいたま市  
川崎市  
熊谷市  
川口市  
行田市  
秩父市  
所沢市  
飯能市  
加須市  
本庄市  
東松山市  
春日部市  
狭山市  
羽生市  
鴻巣市

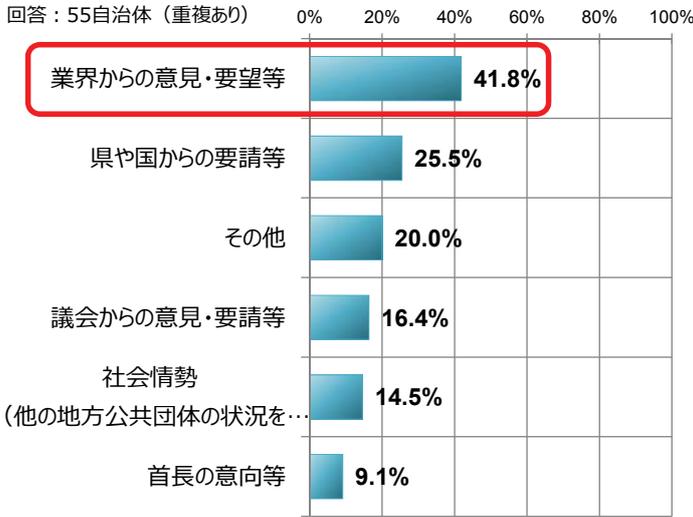
大分県 大分県共同利用型入札情報サービスシステム

県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。

大分県	大分市	別府市	中津市	日田市
佐伯市	臼杵市	津久喜市	竹田市	豊後高田市
宇佐市	杵築市	豊後大野市	由布市	国東市
東国東市	姫島村			
速見町	日出町			
玖珠町	九重町	玖珠		

平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。



- **業界からの意見・要望等**
  - ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
  - ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
  - ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。
- **県や国からの要請等**
  - ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。
- **その他**
  - ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。
- **議会からの意見・要請等**
  - ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
  - ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。
- **社会情勢**
  - ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

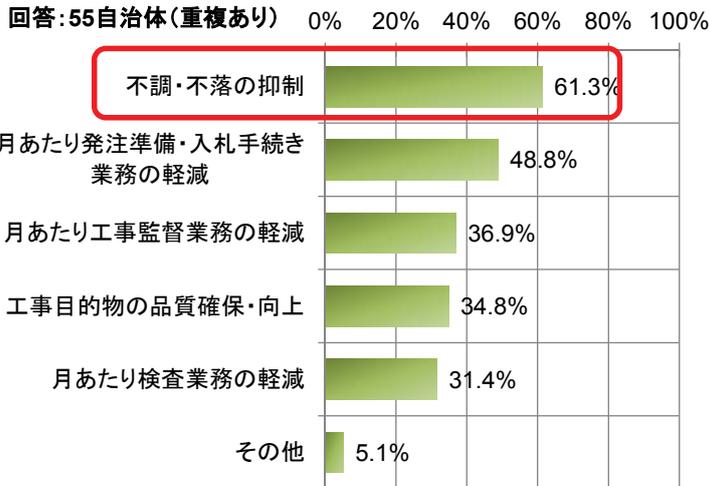
Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるなどの意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するなどの意見が多くみられた。



- **不調・不落の抑制**
  - ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
  - ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
  - ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。
- **月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減**
  - ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
  - ・積算ミスの減少にもつながっている。
  - ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。
- **月あたり工事監督業務の軽減**
  - ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
  - ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● **工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等**

・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

選択肢：月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減／月あたり工事監督業務の軽減／月あたり検査業務の軽減／工事目的物の品質確保・向上／不調・不落の抑制／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、**工事の閑散期がなくなった**。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、**年間の工事計画の平準化に多少効果があった**と考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、**不調、不落が少なくなった**。
- ・ 業界から、**第1四半期も技術者を配置できた**との声があった。

● あまり変わらない

- ・ **災害復旧や社会情勢等の影響**に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、**工事が限定される**（夏休みなど）ものや、**出水期を避けて行う必要がある工事**が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ **補助事業においては申請手続きなどの関係**により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）  
 Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。  
 選択肢：選択肢：①促進した/②やや促進した/③あまり変わらない/④全く促進していない/⑤その他  
 母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化① 国土交通省

適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

① 国庫債務負担行為の積極的活用

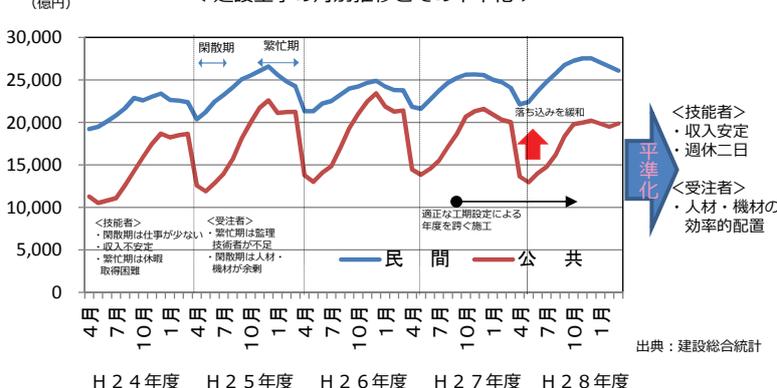
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為（2か年国債（※1）及びゼロ国債（※2））を上積みし、閑散期の工事稼働を改善**

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉  
 H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円  
 ⇒H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定  
 ※H30年度の内訳は、2ヶ年国債 約1,740億円、ゼロ国債 約1,345億円

（参考）補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

＜建設工事の月別推移とその平準化＞



② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大  
 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大**

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.4時点：約1070団体（約54%）  
 国、特殊法人等：138/206、都道府県：47/47、政令指定都市：19/20、市町村：871/1722（H30.4時点）



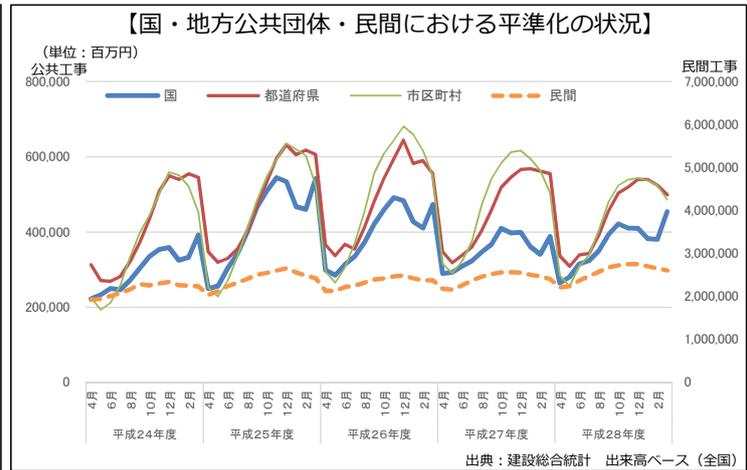
業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③ 地方公共団体等への取組要請  
 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
 ※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について**」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また「**余裕期間制度の活用について**」（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用等**により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、**社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる**ところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、**工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。**

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、**工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。**

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、**債務負担行為等を適切に活用すること。**
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、**繰越制度を適切に活用すること。**

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、**工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内**で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。**柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。**

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「**発注者指定方式**」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「**任意着手方式**」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「**フレックス方式**」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、**工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間**である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

資料3-1

# 運用指針に基づく関東ブロック発注者協議会の 取組状況について

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- ▶ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

### 必ず実施すべき事項

#### ① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

#### ② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

#### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

#### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

#### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

### 実施に努める事項

#### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

#### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

#### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

#### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手續の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

#### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

# 全国統一指標(運用指針に基づく発注関係事務の適切な実施)

## 運用指針の主なポイント

■:全国統一指標の調査項目

### 必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

② 歩切りの根絶

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

④ 適切な設計変更

⑤ 発注者間の連携体制の構築

### 実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

⑦ 発注や施工時期の平準化

⑧ 見積りの活用

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

## 全国統一指標の調査・公表

発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、発注関係事務の重点項目を「全国統一指標」として調査し、結果を公表 (H29年度より実施)

### 【対象機関】

417機関 (国:17機関、特殊法人等:25法人、  
地方公共団体:1都8県、5政令市、415区市町村)

### 【重点項目】

#### ○予定価格の適正な設定

指標①:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の対応状況(見積の活用)

指標②:単価の更新頻度

#### ○適切な設計変更

指標③:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

指標④:設計変更の実施工事率

#### ○発注や施工時期の平準化

指標⑤:平準化率

※各機関の個別取組状況等の公表イメージ

発注機関名	指標①				指標②				指標③				指標④				指標⑤									
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の対応状況				単価の更新頻度				設計変更ガイドラインの策定・活用状況				設計変更の実施工事率				平準化率									
	取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況		目標							
	H28	H29	目標値	目標年次	H28	H29	目標値	目標年次	H27	H28	H29	目標値	目標年次	H27	H28	H29	目標値	目標年次	H28	H29	目標値	目標年次				
●●●●●●●●	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	141	86.5%	92	89.1%	140	97.9%	0.88	0.90	1.04	1.01	0.9	0.9	H30
●●●●●●●●	b	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	113	90.3%	96	93.8%	95	88.4%	0.97	0.88	1.01	1.00			
●●●●●	a	a	a	H30	b	a	a	H30	a	a	a	a	H30	80	93.8%	93	94.6%	92	94.6%	0.96	1.03	0.97	1.01	0.9	0.9	H30
●●●●●	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	14	71.4%	12	50.0%	13	69.2%	0.77	0.96	0.77	0.70			

- 平成30年度の公表(調査対象:平成29年度)より、国、特殊法人等、都県政令市に加え区市町村の個別の取組状況も公表  
また、国、特殊法人等、都県政令市については各指標の目標値も合わせて公表
- 令和元年度の公表(調査対象:平成30年度)では、区市町村毎の各指標の目標値も公表予定(現在集計中)

# 1. 調査概要

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

## 1-3 調査項目と指標分類

指標	定義	指標分類	備考等
①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (見積もり等の活用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の積算基準: 1年※1以内に更新されている積算基準(※1は営繕の場合は2年)</li> <li>基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況: 見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a:最新の積算基準を適用<sup>※2</sup>し、かつ、基準範囲外の場合の要領<sup>※3</sup>を整備し活用</li> <li>b:最新の積算基準を適用<sup>※2</sup>しているが、基準範囲外の場合の要領<sup>※3</sup>は整備していない</li> <li>c:その他 (※2他団体の積算基準を適用している場合を含む) (※3基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)</li> </ul>	アンケート調査 【調査対象年度: H28,H29年度】 ※H28年度データの精査含む
②単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)</li> <li>b:3ヶ月以内、c:6ヶ月以内、d:12ヶ月以内、e:それ以上</li> </ul>	アンケート調査 【調査対象年度: H28,H29年度】 ※H28年度データの精査含む
③設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a設計変更ガイドラインを策定、活用し、これに基づき設計変更を実地</li> <li>b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施</li> <li>c:設計変更を実施していない</li> </ul>	アンケート調査 【調査対象年度: H27,H28,H29年度】 ※H27,H28年度データの精査含む
④設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率	設計変更の実施工事率 (当該年度に設計変更を行った工事件数/当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)件数)	工事実績情報システム(コリンズ)登録データベースより 【調査対象年度: H27,H28,H29年度】
⑤平準化率	平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象: 契約金額500万円以上の工事 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの 稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足しあわせたもの	平準化率 (4~6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額)	工事実績情報システム(コリンズ)登録データベースより 【調査対象年度: H28,H29年度】

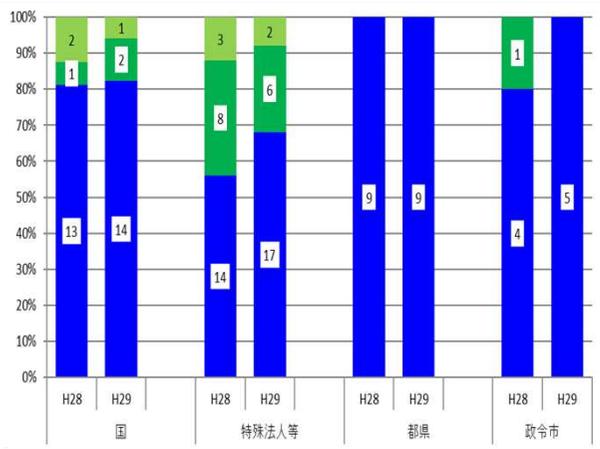
# 全国統一指標(運用指針に基づく発注関係事務の適切な実施)

## 重点項目①適正な予定価格の設定

指標①: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積等の活用)

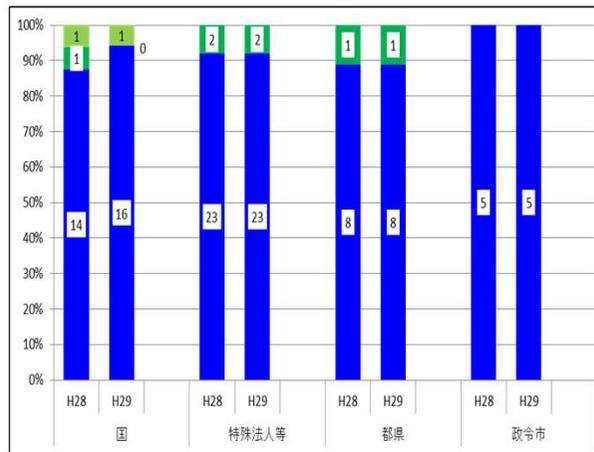
国・特殊法人等・都県・政令市

(H29年度調査結果)

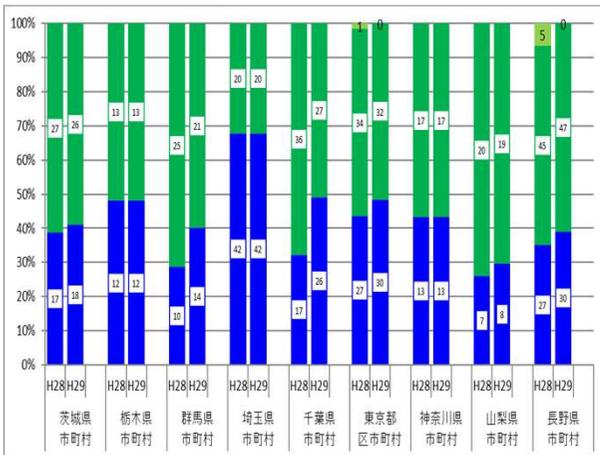


指標②: 単価の更新頻度

(H29年度調査結果)



都県別 区市町村



<凡例>

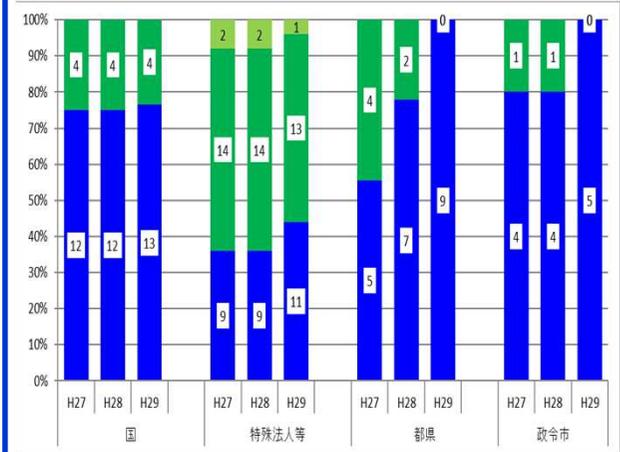
- a: 最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領を整備し活用
- b: 最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領の整備なし
- c: その他

## 重点項目②適切な設計変更

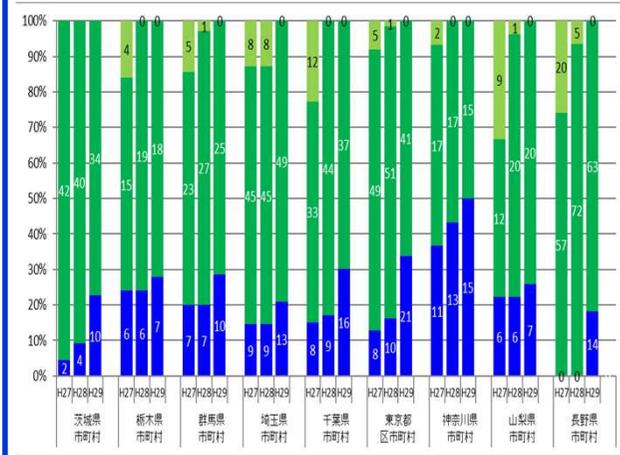
指標③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国・特殊法人等・都県・政令市

(H29年度調査結果)



都県別 区市町村



<凡例>

- a: 設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c: 設計変更を実施していない

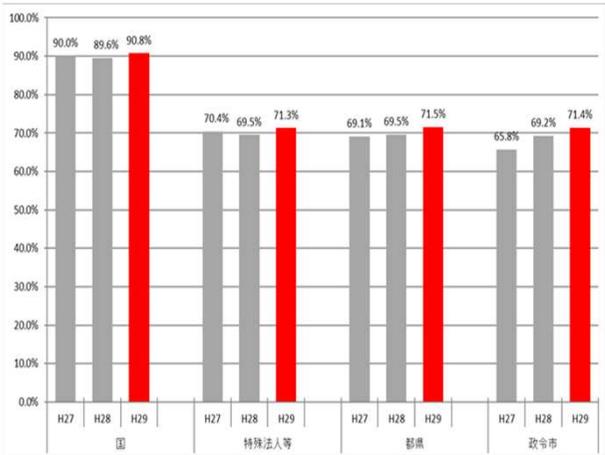
# 全国統一指標(運用指針に基づく発注関係事務の適切な実施)

## 重点項目②適切な設計変更

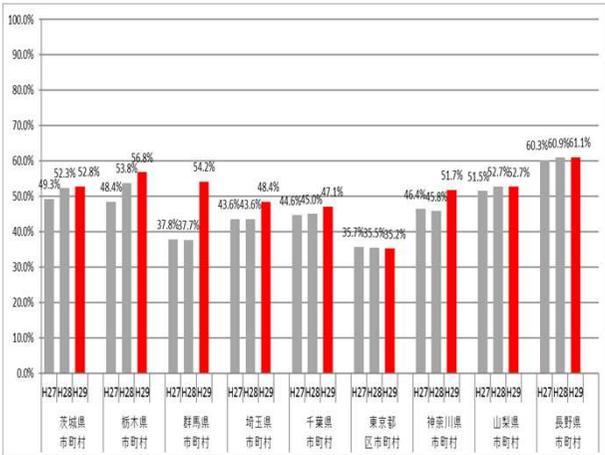
### 指標④: 設計変更の実施工事率

国・特殊法人等・都県・政令市

(H29年度調査結果)



都県別 区市町村



<凡例>

■ H27・H28年度 ■ H29年度

## 重点項目③施工時期等の平準化

### 指標⑤: 平準化率

稼働件数

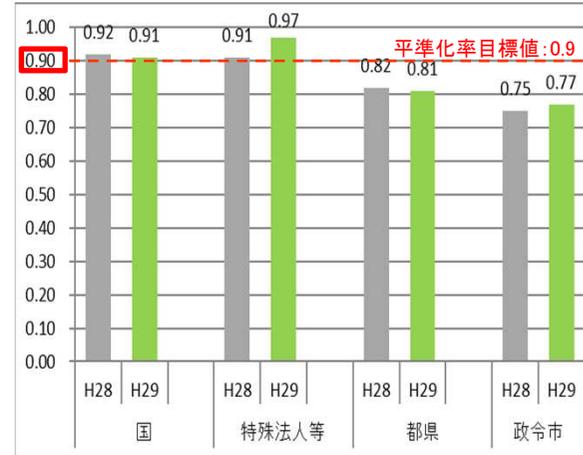
国・特殊法人等・都県・政令市

(H29年度調査結果)

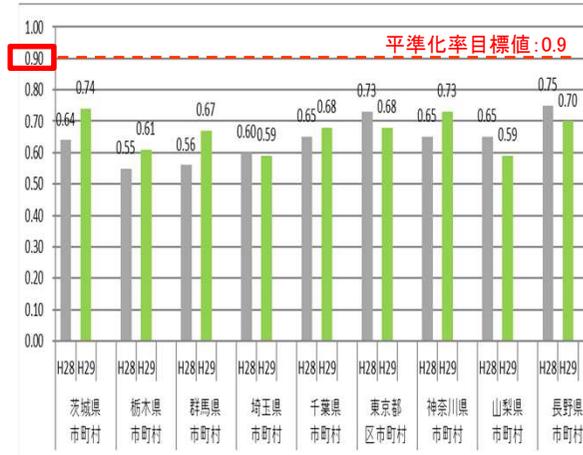
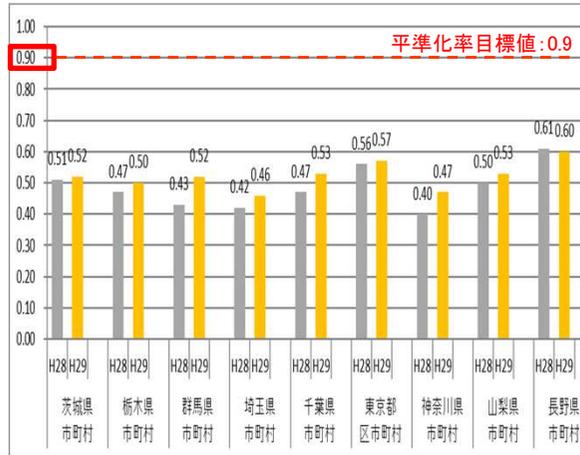


稼働金額

(H29年度調査結果)



都県別 区市町村



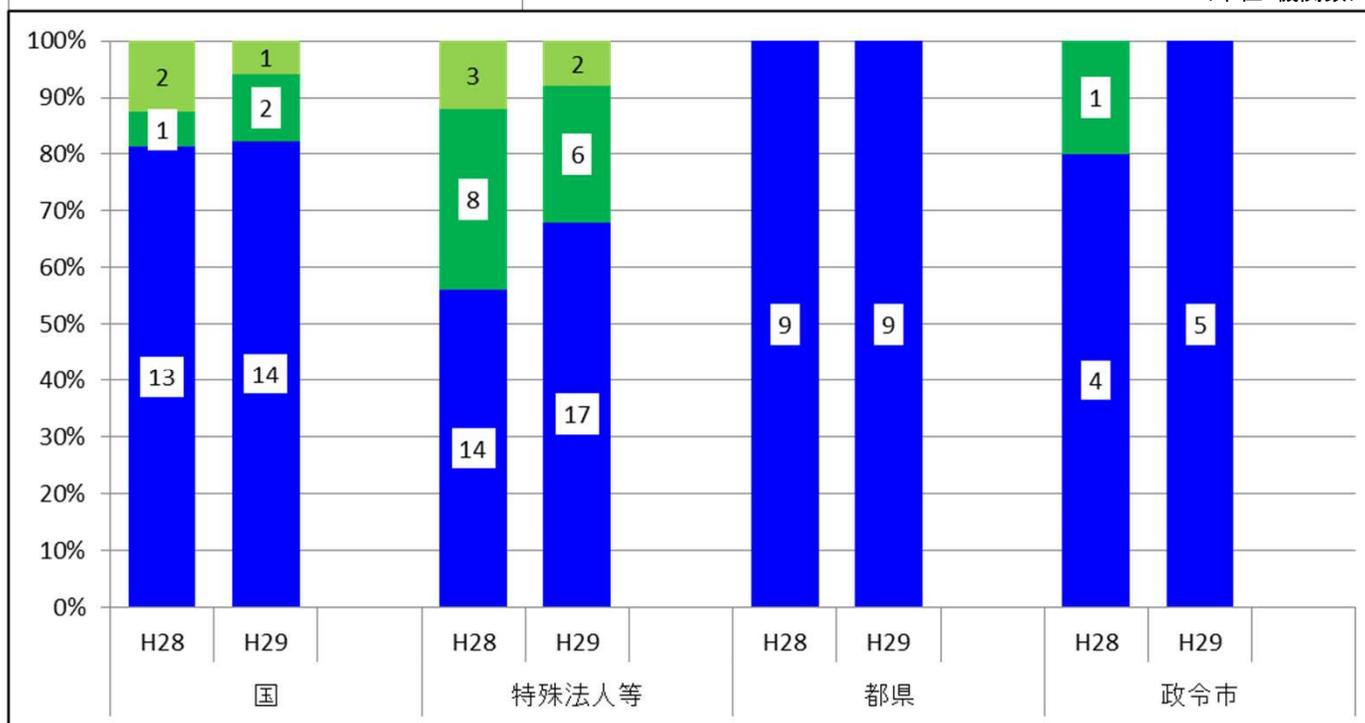
## 指標①:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・最新の積算基準の適用状況について、ほとんどの発注機関で最新の積算基準を適用。
- ・「その他」と回答した発注機関は、工事特性、地域の実情等を踏まえ見積りを活用し積算を行っていた。
- ・基準対象外の場合の要領の整備は前年より増加している。
- ・全ての都県・政令市で整備され、取組の向上が図られた。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

<単位:機関数>



<凡例>

- a:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合の要領の整備なし
- c:その他

区分	国		特殊法人等		都県		政令市	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29
回答数	16	17	25		9		5	
■ a	13	14	14	17	9	9	4	5
■ b	1	2	8	6	0	0	1	0
■ c	2	1	3	2	0	0	0	0

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

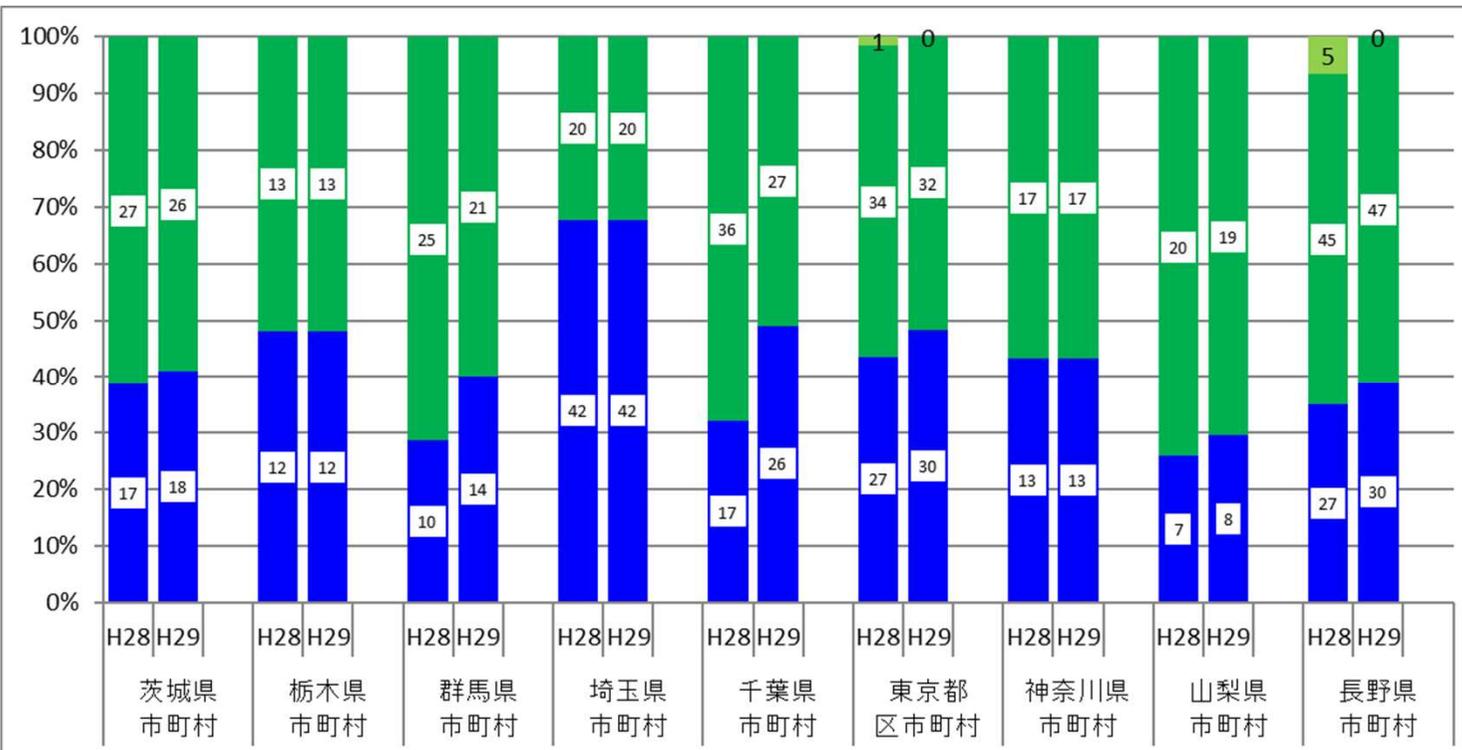
# 指標①:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・最新の積算基準の適用状況について、ほとんどの発注機関が最新の積算基準を適用。
- ・「その他」と回答した発注機関は、工事特性、地域の実情等を踏まえ見積りを活用し積算を行っていた。
- ・基準対象外の場合の要領の整備状況について、半数以上の都県において、H28からH29にかけて要領を整備した区市町村が増加。

【区市町村】

<単位:機関数>



<凡例>

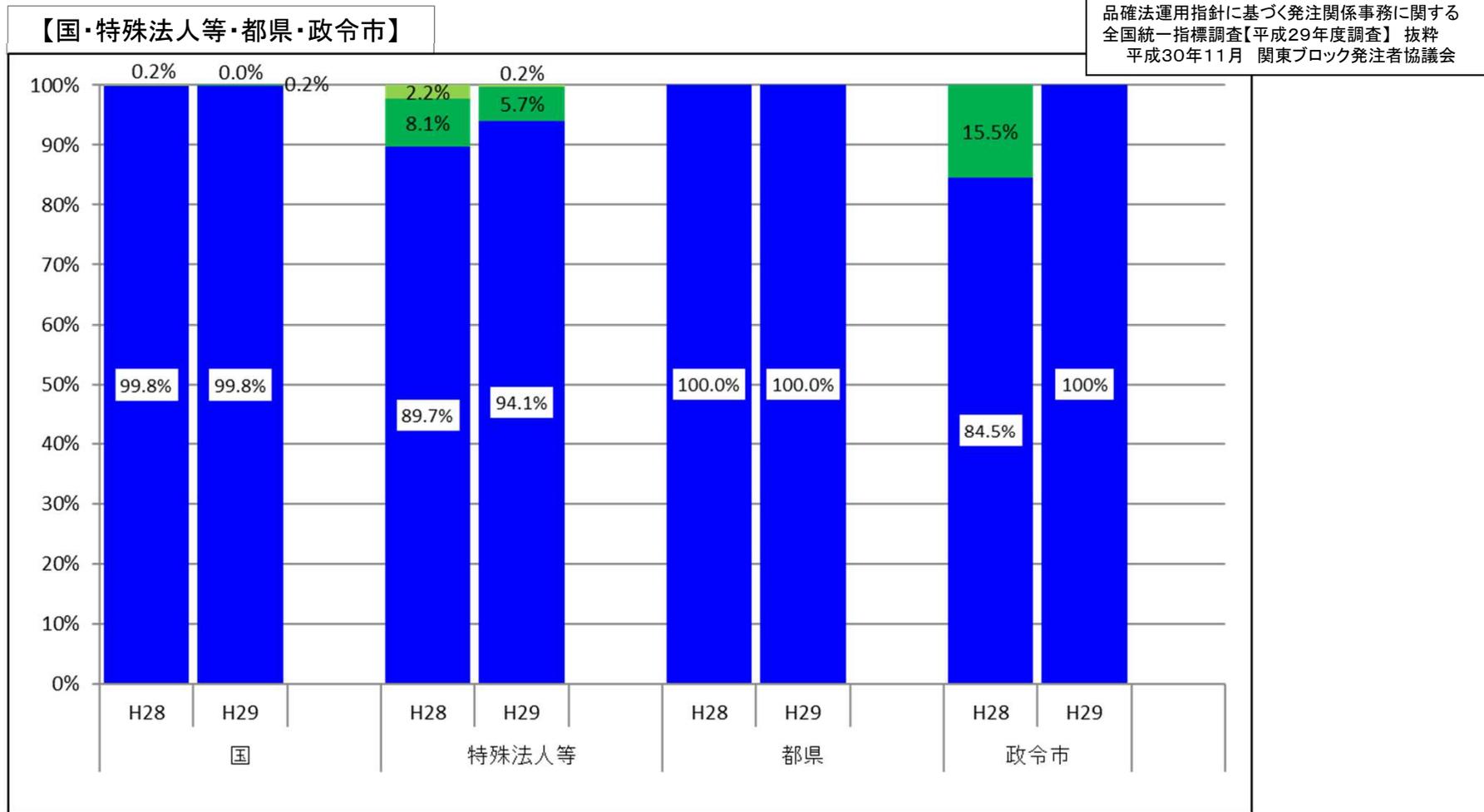
- a:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合の要領の整備なし
- c:その他

区分	茨城県		栃木県		群馬県		埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県		山梨県		長野県	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29										
回答数	44		25		35		62		53		62		30		27		77	
■ a	17	18	12	12	10	14	42	42	17	26	27	30	13	13	7	8	27	30
■ b	27	26	13	13	25	21	20	20	36	27	34	32	17	17	20	19	45	47
■ c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。  
 注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

(参考)指標①:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (見積り等の活用)

本資料は、平成28年度、平成29年度完了工事件数を基に、「最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況」の件数の割合を示したものです。※平成28年度、平成29年度発注工事件数を示すものではありません。



<凡例>

- a:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合の要領の整備なし
- c:その他

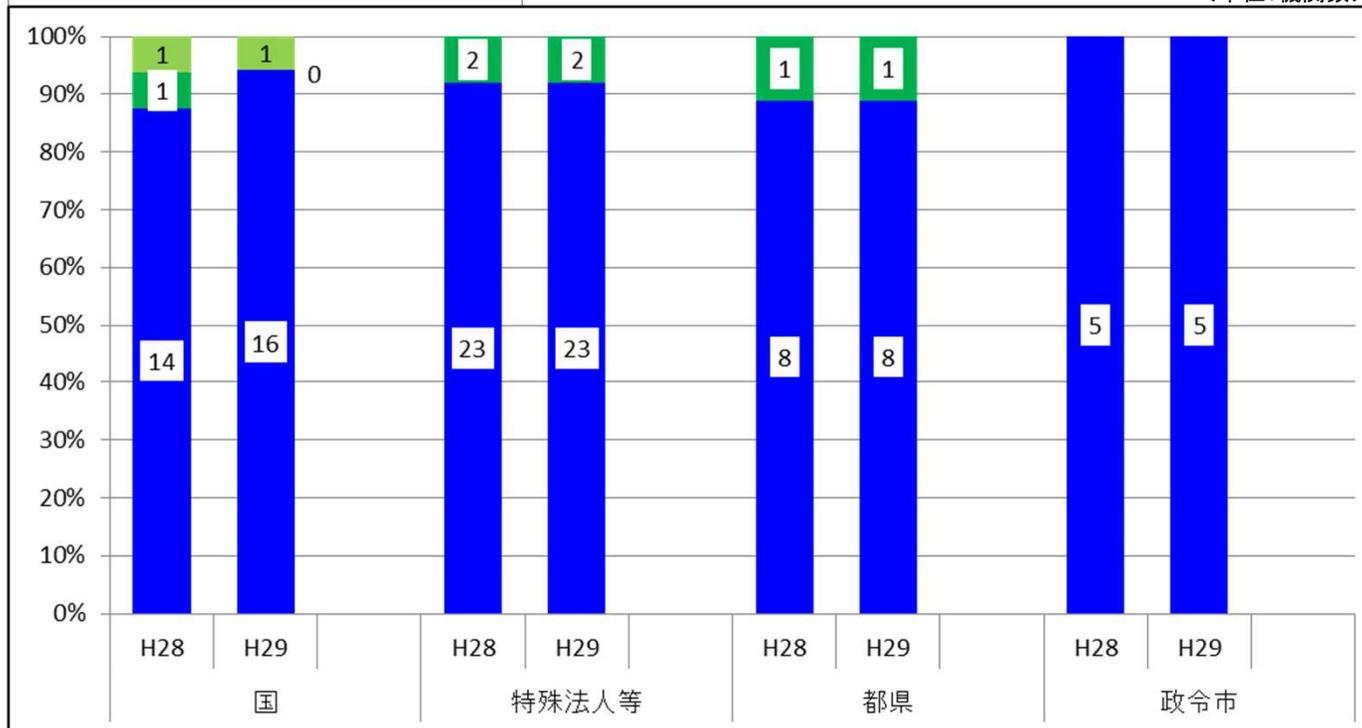
## 指標②: 単価の更新頻度

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・単価の更新頻度は、ほとんどの発注機関で「最新単価」を適用していた。
- ・H28からH29にかけて「最新単価」を適用した国機関が増加。
- ・更新頻度が「3ヶ月以内」の都県の発注機関においては、単価の更新は3カ月を基本としているが、毎月の単価変動を確認し、大幅な変動があった場合には、適宜単価を更新していた。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

<単位: 機関数>



<凡例>

- a:最新単価
- b:3ヶ月以内
- c:6ヶ月以内
- d:12ヶ月以内
- e:それ以上

区分	国		特殊法人等		都県		政令市	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29
回答数	16	17	25		9		5	
■ a	14	16	23	23	8	8	5	5
■ b	1	0	2	2	1	1	0	0
■ c	1	1	0	0	0	0	0	0
■ d	0	0	0	0	0	0	0	0
■ e	0	0	0	0	0	0	0	0

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

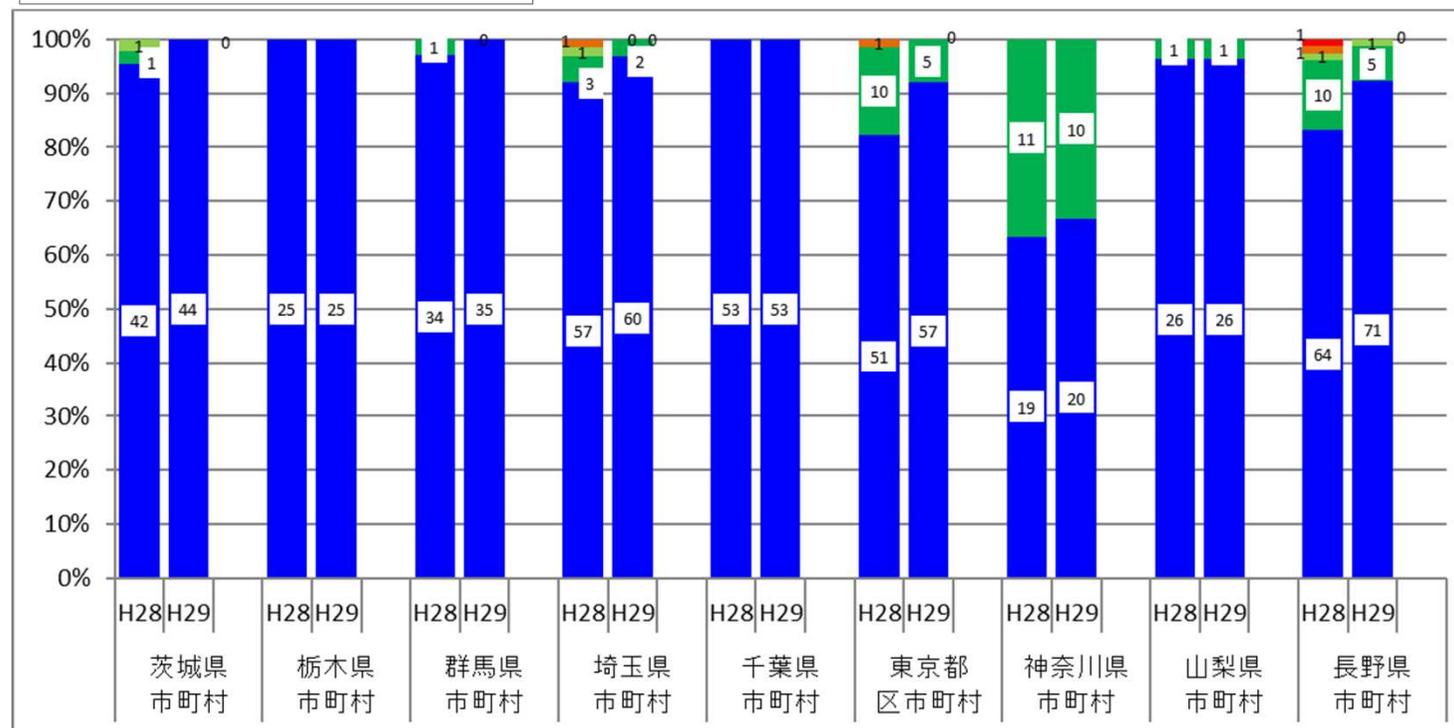
## 指標②: 単価の更新頻度

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・単価の更新頻度は、ほとんどの発注機関で「最新単価」を適用していた。
- ・半数以上の都県において、H28からH29にかけて「最新単価」を適用する区市町村が増加。
- ・区市町村において、単価の更新頻度の「d:12ヶ月以内」「e:それ以上」が無くなり、取組の向上が図られた。

【区市町村】

<単位: 機関数>



<凡例>

■ a:最新単価

■ b:3ヶ月以内

■ c:6ヶ月以内

■ d:12ヶ月以内

■ e:それ以上

区分	茨城県		栃木県		群馬県		埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県		山梨県		長野県	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29										
回答数	44		25		35		62		53		62		30		27		77	
a	42	44	25	25	34	35	57	60	53	53	51	57	19	20	26	26	64	71
b	1	0	0	0	1	0	3	2	0	0	10	5	11	10	1	1	10	5
c	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
d	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

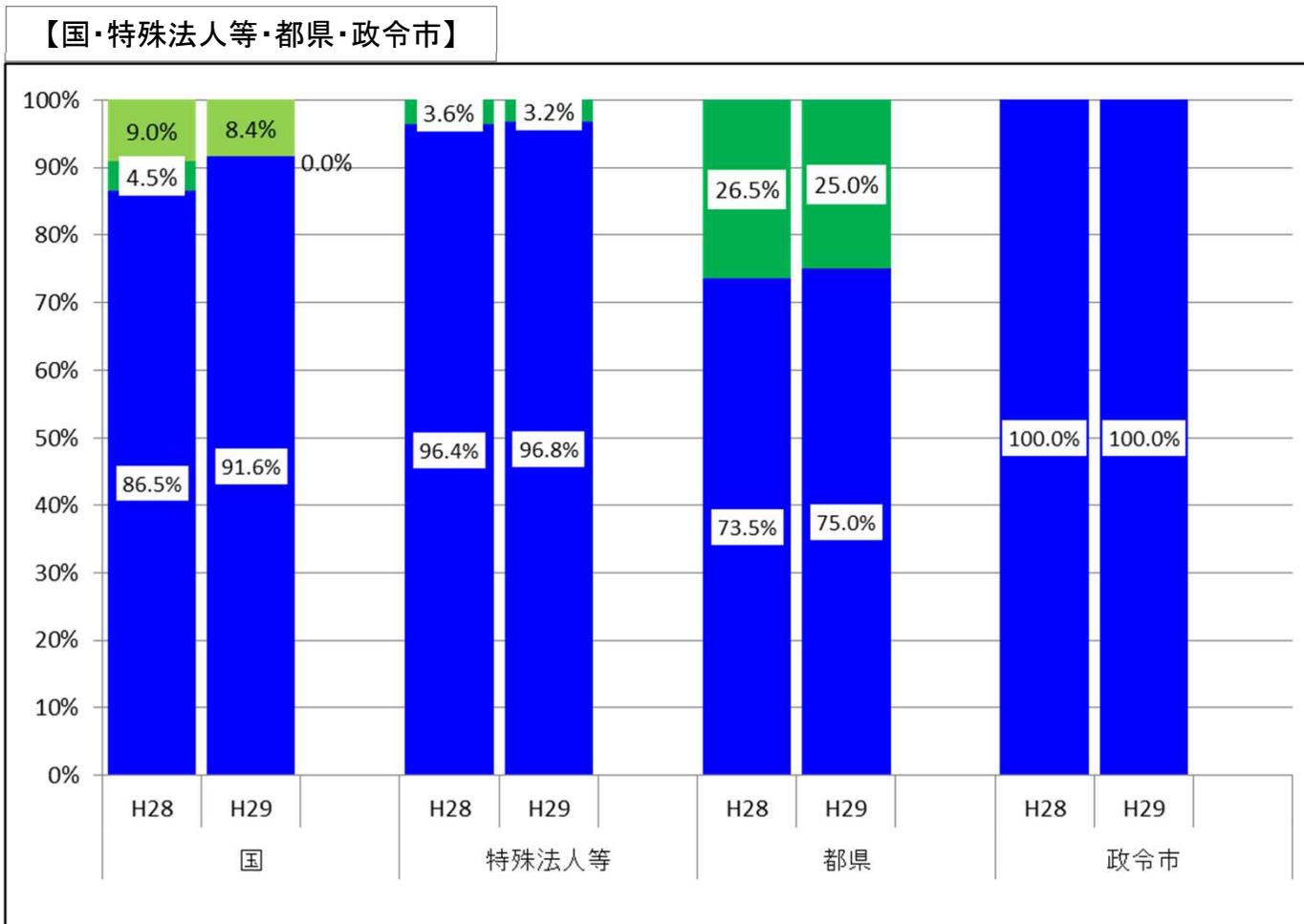
注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

(参考)指標②:単価の更新頻度

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

本資料は、平成28年度、平成29年度完了工事件数を基に、「単価の更新頻度」の件数の割合を示したものです。  
 ※平成28年度、平成29年度発注工事件数を示すものではありません。



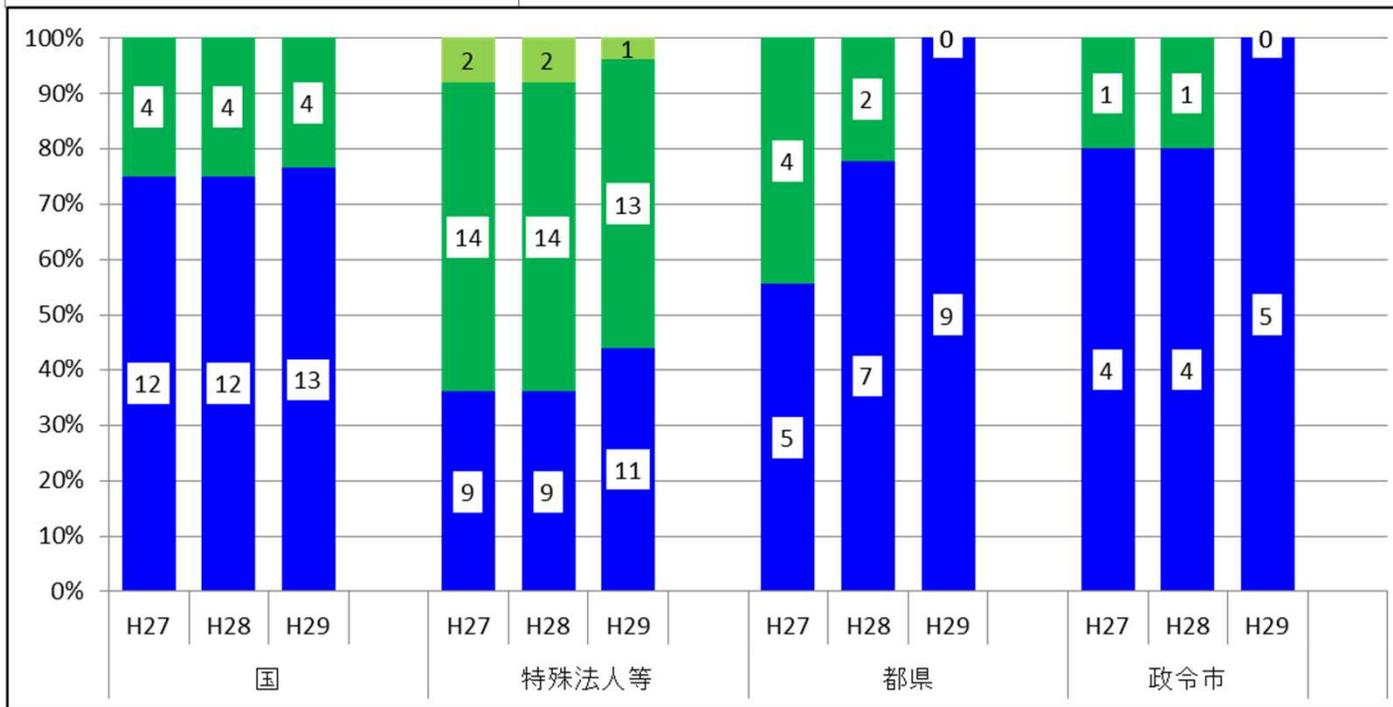
<凡例>  
 ■ a:最新単価 ■ b:3ヶ月以内 ■ c:6ヶ月以内 ■ d:12ヶ月以内  
 ■ e:それ以上

### 指標③：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・設計変更ガイドラインの策定状況は、国においては8割程度、特殊法人等においてはH28からH29にかけて増加しているものの、5割以下となっていた。
- ・全ての都県・政令市で設計変更ガイドラインが策定された。

【国・特殊法人等・都県・政令市】



<凡例>

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

区分	国			特殊法人等			都県			政令市		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
回答数	16			25			9			5		
■ a	12	12	13	9	9	11	5	7	9	4	4	5
■ b	4	4	4	14	14	13	4	2	0	1	1	0
■ c	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0

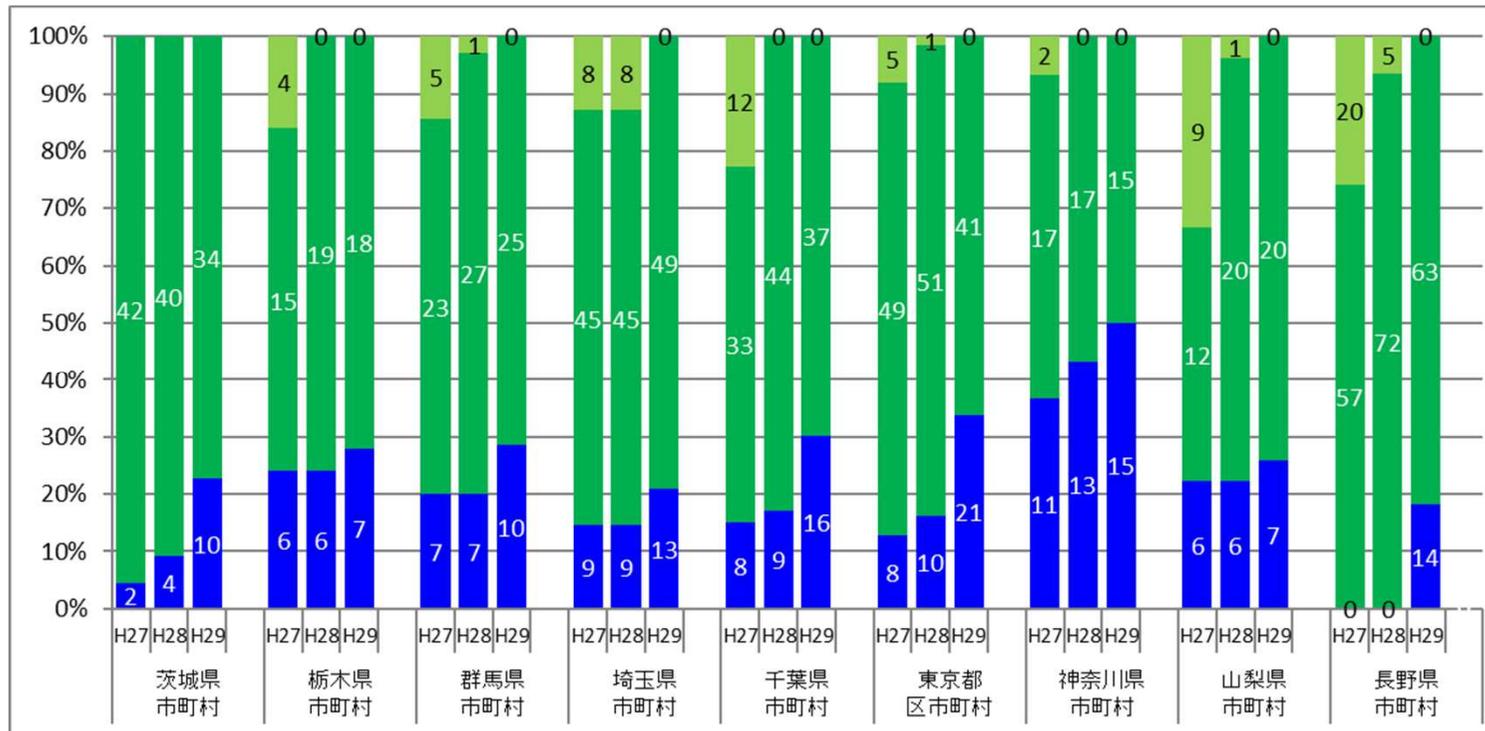
注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

### 指標③：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・設計変更ガイドラインの区市町村策定状況は、都県単位ではばらつきはあるが半数以下となっていた。
- ・H29は、設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している区市町村が増加した。
- ・全ての区市町村で設計変更を実施しており、設計変更をしていない区市町村は無くなった。

#### 【区市町村】



- <凡例>
- a: 設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
  - b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
  - c: 設計変更を実施していない

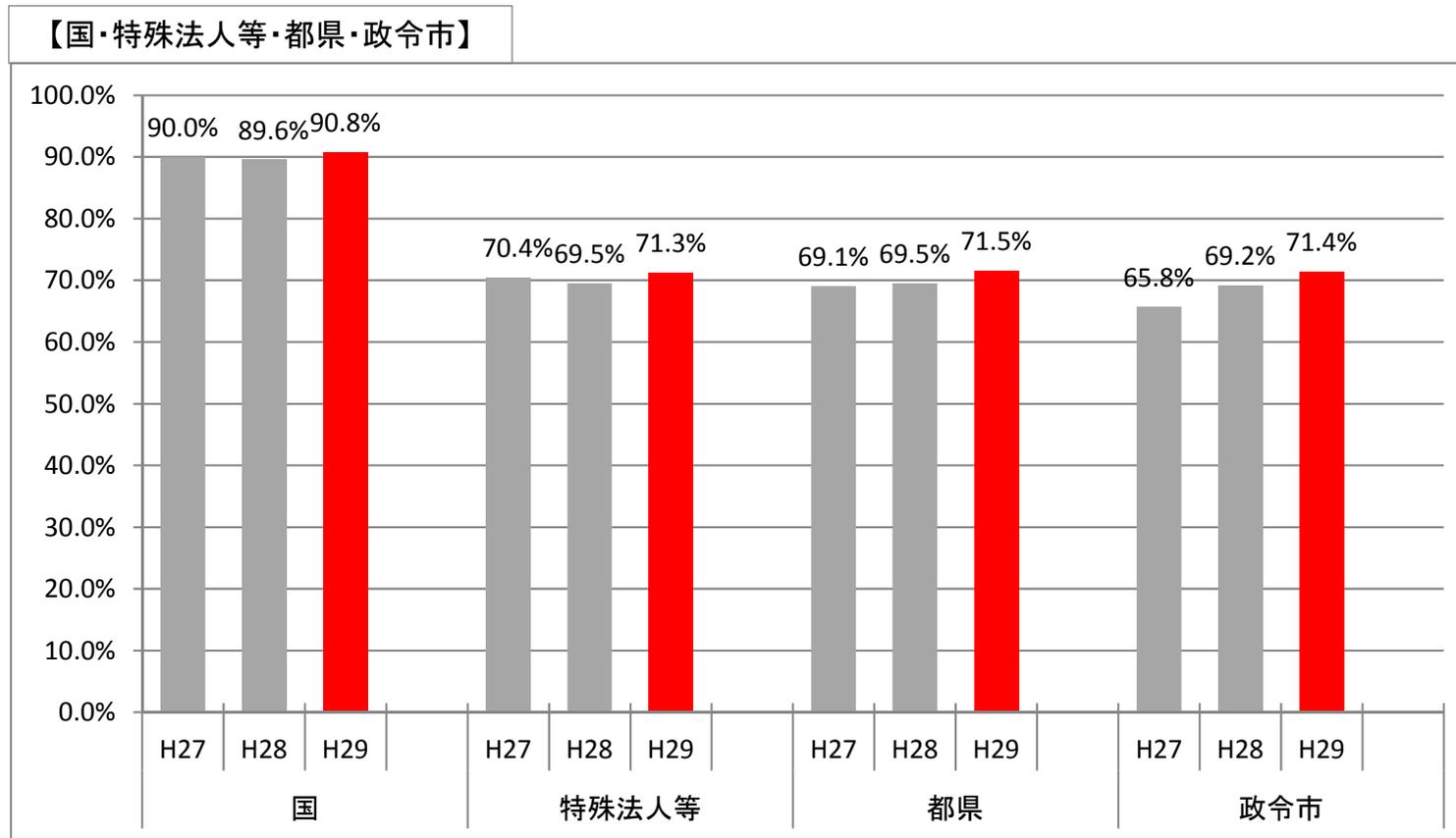
区分	茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県			東京都			神奈川県			山梨県			長野県			
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29																			
回答数	44			25			35			62			53			62			30			27			77			
a	2	4	10	6	6	7	7	7	10	9	9	13	8	9	16	8	10	21	11	13	15	6	6	7	0	0	14	
b	42	40	34	15	19	18	23	27	25	45	45	49	33	44	37	49	51	41	17	17	15	12	20	20	57	72	63	
c	0	0	0	4	0	0	5	1	0	8	8	0	12	0	0	5	1	0	2	0	0	9	1	0	0	20	5	0

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。(回答率99.8%)  
注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

## 指標④：設計変更の実施工事率

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・設計変更の実施工事率は、国では9割程度、特殊法人等・都県・政令市では7割程度となっていた。
- ・設計変更の実施工事率は、特殊法人等、都県及び政令市でH27年度からH29年度にかけて、やや増加傾向となっていた。

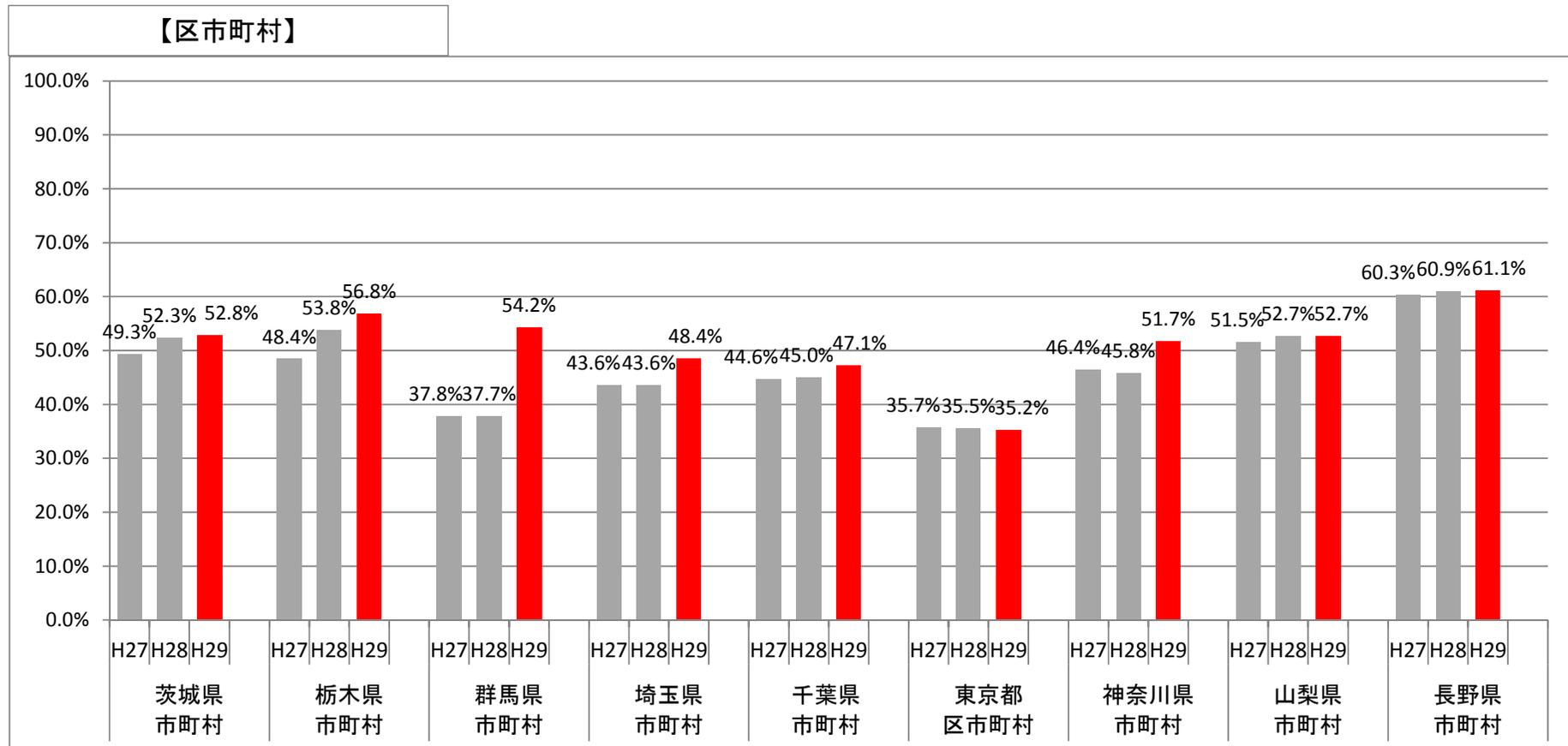


- 注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに工事件数にて算出している。  
 注2)対象工事：当該年度に完了した最終契約金額500万円以上の工事。  
 仕様や現場条件の変更がなく、設計変更の必要がなかった工事も含まれている。  
 注3)設計変更対象工事：工期あるいは請負金額のいずれかに変更がある工事。

## 指標④：設計変更の実施工事率

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・設計変更の実施工事率は、区市町村では、5割程度となっていた。
- ・設計変更の実施工事率は、ほとんどの都県でH27年度からH29年度にかけて増加傾向となっていた。



注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに工事件数にて算出している。

注2)政令市を除いている。

注3)対象工事：当該年度に完了した最終契約金額500万円以上の工事。

仕様や現場条件の変更がなく、設計変更の必要がなかった工事も含まれている。

注4)設計変更対象工事：工期あるいは請負金額のいずれかに変更がある工事。

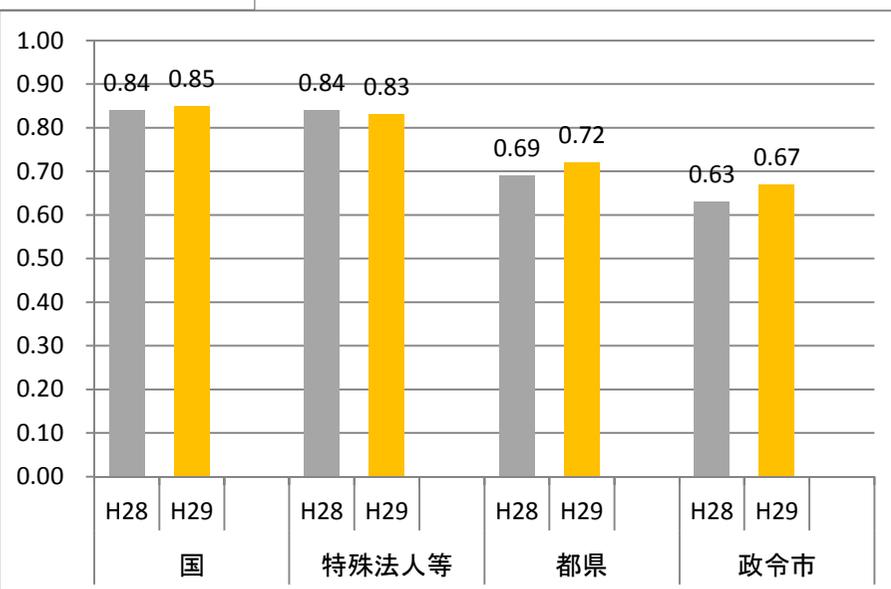
## 指標⑤: 平準化率

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

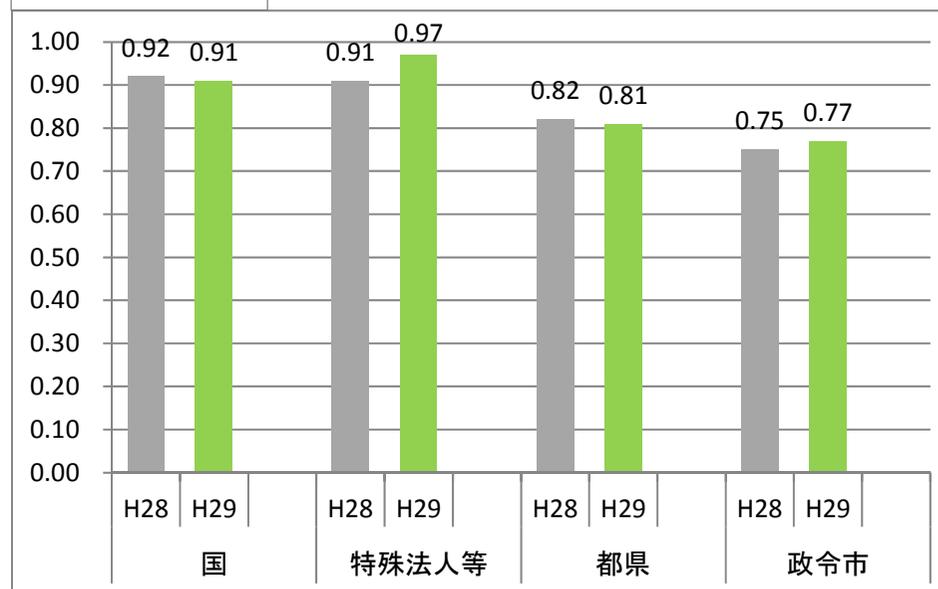
- ・国・特殊法人等においては、稼働件数で0.8程度、稼働金額で0.9程度。都県・政令市においては、稼働件数で0.7程度、稼働金額で0.8程度であった。
- ・国・特殊法人等・都県・政令市において、H29年度の稼働件数・稼働金額ともH28年度とほぼ横ばいかやや増加傾向であった。
- ・全ての発注機関において、平準化率は稼働件数より稼働金額のほうが1.0に近似していた。

### 【国・特殊法人等・都県・政令市】

稼働件数



稼働金額



注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2)対象工事: 契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

注3)地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

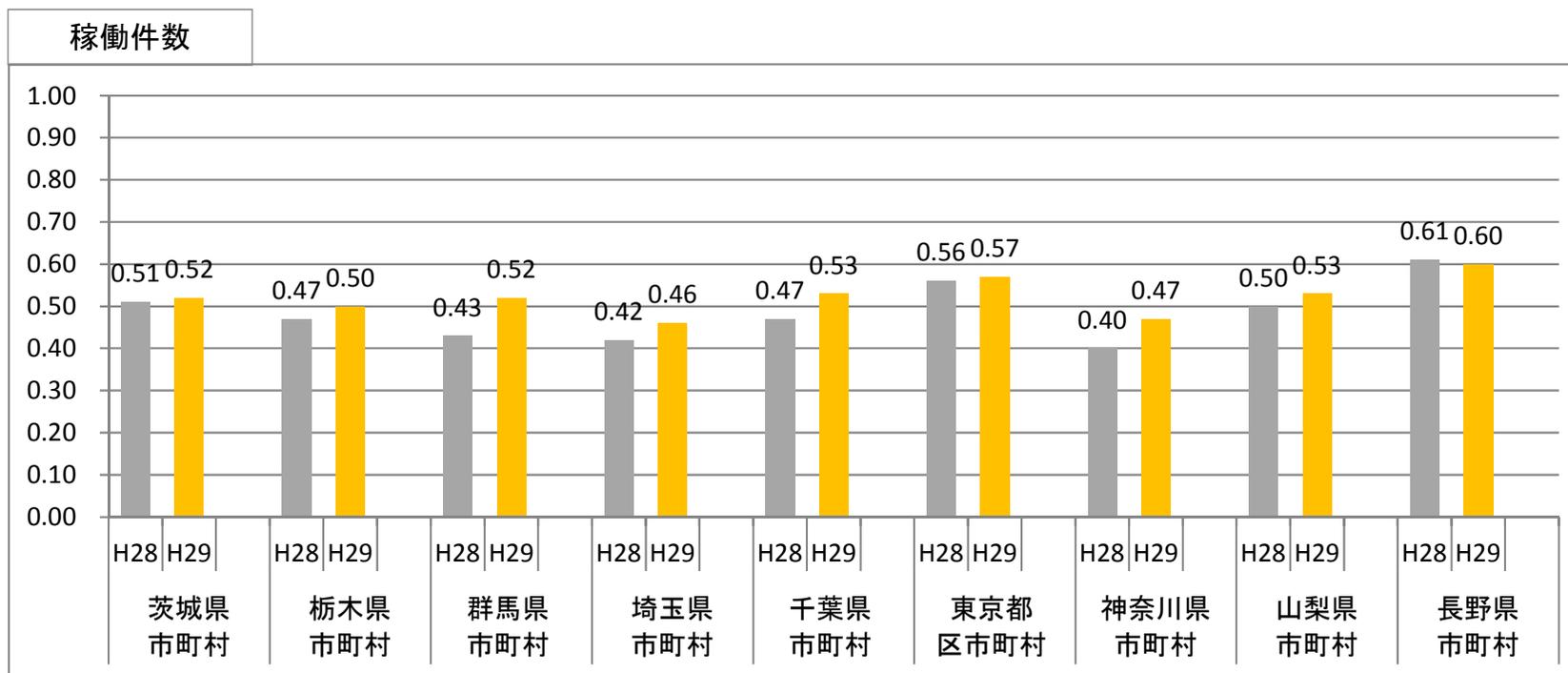
注4)算出方法については5頁参照。

## 指標⑤: 平準化率

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・区市町村においては、稼働件数で0.5～0.6程度、稼働金額で0.6～0.7程度。
- ・区市町村において、H29年度の稼働件数・稼働金額ともほぼ横ばいか増加傾向であった。
- ・全ての発注機関において、平準化率は稼働件数より稼働金額のほうが1.0に近似していた。

### 【区市町村】



注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2)政令市を除いている。

注3)対象工事: 契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

注4)地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

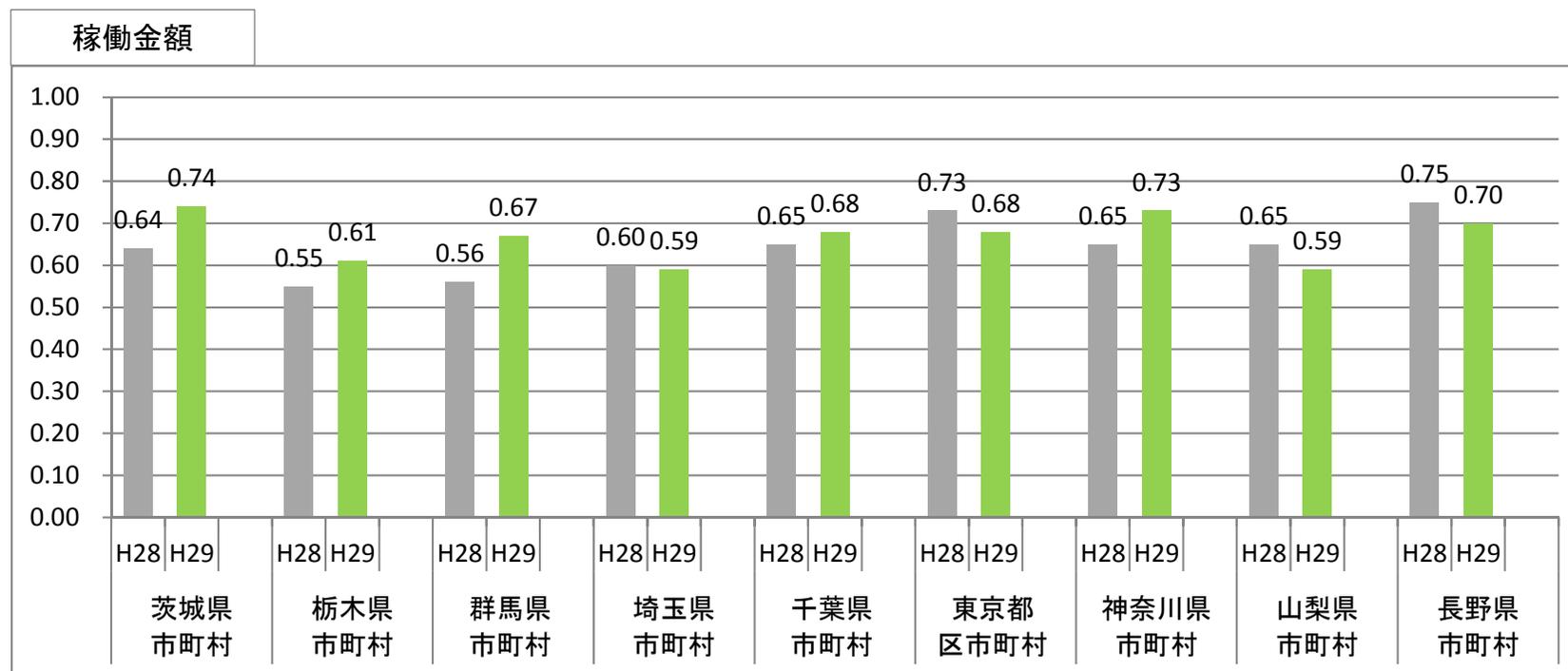
注5)算出方法については5頁参照。

## 指標⑤: 平準化率

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

- ・区市町村においては、稼働件数で0.5～0.6程度、稼働金額で0.6～0.7程度。
- ・区市町村において、H29年度の稼働件数・稼働金額ともほぼ横ばいか増加傾向であった。
- ・全ての発注機関において、平準化率は稼働件数より稼働金額のほうが1.0に近似していた。

### 【区市町村】



注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2)政令市を除いている。

注3)対象工事: 契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

注4)地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

注5)算出方法については5頁参照。

# 発注見通しの統合・公表について

## 《発注の見通しの公表に関する法令》

### 運用指針の主なポイント

 :発注見通し統合・公表の位置付け

### 必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根拠
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 適切な設計変更
- ⑤ 発注者間の連携体制の構築

### 実施に努める事項

- ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- ⑦ **発注や施工時期の平準化**
- ⑧ 見積りの活用
- ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化
- ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

### 【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律】(抜粋) (※国は4条)

第7条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを**公表しなければならない**。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

### 【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令】(抜粋) (※国は2条)

第5条 地方公共団体の長は、毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるもの**見通しに関する事項を公表しなければならない**。

- 一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- 二 入札及び契約の方法
- 三 入札を行う時期(随意契約を行う場合であっては、契約を締結する時期)

### 【公共工事品質確保の促進に関する法律 運用指針】(抜粋)

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約事務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注の見通しについて**地区単位等で統合して公表するよう努める**。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

発注関係事務の運用に関する指針では、各発注者が連携し発注の見通しを地区単位等で統合して公表にするように努めるとされており、H29.5より四半期ごとに関東地方整備局で取りまとめを行い公表。

### <H31.4月期のポイント>

- 1月期より15機関が新たに参画。合計で425機関が参画し全体(472機関)の90%となった。
- 国機関は新たに1機関が参画。(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 栃木県で7市町、東京都で3区、山梨県で1村が新たに参画し、1都2県の全区市町村が参画。(全区市町村参画が1都5県に拡大)

### ● 取組の経過

- ◆平成29年 5月 試行運用開始(参画機関:関東地方整備局、山梨県)
- ◆平成29年 7月 試行運用の拡大(参画機関の追加)
- ◆平成29年10月 試行運用の拡大(対象地域・参画機関の追加)
- ◆平成30年 1月 本格運用(関東ブロック管内全ての地域(1都8県)で開始)
- ◆平成30年 4月 本格運用の拡大(対象地域・参画機関の追加)
- ◆平成30年10月 本格運用の拡大(参画機関の追加区市町村参画ゼロの都県が無くなる。)
- ◆平成31年 1月 本格運用の拡大(全ての国機関が参画、埼玉県内市町村全て参画)
- ◆平成31年 4月 本格運用の拡大(栃木県、東京都、山梨県内の全ての区市町村参画)

### ● 参画機関の推移

更新月	参画機関数					
	合計	内訳				
		国	特殊法人等	県	政令市	市町村
H31.4	425/472 (90%)	18/18 (100%)	21/25 (84%)	9/9 (100%)	5/5 (100%)	372/415 (90%)
H31.1	410/471 (87%)	17/17 (100%)	21/25 (84%)	9/9 (100%)	5/5 (100%)	358/415 (86%)
H30.10	384/471 (82%)	13/17 (76%)	12/25 (48%)	9/9 (100%)	5/5 (100%)	345/415 (83%)
H30.7	242/471 (51%)	12/17 (71%)	10/25 (40%)	9/9 (100%)	5/5 (100%)	206/415 (50%)
H30.4	158/471 (34%)	11/17 (65%)	9/25 (36%)	9/9 (100%)	5/5 (100%)	124/415 (30%)
H30.1	58/471	6/17	6/25	8/9	5/5	33/415
H29.10	11/471	3/17	2/25	3/9	3/5	0/415
H29.7	4/471	3/17	0/25	1/9	0/5	0/415
H29.5	2/471	1/17	0/25	1/9	0/5	0/415

### ○ 区市町村の参画状況(H31.4)

都県名	管内市区町村数			参画市区町村数				備考	
	合計	市区町村別			合計	市区町村別			
		市	区	町村		市	区		町村
茨城県	44	32		12	44	32		12	全市町村参画
栃木県	25	14		11	25	14		11	1月→4月 18→25(+7) 全市町村参画
群馬県	35	12		23	12	8		4	1月→4月 12→12(0)
埼玉県	62	39		23	62	39		23	全市町村参画
千葉県	53	36		17	52	36		16	1月→4月 50→52(+2)
東京都	62	26	23	13	62	26	23	13	1月→4月 59→62(+3) 全区市町村参画
神奈川県	30	16		14	30	16		14	全市町村参画
山梨県	27	13		14	27	13		14	1月→4月 26→27(+1) 全市町村参画
長野県	77	19		58	58	19		39	1月→4月 57→58(+1)
合計	415	207	23	185	372	203	23	146	1月→4月 358→372(+14)

※政令市除く

※速報値のため今後変更となる場合があります。

# 発注見通しの統合・公表について

## 《HP公表状況イメージ》



関東地方整備局HPトップページに発注見通し統合バナー配置し、ワンクリックでアクセス可能



### 発注見通しの統合

- 発注見通しの統合は、発注関係事務の運用に関する指針において、各発注者が連携し発注の見通しについて地区単位等で統合して公表するように努めることとされています。
- 発注予定工事が地区単位で一括して確認できるようになることで、建設業者による人員配置や建設資材の手配など、計画的な施工体制の確保に役立ちことが期待されます。
- 現在公表中の発注見通し情報は、4月期の発注見通し情報です。  
【4月期更新履歴】  
5月10日:4月期の発注見通し公表 **NEW**
- 参画機関【H31.4月期更新】 **NEW**  
427機関  
(国:18機関、特殊法人等:21機関、都県:9機関、政令市:5機関、区市町村:374機関)  
※詳細はこちらよりご確認ください。  
参画機関一覧[PDF:137KB]

### 発注都県エリアを選択

■対象地域:  
※下表の地域名をクリックすると、各地域の地区割表が確認できます。

茨城県 (H31.4.15) <b>NEW</b>	栃木県 (H31.4.15) <b>NEW</b>	群馬県 (H31.4.15) <b>NEW</b>	埼玉県 (H31.4.15) <b>NEW</b>
千葉県 (H31.4.15) <b>NEW</b>	東京都 (H31.4.15) <b>NEW</b>	神奈川県 (H31.4.15) <b>NEW</b>	山梨県 (H31.4.15) <b>NEW</b>
長野県 (H31.4.15) <b>NEW</b>	その他 (H31.4.15) <b>NEW</b>		

### エリア内の地区を選択



### エリア内の地区を選択

地区名	施工場所(市町村名)
県北地区 [PDF]更新!	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
県央地区 [PDF]更新!	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
県南地区 [PDF]更新!	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
鹿行地区 [PDF]更新!	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県西地区 [PDF]更新!	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

## 《公表内容》

イメージ

### ■ 県北地区の発注見通し

県北地区：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町

○ここに記載する内容は、平成31年4月15日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、またはここに記載されていない工事が発注される場合があります。

○本発注情報の内容と各発注機関の発注情報の内容と異なることがあります。最新の情報は、各発注機関の発注情報で確認してください。

※1 「発注・入札予定時期」について、北関東防衛局、東日本高速道路(株)関東支社、(独)水資源機構、日本下水道事業団、茨城県においては「公告予定時期」を記載しています。その他の発注機関においては「入札予定時期」を記載しています。

なお、茨城県及び県内市町村については別表を確認ください。

[★別表（県及び県内市町村の状況についてはこちらをクリック）](#)

発注機関	所属	入札方式	工種業種	工事名	工事場所	工事概要	工事期限	発注・入札予定時期
A機関	鹿島港湾・空港整備事務所	一般競争入札	港湾土木工事	茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁（-12m）上部他工事	茨城県 茨城港常陸那珂港区内	上部工270m、防舷材12基、係船柱10基他、裏埋工20,000m <sup>3</sup>	約8ヶ月	第1四半期
B機関	東京航空局	一般競争	電気工事	常陸太田航空衛星センター瞬時電圧低下補償装置設置その他工事	茨城県常陸太田市 常陸太田航空衛星センター	受配電設備 1式	7ヶ月	第1四半期
B機関	東京航空局	一般競争	電気通信工事	常陸太田航空衛星センターDLCS設置工事	茨城県常陸太田市 常陸太田航空衛星センター	DLCS装置設置工事 1式 付帯設備設置工事 1式	6ヶ月	第1四半期
C 機関	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉市道3号線道路改良工事	日立市東滑川町	工事延長 約140m	約8か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	公共工事発生土ストックヤード進入路整備工事	日立市十王町伊師	ため池移設工 1式	約8か月	第1四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉市道6369号線道路改良工事	日立市水木町	工事延長 約140m	約9か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉市道7747号線道路改良工事	日立市久慈町	工事延長 約100m	約9か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉市道36号線道路改良工事	日立市大和田町	工事延長 約120m	約8か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	市道7066号線外3線道路改良工事	日立市石名坂町	工事延長 約200m	約6か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	市道3370号線道路改良工事	日立市中成沢町	工事延長 約120m	約3か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉中所沢川尻線（市道640号線）改築工事	日立市小木津町	工事延長 約70m	約6か月	第3四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉鮎川町地内道路（市道6738号線）新設工事	日立市鮎川町	工事延長 約160m	約7か月	第2四半期
	都市建設部道路建設課	競争入札	土木一式	〈国〉国道6号大和田城幅取付道路新設工事	日立市石名坂町	工事延長 約150m	約6か月	第2四半期

### 【発注見通し情報】

発注機関・所属、  
入札方式、工事業種、  
工事名、工事場所、工事概要  
工事期限、  
発注・入札予定時期

各発注機関の発注見通し情報を統合し、  
各地区単位に整理し公表

# 発注見通しの統合・公表について(国、特殊法人等 H31.4期)

「○」は、H31.4月期(4/15時点)の発注見直し統合に情報が掲載されている機関

国の機関 (18/18機関)	特殊法人等 (21/25機関)
関東管区警察局	東日本高速道路(株)関東支社
科学警察研究所	○ 中日本高速道路(株)東京支社・八王子支社
皇宮警察本部	○ 首都高速道路(株)
東京都警察情報通信部	成田国際空港(株)
関東財務局	○ 日本中央競馬会
○ 東京国税局	○ (国研)科学技術振興機構
関東信越国税局	(独)国際協力機構
関東農政局	(独)国立科学博物館
林野庁関東森林管理局	(独)国立女性教育会館
○ 関東地方整備局	(独)国立美術館 国立西洋美術館
○ <b>国土交通省大臣官房官庁営繕部</b>	(独)国立文化財機構 東京国立博物館
関東運輸局	(独)国立文化財機構 東京文化財研究所
○ 東京航空局	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
国土技術政策総合研究所	(独)中小企業基盤整備機構
関東地方環境事務所	○ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社
○ 北関東防衛局	(独)都市再生機構
○ 南関東防衛局	(独)日本学生支援機構
東京高等裁判所	(独)日本芸術文化振興会
	(国研)日本原子力研究開発機構
	○ (独)日本スポーツ振興センター
	○ (独)水資源機構
	(独)労働者健康安全機構
	○ (国研)産業技術総合研究所
	(独)製品評価技術基盤機構
	地方共同法人 日本下水道事業団

※H31.4月期より参画機関に下線を引いています。

※未参画機関は灰色に着色しています。

# 発注見通しの統合・公表について(地方公共団体H31.4期)

「○」は、H31.4月期(4/15時点)の発注見通し統合に情報が掲載されている機関

都県 (9/9機関) <a href="#">クリックで対象地域へ移動します。</a>	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県
政令市 (5/5機関)				さいたま市	千葉市		横浜市 川崎市 相模原市		
区市町村 (372/415機関)	44市町村/44市町村	25市町村/25市町村	12市町村/35市町村	62市町村/62市町村	52市町村/53市町村	62区市町村/62区市町村	30市町村/30市町村	27市町村/27市町村	59市町村/77市町村
○ 日立市	○ 日光市	○ 前橋市	○ 川口市	○ 松戸市	○ 千代田区	横須賀市	○ 甲府市	○ 小諸市	○ 長野市
○ 常陸太田市	○ 大田原市	○ 高崎市	○ 敷市	○ 野田市	○ 中央区	鎌倉市	○ 韮崎市	○ 佐久市	○ 須坂市
○ 高萩市	○ 桐生市	○ 桐生市	○ 戸田市	○ 柏市	港区	逗子市	○ 南アルプス市	○ 小海町	○ 千曲市
○ 北茨城市	○ 那須塩原市	○ みどり市	○ 朝霞市	○ 流山市	○ 新宿区	三浦市	○ 北杜市	○ 川上村	○ 坂城町
○ ひたちなか市	○ さくら市	○ 伊勢崎市	○ 志木市	○ 我孫子市	○ 渋谷区	葉山町	○ 甲斐市	○ 南牧村	○ 小布施町
○ 常陸大宮市	○ 那須烏山市	○ 玉村町	○ 和光市	○ 鎌ヶ谷市	○ 文京区	厚木市	○ 中央市	○ 南相木村	○ 高山村
○ 那珂市	○ 塩谷町	○ 太田市	○ 新座市	○ 鎌子市	○ 台東区	大和市	○ 昭和町	○ 北相木村	○ 信濃町
○ 東海村	○ 高根沢町	○ 沼田町	○ 鴻巣市	○ 成田市	○ 台東区	海老名市	○ 山梨市	○ 佐久穂町	○ 小川村
○ 大子町	○ 碓氷川町	○ 片品村	○ 上尾市	○ 佐倉市	○ 墨田区	座間市	○ 菅吹町	○ 碓氷沢町	○ 飯綱町
○ 水戸市	○ 那須川町	○ 川場村	○ 桶川市	○ 旭市	○ 荒川区	○ 鎌瀬市	○ 甲州市	○ 御田代町	○ 中野市
○ 笠間市	○ 宇都宮市	○ 昭和村	○ 北本市	○ 四街道市	○ 足立区	○ 愛川町	○ 市川三郷町	○ 立科町	○ 飯山市
○ 小美玉市	○ 鹿沼市	○ みなかみ町	○ 伊奈町	○ 八街市	○ 葛飾区	○ 清川村	○ 早川町	○ 上田市	○ 山ノ内町
○ 茨城町	○ 真岡市	○ 館林市	○ 川越市	○ 印西市	○ 江東区	○ 平塚市	○ 身延町	○ 東御市	○ 木島平村
○ 大洗町	○ 上三川町	○ 板倉町	○ 所沢市	○ 白井市	○ 江東区	○ 藤沢市	○ 南郷町	○ 青木村	○ 野沢温泉村
○ 城里町	○ 菟子町	○ 明和町	○ 狭山市	○ 富里市	○ 品川区	○ 茅ヶ崎市	○ 富士川町	○ 長和町	○ 栄村
○ 土浦市	○ 茂木町	○ 千代田町	○ 富士見市	○ 匝瑺市	○ 中央区	○ 東野市	○ 富士吉田市	○ 岡谷市	
○ 石岡市	○ 市貝町	○ 大泉町	○ ふじみ野市	○ 香取市	○ 目黒区	○ 伊勢原市	○ 都留市	○ 諏訪市	
○ 龍ヶ崎市	○ 芳賀町	○ 邑楽町	○ 三芳町	○ 神崎町	○ 世田谷区	○ 寒川町	○ 大月市	○ 茅野市	
○ 取手市	○ 足利市	○ 渋川市	○ 飯能市	○ 多古町	○ 中野区	○ 大磯町	○ 上野原市	○ 下諏訪町	
○ 牛久市	○ 栃木町	○ 榛東村	○ 入間市	○ 東庄町	○ 杉並区	○ 二宮町	○ 道志村	○ 富士見町	
○ つくば市	○ 佐野市	○ 吉岡町	○ 坂戸市	○ 清々井町	○ 練馬区	○ 小田原市	○ 西桂町	○ 原村	
○ 守谷市	○ 小山町	○ 藤岡市	○ 鶴ヶ島市	○ 栄町	○ 北区	○ 南足柄市	○ 忍野村	○ 伊那市	
○ 稲敷市	○ 下野市	○ 上野村	○ 日高市	○ 芝山町	○ 板橋区	○ 中井町	○ 山中湖村	○ 駒ヶ根市	
○ かすみがうら市	○ 壬生町	○ 神流町	○ 毛呂山町	○ 習志野市	○ 三鷹市	○ 大井町	○ 鳴沢村	○ 辰野町	
○ つくばみらい市	○ 野木町	○ 富岡市	○ 越生町	○ 市原市	○ 調布市	○ 松田町	○ 富士河口湖町	○ 箕輪町	
○ 蕨浦村		○ 下仁田町	○ 東松山市	○ 八千代市	○ 小金井市	○ 小宮村	○ 小青村	○ 飯島町	
○ 阿見町		○ 南牧村	○ 滑川町	○ 市川市	○ 府中市	○ 関成町	○ 丹波山村	○ 南箕輪村	
○ 河内町		○ 甘栗町	○ 嵐山町	○ 船橋市	○ 武蔵野市	○ 箱根町		○ 中川村	
○ 利根町		○ 安中市	○ 小川町	○ 浦安市	○ 狛江市	○ 真鶴町		○ 宮田村	
○ 鹿嶋市		○ 中之条町	○ 川島町	○ 茂原市	○ 東村山市	○ 湯河原町		○ 飯田市	
○ 潮来市		○ 長野原町	○ 吉見町	○ 東金市	○ 小平市			○ 松川町	
○ 神栖市		○ 嬬恋村	○ 鳩山町	○ 勝浦市	○ 国分寺市			○ 高森町	
○ 行方市		○ 草津町	○ ときがわ町	○ 山武市	○ 国立市			○ 阿南町	
○ 銚田市		○ 高山村	○ 東秩父村	○ いすみ市	○ 東大和市			○ 阿智村	
○ 古河市		○ 裏宮妻町	○ 秩父市	○ 大網白里市	○ 清瀬市			○ 平谷村	
○ 織城市			○ 横瀬町	○ 九十九里町	○ 東久留米市			○ 根羽村	
○ 下妻市			○ 小鹿野町	○ 横芝光町	○ 武蔵村山市			○ 下條村	
○ 常総市			○ 長瀬町	○ 一宮町	○ 西東京市			○ 赤木村	
○ 筑西市			○ 皆野町	○ 睦沢町	○ 立川市			○ 天龍村	
○ 坂東市			○ 本庄市	○ 長生村	○ 昭島市			○ 泰皇村	
○ 桜川市			○ 美里町	○ 白子町	○ 八王子市			○ 森太村	
○ 八千代町			○ 神川町	○ 最勝町	○ 日野市			○ 豊丘村	
○ 五霞町			○ 上里町	○ 長南町	○ 町田市			○ 大鹿村	
○ 境町			○ 熊谷市	○ 大多喜町	○ 多摩市			○ 上松町	
			○ 深谷市	○ 御宿町	○ 稲城市			○ 南木曾町	
			○ 寄居町	○ 館山市	○ 青梅市			○ 木沼村	
			○ 行田市	○ 木更津市	○ 日の出町			○ 玉澤村	
			○ 加須市	○ 鴨川市	○ 羽村市			○ 大桑村	
			○ 羽生市	○ 君津市	○ あきる野市			○ 木曾町	
			○ 春日部市	○ 富津市	○ 瑞穂町			○ 松本市	
			○ 草加市	○ 袖ヶ浦市	○ 福生市			○ 塩尻市	
			○ 越谷市	○ 南房総市	○ 檜原村			○ 安曇野市	
			○ 八潮市	○ 館南町	○ 奥多摩町			○ 麻績村	
			○ 三郷市		○ 大島町			○ 生坂村	
			○ 吉川市		○ 利島村			○ 山形村	
			○ 松伏町		○ 新島村			○ 朝日村	
			○ 久喜市		○ 神津島村			○ 筑北村	
			○ 蓮田市		○ 三宅村			○ 大町市	
			○ 幸手市		○ 御蔵島村			○ 池田町	
			○ 白岡市		○ 八丈町			○ 松川村	
			○ 富代町		○ 青ヶ島村			○ 白鳥村	
			○ 杉戸町		○ 小笠原村			○ 小谷村	

※H31.4月期より参画機関に下線を引いています。  
※未参画機関は灰色に着色しています。

# 歩切りの根絶に向けた対応

## 運用指針の主なポイント

■ : 歩切りの根絶の位置付け

### 必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② **歩切りの根絶**
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 適切な設計変更
- ⑤ 発注者間の連携体制の構築

## 運用指針（抜粋）

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。**

## 取組状況

平成27年1月以降、総務省と連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じた早期の見直しを要請。



慣例、自治体財政の健全化等のため歩切りの見直しの予定がない団体数

459 → 3 → 0  
 (H27.1.1時点) (H28.2時点) (H30.1.0時点)



(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。  
 (※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

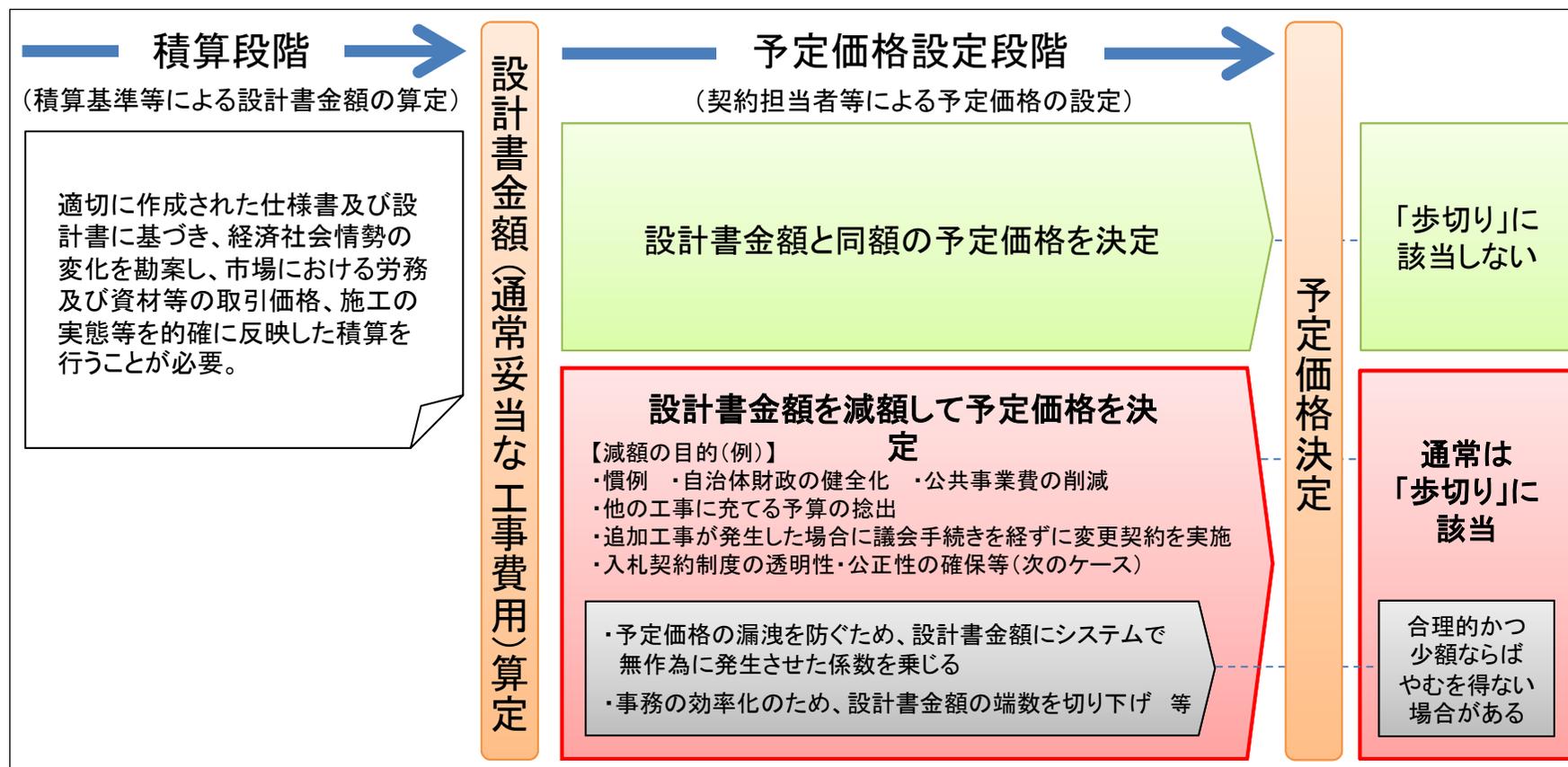
# 参考) 歩切りについて

## 「歩切り」とは・・・

『**適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為**』(適正化指針<sup>(※)</sup>)

⇒ 市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を予定価格の設定段階で控除する行為**

例) 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定 等



(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(最終変更:H26.9.30閣議決定)

# 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

## 運用指針の主なポイント

■ :低入札価格調査基準等の設定・活用の徹底等の位置付け

### 必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

② 歩切りの根絶

③ **低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等**

④ 適切な設計変更

⑤ 発注者間の連携体制の構築

## 運用指針（抜粋）

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**低入札価格調査制度の実施に当たっては、（中略）適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、**当該価格について入札の前には公表しないものとする。**

## 取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）  
（「労務費」の算入率を95%から100%に変更）
- H31.4 低入札価格調査基準の改定（範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ）

## 関東ブロックの状況

### 低入札価格調査基準・最低制限価格制度の導入状況

(H30.8.1時点)

※H31.1.22 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果を基に整理

		都県	政令市	市区町村 (計)	市区町村								
					茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県
自治体数		9	5	415	44	25	35	62	53	62	30	27	77
いずれか導入済み	自治体数	9	5	390	44	25	28	62	53	59	30	27	62
	割合	100%	100%	94.0%	100%	100%	80.0%	100%	100%	95.2%	100%	100%	80.5%
いずれも未導入	自治体数	0	0	25	0	0	7	0	0	3	0	0	15
	割合	0%	0%	6.0%	0%	0%	20.0%	0%	0%	4.8%	0%	0%	19.5%
	参考)H29自治体数	0	0	30	0	0	11	0	0	3	0	0	16
	全国	自治体数	0	0	109								
	割合	0%	0%	6.3%									

# 【参考】低入札価格調査基準の改定(工事)

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

<b>【範囲】</b> 予定価格の 7.0/10～9.0/10
<b>【計算式】</b> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08



H31.4.1～

<b>【範囲】</b> 予定価格の 9.2/10 ～ <u>7.5/10</u>
<b>【計算式】</b> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

# 発注者間の連携体制の構築（1）

## 1)発注者協議会

国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロックごとに組織

### 運用指針の主なポイント

#### 必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 適切な設計変更
- ⑤ 発注者間の連携体制の構築

## 2)工事検査への臨場

■公共工事の品質が十分に確保されるよう、自治体への育成支援の一環として、適正な検査技術の習得を目的に、直轄工事等の工事検査への臨場を実施。

【平成30年度実績(関東地方整備局)】

1. 自治体数 6機関(埼玉県、龍ヶ崎市、千葉市、石岡市、船橋市、行方市)
2. 臨場者数 20名
3. 主な意見 ・各種書類の確認方法、検査の進め方、検査官の視点を学ぶことができた



## 3)総合評価審査委員の派遣

■自治体からの依頼に基づき総合評価審査委員を応諾し、自治体への総合評価の取り組みを支援。

【平成30年度実績(関東地方整備局)】

- 関東管内の7県に対し、のべ58名を派遣。(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県)
- 関東管内の9市に対し、のべ12名を派遣。(さいたま市、川口市、相模原市、水戸市、甲府市、松戸市、宇都宮市、上田市、大町市)
- その他、3団体へ3名を派遣。

## 4)演習・講習会の実施

■都県分科会での「改正品確法・運用指針」及び総合評価等に関する説明・情報提供の実施。

# 発注者間の連携体制の構築（2）

## 5) 相談窓口の設置・受付

### ○品確法運用指針に関する相談窓口の設置について

運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談に応じるため、「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の出先事務所等にも設置しました。

ここでは、品確法運用指針に関する相談窓口に関する情報をお知らせします。

相談窓口は、47都道府県全てに設置し、電話やメールにより相談や問合せに応じることとしています。

相談窓口に寄せられた問合せや相談に対しては、その場で指針の内容についての解説を行うとともに、発注関係事務の取組事例、参考情報を提供いたします。

また、窓口寄せられた内容については、地域発注者協議会等を通じて発注者間で共有、寄せられた内容を踏まえた発注者間での連携による各種施策を推進、市町村等の発注者に対する必要な支援も実施していきます。

### <関東地方整備局管内の品確法運用指針に関する相談窓口>

都道府県	事務所等窓口	住所	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
関東地方整備局	企画部 技術調査課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	課長補佐	048-600-1332	048-600-1375	ktr-hinkaku@ml.mlit.go.jp
茨城県	常陸河川国道事務所	〒310-0851 水戸市千波町1962-2	副所長(技)	029-240-4061	029-240-4081	
栃木県	宇都宮国道事務所	〒321-0931 宇都宮市平松町504	工事品質管理官	028-638-2181	028-638-2871	
群馬県	高崎河川国道事務所	〒370-0841 高崎市栄町6-41	副所長(技)	027-345-6000	027-345-6085	
埼玉県	利根川上流河川事務所	〒349-1198 久喜市栗橋北2-19-1	副所長(技)	0480-52-3952	0480-52-3964	
千葉県	千葉国道事務所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台5-27-1	副所長(技)	043-287-0311	043-287-7895	
東京都	東京国道事務所	〒102-8340 千代田区九段南1-2-1	工事品質管理官	03-3512-9090	03-3512-9889	
神奈川県	京浜河川事務所	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	副所長(技)	045-503-4000	045-503-4001	
山梨県	甲府河川国道事務所	〒400-8578 甲府市緑が丘1-10-1	副所長(技)	055-252-5491	055-251-2591	
長野県	長野国道事務所	〒380-0902 長野市鶴賀字中堰145	副所長(技)	026-264-7001	026-264-7042	

# 発注者間の連携体制の構築（3）

## 5)相談窓口の設置・受付

### 公共契約業務発注者 相談窓口

#### 公共契約業務発注者相談窓口について

##### 1. 目的

直轄工事等に係る入札・契約手続き事務等に関し、地方公共団体等からの公共契約業務の発注関係事務にかかる相談に応じる。

##### 2. 相談窓口

○総務部契約課(港湾空港関係を除く)

電話:048-600-1925(ダイヤルイン)

FAX:048-600-1370

メールアドレス:ktr-keiyakuka@ml.mlit.go.jp

開設時間:平日9時30分～17時00分

○経理調達課(港湾空港関係)

電話:045-211-7413(ダイヤルイン)

FAX:045-211-0205

メールアドレス:pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

開設時間:平日9時30分～17時00分

#### ■公共契約業務発注者相談窓口(関東地整HP)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000029.html>

# 発注者間の連携体制の構築（４）

## 5) 相談窓口の設置・受付

### 公共建築 相談窓口

国土交通省 関東地方整備局 営繕部・営繕事務所

# 公共建築相談窓口

**公共建築相談窓口とは？**

国土交通省 関東地方整備局営繕部・営繕事務所では、営繕関係の各種基準類の整備、入札手続き、設計及び積算関係、不調・不落対策、設計者の選定、保全指導、シビックコア地区などの様々な取り組みについてお問い合わせ、ご質問いただけます。

**相談事例**

- 不調案件が無事に落札  
庁舎建設に関する不調・不落対策、積算内容について実績を基に相談対応したところ、予定価格が見直され落札に至りました。
- 積算に関する疑問を解決  
積算基準や、スライドへの対応、見積活用方式への考え方について説明を行い、解決へ至りました。
- 入札手続きに関する疑問を解決  
手続き資料の提供や、総合評価における資格要件の考え方、情報公開などへの対応について説明し、解決へ至りました。

**利用実績**

相談回数の内訳      相談内容の内訳（述べ件数）

関東地方整備局 相談窓口一覧

いずれの窓口でもお受け致します

**1 関東地方整備局 営繕部**  
電話：048-601-3151(代表)  
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
担当：官庁施設管理官(内線5114)  
担当：計画課課長補佐(内線5153)

**① 東京第一営繕事務所**  
電話：03-3363-2694(代表)  
(担当：技術課長)  
所在地：東京都新宿区百人町3-28-8  
新宿地方合同庁舎  
【管轄地域】東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、港区、板橋区、北区、豊島区、文京区及び千代田区)・埼玉県全域

**② 東京第二営繕事務所**  
電話：03-3531-6550(代表)  
(担当：技術課長)  
所在地：東京都江東区東雲1-9-5 東雲合同庁舎  
【管轄地域】東京都(足立区、葛飾区、荒川区、台東区、墨田区、江戸川区、中央区、江東区)・千葉県全域

**③ 甲武営繕事務所**  
電話：042-529-0011(代表)  
(担当：技術課長)  
所在地：東京都立川市緑町3567 立川防災合同庁舎  
【管轄地域】東京都(品川区、大田区、目黒区、中野区、杉並区、世田谷区)・東京都全域(島嶼地域含む)・山梨県全域

**④ 宇都宮営繕事務所**  
(担当：技術課長)  
電話：028-634-4271(代表)  
所在地：栃木県宇都宮市杉9-13  
宇都宮地方合同庁舎  
【管轄地域】栃木県全域・茨城県(つくば市を除く)全域

**⑤ 横浜営繕事務所**  
(担当：技術課長)  
電話：045-681-8104(代表)  
所在地：神奈川県横浜市中区  
山下町37-9  
横浜地方合同庁舎  
【管轄地域】神奈川県全域

**⑥ 長野営繕事務所**  
(担当：技術課長)  
電話：026-235-3481(代表)  
所在地：長野県長野市旭町  
1108番地  
長野第2地方合同庁舎  
【管轄地域】長野県全域・群馬県全域

公共建築相談窓口

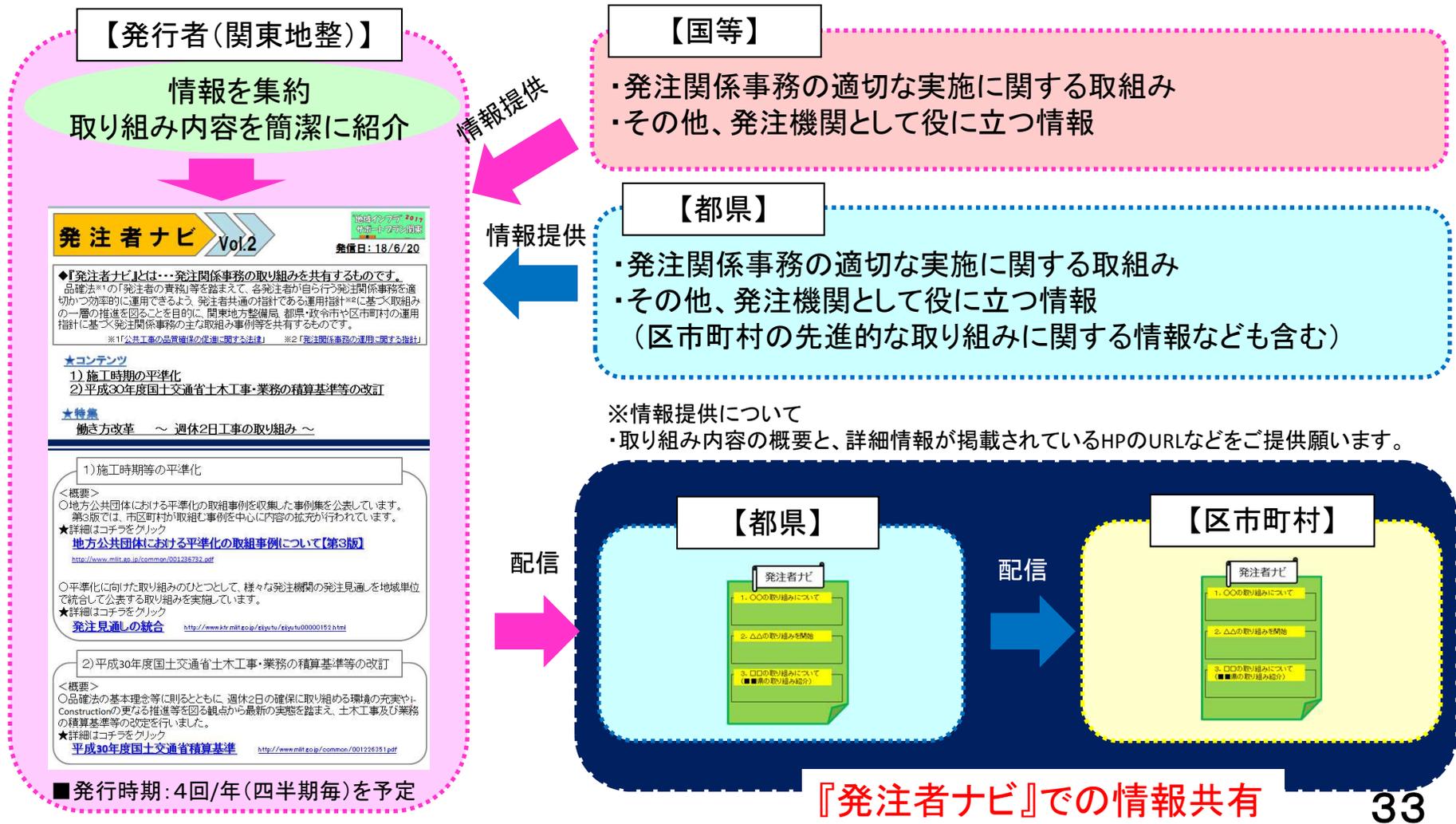
### ■ 公共建築相談窓口(関東地整HP)

[http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/soshiki/eizen\\_soshiki0000005.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/soshiki/eizen_soshiki0000005.html)

○ 営繕関係の各種基準類の整備    ○ 入札手続き、設計及び積算関係、不調・不落対策    ○ 設計者の選定、保全指導

○ シビックコア地区 などの様々な取り組みについて、関東地方整備局 営繕部、営繕事務所にお問い合わせ、ご質問がいただけます。

- ◆ 関東地方整備局では、発注者共通指針である「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)の一層の取組みの推進を図ることを目的に、『発注者ナビ』を平成30年2月より発行を開始。
- ◆ 『発注者ナビ』は、品確法の「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者に発注関係事務の情報や各発注機関の取組み事例を紹介。



# 発注者ナビ

Vol.4

地域インフラ 2017  
サポートプラン関東

発行日: 19/3/7

◆『発注者ナビ』とは・・・発注関係事務の取り組みを共有するものです。  
品確法<sup>※1</sup>の「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が自ら行う発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針である運用指針<sup>※2</sup>に基づく取組みの一層の推進を図ることを目的に、関東地方整備局、都県・政令市や区市町村の運用指針に基づく発注関係事務の主な取組み事例等を共有するものです。

※1「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 ※2「発注関係事務の運用に関する指針」

## ★コンテンツ

- 1) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン
- 2) 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の公表

## ★特集

- 1) 受発注者間の業務改善等の取組み
- 2) インフラメンテナンス国民会議

### 1) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン～

<概要>

○平成29年8月に、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。

平成30年6月の働き方改革関連法の成立等も踏まえ、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が平成30年7月2日に改訂されました。

★詳細はコチラをクリック

#### 建設工事における適正な工期設定のためのガイドライン

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000156.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000156.html)



### 2) 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の公表～

<概要>

○国土交通省、総務省及び財務省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。))に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況を、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況を、合わせて調査しています。

平成30年度に実施した調査の結果並びに入札契約適正化法の対象である国、特殊法人等及び地方公共団体ごとの実施状況及び今後の取組方針を取りまとめ、公表しました。

★詳細はコチラをクリック

#### 平成30年度調査

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000601.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000601.html)



## 特集1 受発注者間の業務環境改善等の取組み

### 設計業務等の業務環境改善の取組み

○土木関係コンサルタント業務において、受発注者間で業務環境改善の取組を行っています。

【関東地方整備局】 [http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000714612.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000714612.pdf)

【茨城県】 【群馬県】 【横浜市】



### 工事書類スリム化ガイド<関東地整>

○関東地方整備局では工事書類のスリム化点検を実施し、スリム化可能な書類を紹介した「工事書類スリム化ガイド」を作成しました。

★詳細はコチラをクリック

#### 工事書類スリム化ガイド

[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000694010.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000694010.pdf)



## 特集2 「橋梁の点検効率化に資する技術」を紹介

インフラメンテナンス国民会議 関東地方フォーラム

○インフラメンテナンス国民会議では、社会インフラの維持管理・更新に関する自治体への支援を行っています。このたび、自治体からのニーズが高い「橋梁の点検効率化に資する技術」を紹介するピッチイベント<sup>※</sup>を下記のとおり開催しました。

※短い時間で自社の製品やサービスを紹介するイベント

### ■イベント概要 ★開催記者発表資料

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_0000654.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_0000654.html)

1. 日時:平成31年2月18日(月)14:00～16:30
2. 場所:さいたま新都心合同庁舎2号館  
14階 災害対策本部室
3. 聴講者:自治体職員等(約30人)
4. 内容:①特別講演(首都大学東京 村越教授)  
「技術者育成と技術開発の重要性」  
～橋梁の維持管理の信頼性向上、効率化に向けて～  
②技術紹介 (10技術)  
③発表者との個別相談



車両・ロボット・非破壊調査などの技術を紹介  
※技術の現場試行に向け今後調整します。

イベント等の情報を配信! 「インフラメンテナンス国民会議 会員募集中」  
インフラメンテナンス国民会議 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>

※『発注者ナビ』に掲載する取り組み事例について募集しています。情報提供にご協力願います。  
※『発注者ナビ』に掲載する取り組みの詳細については、各関係機関へ直接お問い合わせ下さい。  
また、事務局へお問い合わせいただければ担当窓口をご紹介します。

# 参考資料

- ・品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標調査  
【平成29年度調査】 抜粋 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

※各指標の指標分類は、本資料P3の調査項目と指標分類を参照

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する  
 全国統一指標調査【平成29年度調査】抜粋  
 平成30年11月 関東ブロック発注者協議会

【国】

発注機関名	指標① 最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況				指標② 単価の更新頻度				指標③ 設計変更ガイドラインの 策定・活用状況					指標④ 設計変更の実施工事率						指標⑤ 平準化率							
	取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況		目標			取組状況						取組状況		目標					
	H28	H29	目標値	目標年次	H28	H29	目標値	目標年次	H27	H28	H29	目標値	目標年次	H27		H28		H29		H28		H29		目標		目標年次	
															完了工事件数	変更率	完了工事件数	変更率	完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額	稼働件数	稼働金額	稼働件数	稼働金額	
関東管区警察局	c	b	b	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%	0.00	0.00	2.15	1.87				H31
科学警察研究所	c	c	c	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
皇宮警察本部	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	3	0.0%	5	0.0%	6	33.3%	0.48	0.43	0.00	0.00	0.9	0.7		H31
東京都警察情報通信部	b	b	b	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関東財務局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	42	47.6%	40	67.5%	26	76.9%	0.49	0.56	0.64	0.71	0.6	0.6		H32
関東信越国税局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	12	58.3%	10	50.0%	6	33.3%	0.85	0.74	0.52	0.46				
東京国税局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	23	52.2%	27	22.2%	23	34.8%	0.42	0.32	0.35	0.38	0.54	0.58		H32
関東農政局	a	a	a	H30	b	a	a	H30	a	a	a	a	H30	79	96.2%	80	88.8%	78	93.6%	0.50	0.63	0.70	0.74	0.8	0.75		H31
関東森林管理局	a	a	a	H30	c	c	c	H30	a	a	a	a	H30	133	88.0%	161	91.9%	147	87.8%	0.64	0.71	0.82	0.77	0.8	0.8		H31
関東地方整備局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	1,113	97.8%	1,159	97.8%	1,188	97.9%	0.87	0.92	0.88	0.92	0.9	0.9		H30
関東運輸局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	2	50.0%	1	100.0%	4	25.0%	0.00	0.00	0.00	0.00	第一四半期の発注に努める			H30
東京航空局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	98	53.1%	127	52.0%	108	58.3%	0.69	0.85	0.66	0.71	0.8	0.8		H31
国土技術政策総合研究所	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	3	66.7%	1	100.0%	2	100.0%	0.00	0.00	0.00	0.00	設定困難 [発注件数1~2件/年の為]			
関東地方環境事務所	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	9	33.3%	7	42.9%	9	22.2%	0.65	0.84	0.13	0.20	0.9	0.8		H34
北関東防衛局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	82	80.5%	109	84.4%	98	85.7%	0.98	0.98	0.99	0.96	0.9	0.9		H30
南関東防衛局	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	34	94.1%	54	94.4%	44	90.9%	1.05	1.08	0.81	0.88	0.9	0.9		H30
東京高等裁判所		a	a	H30		a	a	H30			a	a	H30	9	55.6%	21	61.9%	21	52.4%	0.44	0.65	0.68	0.44	0.6	0.6		H31

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

注3)国各機関のうち、各指標の取組が進んでいる機関について着色している。

【指標①~指標③すべてa かつ指標⑤は国機関平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【特殊法人等】

発注機関名	指標① 最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況				指標② 単価の更新頻度				指標③ 設計変更ガイドラインの 策定・活用状況				指標④ 設計変更の実施工事率						指標⑤ 平準化率							
	取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況				取組状況				目標		目標年次			
	H28	H29	目標値	目標年次	H28	H29	目標値	目標年次	H27	H28	H29	目標値	目標年次	H27		H28		H29		H28		H29				
	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	完了工事数	変更率	積働件数	積働金額	積働件数	積働金額		
東日本高速道路(株)関東支社	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	141	86.5%	92	89.1%	140	97.9%	0.88	0.90	1.04	1.01	0.9	0.9	H30
中日本高速道路(株)東京支社	b	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	113	90.3%	96	93.8%	95	88.4%	0.97	0.88	1.01	1.00			
首都高速道路(株)	a	a	a	H30	b	a	a	H30	a	a	a	a	H30	80	93.8%	93	94.6%	92	94.6%	0.96	1.03	0.97	1.01	0.9 現状維持	0.9 現状維持	H30
成田国際空港(株)	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	14	71.4%	12	50.0%	13	69.2%	0.77	0.96	0.77	0.70			
日本中央競馬会	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	120	24.2%	159	20.1%	150	22.7%	0.92	0.99	0.73	0.83	現状維持		H30
(国研)科学技術振興機構	b	b	b	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	1	0.0%	1	0.0%	0	-	0.00	0.00	-	-	第一四半期の発注に努める		H30
(独)国際協力機構	b	b	b	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	5	0.0%	3	66.7%	3	66.7%	0.55	1.00	0.71	0.67	年度当初に各国内拠点を調整し平準化に努める。		
(独)国立科学博物館	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	a	H32	6	33.3%	2	0.0%	3	33.3%	0.00	0.00	0.00	0.00	第一四半期の発注に努める。		H32
(独)国立女性教育会館	c	c	c	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	第一四半期の発注に努める。		
(独)国立美術館 国立西洋美術館	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	2	100.0%	0	-	0	-	-	-	-	-	第一四半期の発注に努める		H31
(独)国立文化財機構 東京国立博物館	a	a	a	H30	a	a	a	H30	c	c	a	a	H30	2	100.0%	0	-	2	50.0%	-	-	0.10	0.06	第一四半期の発注に努める		H30
(独)国立文化財機構 東京文化財研究所	b	a	a	H30	a	a	a	H30	c	c	c	a		0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	第一四半期の発注に努める		H30
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	b	b	b	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	117	26.5%	102	26.5%	91	37.4%	0.53	0.59	0.37	0.54	0.6	0.6	H32
(独)中小企業基盤整備機構	c	c	c	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	12	16.7%	9	55.6%	7	42.9%	0.60	0.23	0.61	0.47			
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社	b	b	b	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	41	90.2%	8	75.0%	6	100.0%	0.96	1.11	1.02	1.00	0.9 現状維持	0.9 現状維持	H31
(独)都市再生機構	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	a	H30	1,128	68.2%	1,173	69.9%	1,333	69.0%	0.86	0.95	0.81	1.01	前年度同様、年度発注計画をもとに上半期発注を実施し、平準化に取り組んでいきたい。		
(独)日本学生支援機構	a	a	a	H30	b	b	b	H31	b	b	b	b	H30	4	0.0%	6	16.7%	4	25.0%	1.85	1.81	0.80	1.56	0.75	0.75	H31
(独)日本芸術文化振興会	b	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	a	a	H30	13	7.7%	16	0.0%	10	40.0%	0.41	0.47	0.76	0.92	0.5	0.5	H30
(国研)日本原子力研究開発機構	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	18	50.0%	14	35.7%	18	55.6%	0.74	0.77	0.88	1.09	今後検討したい	今後検討したい	今後検討したい
(独)日本スポーツ振興センター	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	a	H31	9	55.6%	6	83.3%	10	20.0%	0.92	0.31	0.82	1.07	第一四半期の発注に努める。		H32
(独)水資源機構	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	414	75.1%	370	73.2%	395	72.9%	0.65	0.83	0.75	0.86	0.9	0.9	検討中
(独)労働者健康安全機構	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	16	43.8%	11	36.4%	11	54.5%	0.90	1.45	0.97	0.90	第一四半期の発注に努める。		H30
(国研)産業技術総合研究所	c	b	b	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	17	41.2%	51	58.8%	63	66.7%	0.91	0.93	0.46	0.30	第一四半期の発注に努める。		H30
(独)製品評価技術基盤機構	b	b	b	H30	a	a	a	H30	b	b	b	b	H30	0	-	0	-	7	0.0%	0.00	0.00	1.65	1.49	年度により件数等異なり、特定年度での目標設定は困難		
地方共同法人 日本下水道事業団	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H32	546	84.6%	555	82.5%	540	85.6%	0.83	0.88	0.79	0.80	0.8	0.8	H32

注1)完了工事数:コリズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

注3)特殊法人等各機関のうち、各指標の取組が進んでいる機関について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は独立行政法人等平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【都県・政令市】

発注機関名	指標① 最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況				指標② 単価の更新頻度				指標③ 設計変更ガイドラインの 策定・活用状況				指標④ 設計変更の実施工事率						指標⑤ 平準化率								
	取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況		目標		取組状況				取組状況				目標						
	H28	H29	目標値	目標年次	H28	H29	目標値	目標年次	H27	H28	H29	目標値	目標年次	H27		H28		H29		H28		H29		目標値			
															完了工事件数	変更率	完了工事件数	変更率	完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額	稼働件数	稼働金額	稼働件数	稼働金額	目標年次
都 県	茨城県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	a	a	a	H30	2,491	69.5%	2,770	75.4%	2,782	73.6%	0.65	0.74	0.65	0.71	0.9 (土木部発 注工事のみ 対象)	0.9 (土木部発 注工事のみ 対象)	H31
	栃木県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	a	a	H30	1,533	71.8%	1,970	77.0%	1,630	76.6%	0.84	0.83	0.85	0.86	0.9 (県土整備 部目標値)	0.9 (県土整備 部目標値)	H31
	群馬県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	a	a	H30	2,504	61.4%	2,424	57.8%	2,468	72.3%	0.74	0.70	0.82	0.78	0.9 (県土整備 部)	0.9 (県土整備 部)	H30
	埼玉県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	1,906	67.9%	1,917	69.3%	2,090	70.9%	0.64	0.77	0.67	0.68	0.9 (県土整備 部)	設定してい ない	H30
	千葉県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	3,011	62.8%	2,781	62.2%	2,779	64.1%	0.52	0.62	0.58	0.68	0.8 (県土整備 部)	設定してい ない	H32
	東京都	a	a	a	H30	b	b	a	H30	a	a	a	a	H30	5,700	66.0%	5,874	65.2%	5,421	66.0%	0.74	0.90	0.75	0.85	0.85 (建設局)	0.9 (建設局)	H30
	神奈川県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	1,702	75.8%	1,662	77.0%	1,673	77.9%	0.60	0.71	0.61	0.77	0.9 (県土整備 局)	0.9 (県土整備 局)	H32
	山梨県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	1,075	77.1%	977	77.3%	1,067	76.9%	0.68	0.73	0.74	0.81	0.8 (県土整備 部で試行)	0.8 (県土整備 部で試行)	H31
	長野県	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	a	a	a	H30	1,906	85.9%	1,820	82.6%	1,755	82.7%	0.75	0.82	0.87	0.88	0.9 (建設部)	0.9 (建設部)	H35
政 令 市	さいたま市	b	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	830	67.5%	777	77.7%	784	79.0%	0.61	0.68	0.65	0.71	0.8	0.8	H31
	千葉市	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	435	60.7%	482	67.0%	489	65.2%	0.52	0.65	0.54	0.58	0.67	0.67	H32
	横浜市	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	2,736	69.0%	2,640	71.2%	2,788	75.4%	0.64	0.76	0.67	0.79	0.64	0.76	H30
	川崎市	a	a	a	H30	a	a	a	H30	b	b	a	a	H30	854	62.2%	877	60.2%	858	60.1%	0.67	0.80	0.74	0.83	0.8	0.8	H30
	相模原市	a	a	a	H30	a	a	a	H30	a	a	a	a	H30	287	48.1%	228	56.1%	240	52.9%	0.55	0.56	0.54	0.50	0.65	0.75	H33

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事が無い場合については、「-」と記載している。

注3)都県のうち、各指標の取組が進んでいる都県について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は都県平均以上。】 政令市についても同様。

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【茨城県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
水戸市	a	a	b	366	70.2%	0.61	0.83
日立市	a	a	b	180	46.1%	0.58	0.67
土浦市	b	a	a	187	38.0%	0.89	1.26
古河市	a	a	a	146	47.3%	0.67	0.77
石岡市	a	a	b	88	79.5%	0.63	0.83
結城市	b	a	a	55	29.1%	0.29	0.27
龍ヶ崎市	a	a	b	53	56.6%	0.18	0.29
下妻市	b	a	b	54	64.8%	0.81	0.70
常総市	a	a	a	48	60.4%	0.54	0.67
常陸太田市	a	a	b	78	26.9%	0.20	0.21
高萩市	b	a	b	26	50.0%	0.83	1.76
北茨城市	a	a	b	67	47.8%	0.65	0.66
笠間市	a	a	a	140	69.3%	0.63	0.98
取手市	b	a	b	46	54.3%	0.57	0.54
牛久市	a	a	b	50	46.0%	0.63	0.63
つくば市	b	a	a	201	53.7%	0.67	0.98
ひたちなか市	b	a	b	250	48.4%	0.52	0.72
鹿嶋市	a	a	b	107	52.3%	0.43	0.54
潮来市	a	a	b	41	53.7%	0.65	0.47
守谷市	b	a	a	37	64.9%	0.66	0.61
常陸大宮市	b	a	b	93	76.3%	0.51	0.72
那珂市	a	a	b	89	49.4%	0.26	0.3
筑西市	b	a	b	108	18.5%	0.21	0.67
坂東市	b	a	b	94	29.8%	0.36	0.54
稲敷市	b	a	b	70	45.7%	0.4	0.74
かすみがうら市	b	a	a	57	50.9%	0.33	0.37
桜川市	b	a	b	34	58.8%	0.24	0.79
神栖市	b	a	a	122	23.8%	0.32	0.58
行方市	a	a	b	67	61.2%	0.26	0.16
鉾田市	b	a	b	47	53.2%	0.41	0.22
つくばみらい市	a	a	b	61	67.2%	0.44	0.81
小美玉市	b	a	b	102	84.3%	0.2	0.22
茨城町	a	a	b	38	39.5%	0.32	0.58
大洗町	b	a	b	46	78.3%	0.96	0.98
城里町	b	a	b	49	75.5%	0.41	0.59
東海村	a	a	b	80	45.0%	0.62	0.6
大子町	b	a	b	51	58.8%	0.3	0.33
美浦村	a	a	a	18	61.1%	0.26	0.21
阿見町	b	a	b	56	33.9%	0.52	0.89
河内町	b	a	b	4	75.0%	0	0
八千代町	b	a	b	21	61.9%	0.42	0.47
五霞町	b	a	b	11	81.8%	0.28	0.15
境町	b	a	b	41	29.3%	0.56	0.51
利根町	b	a	b	8	50.0%	0.49	0.69

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事が無い場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は茨城県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【栃木県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
宇都宮市	a	a	b	598	42.8%	0.58	0.69
足利市	a	a	a	155	56.1%	0.63	0.62
栃木市	b	a	a	190	71.6%	0.48	0.61
佐野市	a	a	a	158	65.2%	0.39	0.49
鹿沼市	b	a	a	114	71.1%	0.59	0.55
日光市	a	a	b	142	69.0%	0.58	0.78
小山市	a	a	b	138	51.4%	0.44	0.6
真岡市	a	a	b	126	72.2%	0.56	0.8
大田原市	b	a	b	118	66.1%	0.62	0.83
矢板市	a	a	b	35	57.1%	0.32	0.31
那須塩原市	b	a	b	149	59.1%	0.53	0.38
さくら市	a	a	a	82	56.1%	0.22	0.4
那須烏山市	b	a	a	26	42.3%	0.47	0.42
下野市	a	a	b	125	61.6%	0.31	0.35
上三川町	a	a	a	49	42.9%	0.26	0.14
益子町	a	a	b	33	30.3%	0.1	0.09
茂木町	b	a	b	19	52.6%	0.29	0.6
市貝町	b	a	b	10	40.0%	0	0
芳賀町	b	a	b	23	47.8%	0.19	0.18
壬生町	b	a	b	60	48.3%	0.56	0.61
野木町	a	a	b	23	52.2%	0.28	0.41
塩谷町	b	a	b	2	50.0%	1.6	1.52
高根沢町	b	a	b	30	56.7%	0.62	0.73
那須町	b	a	b	41	82.9%	0.51	0.7
那珂川町	b	a	b	27	44.4%	0.47	0.62

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は栃木県市町平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【群馬県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
前橋市	a	a	a	502	63.3%	0.54	0.73
高崎市	a	a	a	440	39.5%	0.58	0.84
桐生市	b	a	b	109	44.0%	0.32	0.43
伊勢崎市	b	a	a	248	46.0%	0.71	0.54
太田市	a	a	a	174	50.6%	0.44	0.51
沼田市	a	a	a	53	62.3%	0.44	0.52
館林市	a	a	a	69	27.5%	0.29	0.18
渋川市	a	a	a	172	84.3%	0.48	0.53
藤岡市	b	a	b	119	56.3%	0.48	1.12
富岡市	b	a	b	93	68.8%	0.62	0.83
安中市	b	a	b	69	59.4%	0.27	0.65
みどり市	b	a	b	48	58.3%	0.49	0.36
榛東村	b	a	b	19	57.9%	0.26	0.18
吉岡町	b	a	b	26	46.2%	0.53	0.56
上野村	b	a	b	3	0.0%	1.33	1.62
神流町	b	a	b	7	71.4%	0.65	0.15
下仁田町	b	a	b	17	41.2%	0.55	0.52
南牧村	b	a	b	11	36.4%	0.41	0.17
甘楽町	a	a	a	20	60.0%	0.14	0.09
中之条町	a	a	b	17	70.6%	0.16	0.35
長野原町	a	a	b	17	76.5%	0.44	0.48
嬭恋村	b	a	b	31	41.9%	0.51	0.32
草津町	b	a	b	18	66.7%	0.49	0.35
高山村	b	a	b	14	64.3%	0.31	0.27
東吾妻町	a	a	b	22	68.2%	0.7	0.62
片品村	a	a	a	5	60.0%	0.53	0.38
川場村	a	a	b	3	33.3%	0.53	0.76
昭和村	b	a	b	22	81.8%	0.31	0.33
みなかみ町	b	a	b	12	66.7%	0.77	1.3
玉村町	a	a	b	65	53.8%	0.77	0.85
板倉町	b	a	b	3	100.0%	0.95	1.04
明和町	a	a	b	23	26.1%	0.42	0.38
千代田町	b	a	b	9	44.4%	1.03	0.82
大泉町	b	a	a	23	8.7%	0.22	0.2
邑楽町	b	a	b	13	69.2%	0.64	0.89

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は群馬県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【埼玉県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の核算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
川口市	a	a	a	199	30.7%	0.57	0.78
蕨市	a	a	b	34	70.6%	0.71	0.95
戸田市	a	a	a	64	45.3%	0.48	0.49
朝霞市	b	a	b	58	56.9%	0.63	0.76
志木市	a	a	b	45	35.6%	0.39	0.36
和光市	a	a	a	35	37.1%	0.51	0.6
新座市	a	a	a	93	41.9%	0.81	1.07
鴻巣市	b	a	b	87	58.6%	0.28	0.49
上尾市	b	a	b	233	28.3%	0.63	0.68
桶川市	a	a	b	46	47.8%	0.49	0.75
北本市	a	a	b	27	59.3%	0.2	0.26
伊奈町	b	a	b	36	2.8%	0.54	0.62
川越市	a	a	a	145	46.2%	0.26	0.35
所沢市	a	a	b	153	24.8%	0.57	0.27
狭山市	b	a	b	89	57.3%	0.57	0.85
富士見市	b	a	b	71	56.3%	0.59	0.55
ふじみ野市	a	a	a	45	48.9%	0.73	0.86
三芳町	b	a	b	32	40.6%	0.43	0.52
飯能市	a	a	a	108	43.5%	0.52	0.75
入間市	a	a	b	48	56.3%	0.48	0.51
坂戸市	a	a	a	54	37.0%	0.33	0.38
鶴ヶ島市	b	a	b	17	5.9%	0.28	0.19
日高市	a	a	b	74	51.4%	0.5	0.35
毛呂山町	b	a	b	35	51.4%	0.34	0.37
越生町	b	a	b	3	100.0%	0.92	1.05
東松山市	a	a	b	123	73.2%	0.38	0.44
滑川町	a	a	b	7	42.9%	0.31	0.18
嵐山町	a	a	b	10	60.0%	0.51	0.2
小川町	a	a	b	37	54.1%	0.36	0.38
川島町	a	a	b	17	35.3%	0.24	0.32
吉見町	b	a	b	35	48.6%	0.14	0.14

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は埼玉県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【埼玉県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
鳩山町	b	a	a	7	85.7%	0.49	2.3
ときがわ町	b	a	a	24	70.8%	0.41	0.47
東秩父村	b	b	b	3	66.7%	0.63	0.68
秩父市	a	a	b	61	88.5%	0.64	0.59
横瀬町	b	a	b	15	73.3%	0.62	0.52
皆野町	b	b	b	11	72.7%	0.44	0.5
長瀬町	a	a	c	5	80.0%	0.13	0.22
小鹿野町	b	a	b	7	42.9%	0.27	0.18
本庄市	a	a	b	69	50.7%	0.4	0.45
美里町	a	a	b	10	60.0%	0.4	0.48
神川町	a	a	b	11	72.7%	0.21	0.35
上里町	a	a	b	23	56.5%	0.81	0.67
熊谷市	a	a	b	152	38.8%	0.38	0.53
深谷市	a	a	b	126	69.8%	0.33	0.32
寄居町	a	a	b	51	52.9%	0.17	0.29
行田市	a	a	a	86	36.0%	0.34	0.37
加須市	a	a	b	81	13.6%	0.45	0.74
羽生市	b	a	a	51	37.3%	0.37	0.52
春日部市	a	a	a	82	42.7%	0.38	0.62
草加市	a	a	b	126	64.3%	0.52	0.53
越谷市	a	a	b	147	67.3%	0.62	0.8
八潮市	a	a	b	96	49.0%	0.39	0.34
三郷市	a	a	b	96	70.8%	0.56	0.47
吉川市	b	a	b	58	36.2%	0.44	0.65
松伏町	a	a	b	10	80.0%	0.48	0.36
久喜市	a	a	b	121	56.2%	0.62	0.83
蓮田市	b	a	b	26	46.2%	0.32	0.32
幸手市	a	a	b	37	62.2%	0.29	0.45
宮代町	a	a	b	24	54.2%	0.3	0.57
白岡市	a	a	b	30	63.3%	0.35	0.79
杉戸町	a	a	b	38	50.0%	0.48	0.44

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は埼玉県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【千葉県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
銚子市	b	a	b	52	32.7%	0.21	0.41
市川市	b	a	a	198	39.9%	0.49	0.85
船橋市	a	a	b	432	44.9%	0.66	0.79
館山市	a	a	b	32	65.6%	0.41	0.27
木更津市	a	a	b	92	43.5%	0.2	0.34
松戸市	b	a	a	256	26.6%	0.61	0.98
野田市	a	a	b	120	29.2%	0.46	0.61
茂原市	a	a	b	53	35.8%	0.32	0.52
成田市	a	a	a	168	61.3%	0.58	0.59
佐倉市	b	a	b	133	42.1%	0.57	0.54
東金市	a	a	b	32	46.9%	0.21	0.22
旭市	a	a	a	58	53.4%	0.46	0.67
習志野市	b	a	b	92	50.0%	0.53	0.84
柏市	b	a	a	266	56.0%	0.66	0.78
勝浦市	b	a	b	18	27.8%	0.14	0.08
市原市	a	a	a	153	62.7%	0.53	0.74
流山市	a	a	b	120	67.5%	0.66	0.66
八千代市	a	a	b	95	63.2%	0.5	0.41
我孫子市	a	a	a	82	48.8%	0.77	0.59
鴨川市	a	a	b	20	50.0%	0.44	0.46
鎌ヶ谷市	a	a	b	50	56.0%	0.47	1.05
君津市	a	a	a	55	72.7%	0.36	0.29
富津市	b	a	b	31	45.2%	0.3	0.26
浦安市	a	a	a	85	27.1%	0.34	0.5
四街道市	b	a	b	36	72.2%	0.47	0.51
袖ヶ浦市	b	a	b	101	49.5%	0.68	0.74
八街市	a	a	b	37	37.8%	0.68	0.59
印西市	b	a	a	69	60.9%	0.46	0.55

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は千葉県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【千葉県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
白井市	b	a	b	23	52.2%	0.47	0.88
富里市	a	a	b	21	28.6%	0.31	0.21
南房総市	a	a	a	54	63.0%	0.33	0.34
匝瑳市	b	a	b	20	10.0%	0.22	0.61
香取市	a	a	b	82	48.8%	0.32	0.41
山武市	b	a	b	50	52.0%	0.66	1.07
いすみ市	a	a	a	25	48.0%	0.38	0.74
大網白里市	a	a	b	28	57.1%	0.61	0.8
酒々井町	b	a	b	25	40.0%	0.61	0.66
栄町	b	a	b	37	8.1%	0.41	0.44
神崎町	b	a	b	1	100.0%	4	4
多古町	b	a	b	28	46.4%	0.36	0.29
東庄町	b	a	a	1	100.0%	0	0
九十九里町	b	a	b	3	0.0%	1.33	1.86
芝山町	a	a	b	9	66.7%	0.19	0.36
横芝光町	b	a	b	15	46.7%	0.33	0.24
一宮町	b	a	b	6	16.7%	0	0
睦沢町	a	a	b	11	36.4%	0.59	0.75
長生村	a	a	a	16	50.0%	0.39	0.24
白子町	b	a	b	2	0.0%	0	0
長柄町	b	a	b	9	22.2%	0.4	0.54
長南町	b	a	b	12	16.7%	0.62	0.71
大多喜町	b	a	a	7	100.0%	0.8	0.75
御宿町	b	a	b	3	0.0%	0.6	0.88
鏡南町	a	a	a	9	33.3%	0	0

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は千葉県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【東京都内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
千代田区	a	a	a	46	39.1%	0.59	0.74
中央区	b	a	b	77	29.9%	0.57	0.73
港区	a	a	a	118	18.6%	0.62	0.97
新宿区	a	a	a	91	40.7%	0.48	0.65
文京区	a	a	b	90	35.6%	0.54	0.62
台東区	a	a	b	71	11.3%	0.5	0.56
北区	a	a	b	137	33.6%	0.58	0.77
荒川区	a	a	b	107	28.0%	0.48	0.45
品川区	b	a	b	137	40.1%	0.43	0.48
目黒区	a	a	a	137	35.0%	0.48	0.61
大田区	a	b	a	212	32.1%	0.43	0.53
世田谷区	b	a	b	230	59.1%	0.57	0.61
渋谷区	a	a	a	40	25.0%	0.71	0.85
中野区	a	a	a	92	17.4%	0.49	0.44
杉並区	b	a	a	224	41.1%	0.74	0.8
豊島区	a	a	a	92	41.3%	0.57	0.64
板橋区	a	a	b	220	24.5%	0.58	0.69
練馬区	b	a	b	185	22.7%	0.65	0.66
墨田区	b	a	b	112	29.5%	0.64	0.67
江東区	b	a	b	146	19.2%	0.48	0.78
足立区	a	a	b	201	28.9%	0.56	0.7
葛飾区	a	a	a	151	41.1%	0.58	0.58
江戸川区	a	a	a	239	40.6%	0.52	0.76
八王子市	a	a	a	239	37.7%	0.78	0.87
青梅市	b	a	b	76	50.0%	0.61	0.68
町田市	b	a	b	152	60.5%	0.56	0.74
日野市	b	a	b	52	50.0%	0.78	0.73
福生市	b	a	b	39	25.6%	1.27	1.85
多摩市	a	a	a	95	36.8%	0.84	0.77
稲城市	a	a	b	17	64.7%	0.14	0.1
あきる野市	b	a	b	25	48.0%	0.36	0.48

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は東京都区市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【東京都内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
羽村市	b	b	b	24	12.5%	0.22	0.1
立川市	a	a	b	103	36.9%	0.51	0.74
昭島市	b	a	b	57	49.1%	0.5	0.51
国分寺市	b	a	a	35	25.7%	0.65	0.54
国立市	b	a	b	31	25.8%	0.69	0.78
東大和市	b	a	b	28	17.9%	1.01	0.95
武蔵村山市	a	a	a	31	22.6%	0.51	0.49
武蔵野市	b	a	b	113	22.1%	0.64	0.77
三鷹市	a	b	b	65	21.5%	0.41	0.42
府中市	b	a	b	74	23.0%	0.91	2.02
調布市	b	a	a	97	22.7%	0.67	0.64
小金井市	b	a	b	29	20.7%	0.59	0.58
狛江市	b	a	a	38	52.6%	0.59	0.6
小平市	b	a	b	43	88.4%	0.34	0.2
東村山市	a	a	b	31	54.8%	0.72	0.78
西東京市	a	a	b	69	33.3%	0.53	0.46
清瀬市	a	a	a	27	25.9%	0.55	0.55
東久留米市	a	a	a	47	25.5%	0.48	0.4
瑞穂町	a	a	b	22	13.6%	0.31	0.27
日の出町	b	a	b	9	55.6%	0.21	0.23
奥多摩町	b	a	b	25	72.0%	0.09	0.08
檜原村	b	b	b	12	66.7%	0.39	0.34
大島町	a	a	b	32	50.0%	0.29	0.41
八丈町	a	a	a	33	66.7%	0.6	0.65
利島村	b	a	b	2	0.0%	0.22	0.1
新島村	a	a	a	8	25.0%	0.34	0.4
神津島村	b	b	b	11	54.5%	0.18	0.25
三宅村	b	a	b	14	21.4%	0.29	0.27
御蔵島村	b	a	b	3	33.3%	0	0
青ヶ島村	b	a	b	4	0.0%	0	0
小笠原村	b	a	b	19	26.3%	0.58	0.81

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は東京都区市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【神奈川県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
横須賀市	a	a	a	381	59.6%	0.47	0.6
平塚市	a	b	a	110	58.2%	0.71	1.09
鎌倉市	a	b	a	59	44.1%	0.85	1.06
藤沢市	b	a	a	189	30.7%	0.39	0.82
小田原市	a	a	a	154	36.4%	0.34	0.48
茅ヶ崎市	a	b	a	81	58.0%	0.61	0.83
逗子市	b	a	b	21	33.3%	0.41	0.71
三浦市	b	b	b	12	50.0%	0.38	0.89
秦野市	b	a	a	123	57.7%	0.65	0.75
厚木市	a	b	a	114	71.9%	0.46	0.89
大和市	a	a	a	134	53.0%	0.31	0.5
伊勢原市	b	a	b	55	63.6%	0.3	0.53
海老名市	a	b	b	68	61.8%	0.62	0.76
座間市	b	b	b	76	81.6%	0.4	0.72
南足柄市	b	a	a	23	47.8%	0.1	0.17
綾瀬市	b	a	b	40	47.5%	0.75	0.99
葉山町	a	a	b	21	38.1%	0.21	0.19
寒川町	a	a	a	35	31.4%	0.53	0.54
大磯町	a	a	b	22	54.5%	0.35	0.59
二宮町	b	b	a	9	77.8%	0.6	0.43
中井町	a	a	a	9	33.3%	0.17	0.26
大井町	a	a	a	15	40.0%	0.51	0.49
松田町	b	a	b	8	37.5%	0.55	0.75
山北町	b	a	b	8	62.5%	0.14	0.12
開成町	b	b	b	13	53.8%	0.06	0.25
箱根町	b	a	b	37	18.9%	0.38	0.77
真鶴町	b	b	b	8	12.5%	0	0
湯河原町	b	a	b	16	6.3%	0.69	0.83
愛川町	b	a	b	41	51.2%	0.16	0.18
清川村	b	a	a	8	25.0%	0.52	0.53

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は神奈川県内市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【山梨県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
甲府市	b	a	a	251	45.8%	0.69	0.69
富士吉田市	a	a	b	29	69.0%	0.32	0.38
都留市	a	a	b	19	57.9%	0.38	0.21
山梨市	b	a	b	76	55.3%	0.44	0.7
大月市	a	a	a	23	56.5%	0.42	0.17
韭崎市	b	a	b	49	38.8%	0.43	0.45
南アルプス市	b	a	b	149	59.1%	0.34	0.44
北社市	b	a	b	102	74.5%	0.6	0.71
甲斐市	b	a	b	73	35.6%	0.47	0.64
笛吹市	b	a	b	88	58.0%	0.5	0.56
上野原市	b	a	a	33	63.6%	0.77	1.01
甲州市	b	a	b	28	50.0%	0.19	0.12
中央市	a	a	a	49	38.8%	0.53	0.45
市川三郷町	a	a	a	13	46.2%	0.88	0.39
早川町	b	a	b	3	100.0%	0.44	0.39
身延町	b	a	b	32	56.3%	0.51	0.45
南部町	a	a	b	6	16.7%	0.24	0.66
富士川町	b	a	a	14	21.4%	0.57	0.45
昭和町	a	a	b	16	68.8%	0.64	0.78
道志村	b	a	b	0	—%	—	—
西桂町	b	a	b	7	0.0%	0.47	0.35
忍野村	b	a	b	10	60.0%	0.62	0.46
山中湖村	b	a	b	5	40.0%	0.57	0.94
鳴沢村	b	a	b	0	—%	—	—
富士河口湖町	b	a	b	18	66.7%	1.14	1.03
小菅村	b	b	b	6	50.0%	0	0
丹波山村	a	a	a	4	25.0%	0	0

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「—」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は山梨県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【長野県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
長野市	b	a	b	492	60.2%	0.75	0.82
松本市	a	a	b	242	33.9%	0.49	0.54
上田市	a	a	b	114	82.5%	0.6	0.63
岡谷市	a	a	b	35	57.1%	0.22	0.33
飯田市	b	a	a	171	75.4%	0.48	0.61
諏訪市	b	a	b	60	41.7%	0.43	0.65
須坂市	b	a	b	31	67.7%	0.39	0.27
小諸市	a	a	b	45	77.8%	0.45	0.28
伊那市	a	a	b	90	64.4%	0.43	0.53
駒ヶ根市	b	a	b	75	86.7%	0.77	0.76
中野市	b	b	b	38	50.0%	0.63	0.88
大町市	a	a	a	46	78.3%	0.76	1.09
飯山市	b	a	b	8	50.0%	0.34	0.33
茅野市	a	a	b	3	66.7%	0.12	0.06
塩尻市	b	a	b	95	41.1%	0.61	0.56
佐久市	a	a	a	104	75.0%	0.6	0.71
千曲市	a	a	b	12	83.3%	0.73	0.91
東御市	b	a	b	13	84.6%	0.94	0.78
安曇野市	b	a	a	130	72.3%	0.51	0.68
小海町	a	a	b	5	80.0%	0.97	1.42
川上村	b	a	b	6	50.0%	0.7	0.71
南牧村	a	a	a	4	75.0%	0.86	1.37
南相木村	b	a	b	4	75.0%	1	1.43
北相木村	b	a	b	2	100.0%	0	0
佐久穂町	b	a	b	14	21.4%	0.47	0.35
軽井沢町	a	a	a	58	51.7%	0.68	0.65
御代田町	a	a	b	11	27.3%	0.41	0.91
立科町	b	b	b	2	100.0%	0	0
青木村	b	b	b	5	80.0%	0.31	0.71
長和町	a	a	b	7	85.7%	1.16	1.27
下諏訪町	b	a	b	4	0.0%	0	0
富士見町	b	a	b	21	52.4%	0.31	0.29
原村	b	a	b	0	- %	-	-
辰野町	b	a	b	9	77.8%	0.69	0.59
箕輪町	a	a	a	28	82.1%	0.82	0.86
飯島町	b	a	b	12	41.7%	0.42	1.51
宮田村	b	a	b	6	66.7%	0.92	0.68

注1)完了工事件数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)  
 注2)当該年度に対象工事がない場合については、「-」と記載している。  
 注3)県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。  
 【指標①～指標③すべてaかつ指標⑤は長野県市町村平均以上。】

(参考資料)各発注機関の取り組み状況

【長野県内市町村】

発注機関名	指標①	指標②	指標③	指標④		指標⑤	
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況	単価の更新頻度	設計変更ガイドラインの 策定・活用状況	設計変更の実施工事率		平準化率	
	H29	H29	H29	H29		H29	
				完了工事件数	変更率	稼働件数	稼働金額
松川町	b	a	b	9	55.6%	0.72	0.46
高森町	b	a	b	7	71.4%	0.59	0.53
阿南町	b	a	b	3	33.3%	0.21	0.04
阿智村	b	a	b	4	25.0%	0.52	0.7
平谷村	b	a	b	1	100.0%	0.4	0.4
根羽村	a	a	b	1	0.0%	0	0
下條村	b	c	b	4	0.0%	0.67	1.05
売木村	b	a	b	0	—	0	0
天龍村	b	a	b	1	100.0%	0	0
泰阜村	b	a	b	2	50.0%	0.8	0.56
喬木村	b	a	b	2	100.0%	0.53	0.83
豊丘村	b	a	b	7	42.9%	0.63	0.94
大鹿村	b	a	b	1	100.0%	0	0
上松町	b	a	b	9	33.3%	0.71	0.69
南木曾町	b	b	b	18	77.8%	1	0.9
木祖村	b	a	b	4	50.0%	0.44	0.68
王滝村	b	a	b	5	100.0%	0.63	0.33
大桑村	a	a	b	12	75.0%	0.32	0.54
木曾町	b	a	b	35	37.1%	0.46	0.89
麻績村	a	a	b	2	100.0%	0	0
生坂村	a	a	a	5	80.0%	0.59	0.54
山形村	b	a	b	1	100.0%	0	0
朝日村	a	a	b	13	61.5%	0.7	0.97
筑北村	b	a	b	1	0.0%	0	0
池田町	b	b	b	12	50.0%	0.49	0.82
松川村	a	a	a	5	100.0%	0.91	1.21
白馬村	a	a	b	12	75.0%	1.04	0.29
小谷村	a	a	b	4	75.0%	1.17	1.03
坂城町	b	a	a	18	61.1%	0.58	0.47
小布施町	b	a	b	10	70.0%	0.09	0.05
高山村	b	a	a	8	100.0%	0.52	0.6
山ノ内町	b	a	b	12	41.7%	0.7	0.72
木島平村	b	a	b	0	—	—	—
野沢温泉村	a	a	b	4	50.0%	0.94	2.36
信濃町	a	a	a	8	50.0%	0.57	0.65
小川村	a	a	a	11	81.8%	0.98	1.54
飯綱町	a	a	b	11	72.7%	0.57	0.51
栄村	b	a	b	6	33.3%	0.64	0.94

注1)完了工事数:コリンズに登録されている、当該年度に完了した工事(最終契約金額500万円以上の工事)

注2)当該年度に対象工事がない場合については、「—」と記載している。

県内市町村のうち、各指標の取組が進んでいる市町村について着色している。

【指標①～指標③すべてa かつ指標⑤は長野県市町村平均以上。】

# 関東ブロック発注者協議会 幹事会及び各分科会の取組状況等

資料3-2

	H30年度の取組み概要				令和元年度の取組方針案
	幹事会・分科会の実施概要	全国統一指標(適正な予定価格の設定、適切な設計変更、施工時期等の平準化)	発注見通しの統合公表に関する取組	区市町村支援に関する取組	
<b>幹事会</b> 国、特殊法人等、都県政令市、代表市区(65機関:7省庁17機関、23都県市区、25特殊法人)	●平成30年7月17日 開催(議題) ・平準化について ・H29「全国統一指標」公表資料(案)の確認 ・発注見通しの統合 取組み状況について ・区市町村の支援について	●平準化の取組については、一部機関のみではなく発注者協議会全体で取り組んでいく方針を確認。 また、平準化の目標値設定(最終目標は0.9)を各機関毎に設定していくことを確認 ●平成29年度調査結果の公表より、各機関で設定した目標値及び各市区町村毎の取組状況を公表することを確認(調査結果はH30.11公表)	●発注見通し統合に、発注者協議会の全ての機関が参画することを目標に取り組むことを確認  取組結果 H30.7期_228機関(約48%) → H31.4期_425機関(約90%)+197機関参画	●各都県等と連携しながら、各分科会を活用しながら区市町村の取組支援を実施していくことを確認 ●各機関の発注関係事務の取組推進に向け、出前講座、検査等への臨場、総合評価審査会の見学等の取組を各機関連携しながら実施していくことを確認 ●その他、関東地方整備局では、発注関係事務の参考となる情報を取りまとめた「発注者ナビ」等の発行を実施継続	●H30年度に引き続き、平準化、発注見通し統合、区市町村支援に取り組むとともに、法改正の動向を踏まえ適切な発注事務の推進に各機関連携しながら取り組む
農政分科会	●平成30年4月26日 開催(議題) ・入札契約制度等 ・平成30年度総合評価落札方式について ・平成30年度農業農村整備等事業における早期かつ円滑な執行について	●適正な予定価格の設定、適切な設計変更や施工時期(適正な工期の設定)等に関し、取り組んでいく内容について、都県へ説明。 平準化の取組については目標値の設定に向けた取組みを促した。	●発注者見通しの統合公表に関する取組みについては、都県への説明を通じ、市町村に対して参画する様、依頼した。		平成30年度に引き続き、全国統一指標や発注見通しの統合公表に関する取組みを実施していくとともに、都県への説明・理解を図っていく。
<b>建設分科会</b> 国、都県、政令市の建設系部局(15機関:関東地整、1都8県、5政令市)	●平成30年9月14日 開催(議題) ・H30「全国統一指標」調査について ・発注見通しの統合について ・発注関係事務の市町村支援の取組み状況について ・工事書類の簡素化、標準化について(情報提供) ・建設業の働き方改革について ・災害復旧における入札契約 ・施工時期の平準化	●各都県毎に統一指標の各取組の普及状況や課題について情報共有を図り、指標の向上に向け各分科会毎に取り組むことを再確認 ●特にH30年度調査結果から、各市区町村毎に設定した目標を公表していく方針であることを踏まえ、品確法の普及促進につとめる。	●各都県の状況・見通し、課題を確認し情報共有を図り参画機関拡大向け各分科会毎に取り組むことを再確認 ※発注件数の少ない自治体の事務負担増や競争参加者が当該自治体内に限定されるような規模工事については、統合のメリットが少ないのではないかなど	●各都県毎の区市町村支援を状況共有しつつ、効果的な支援内容について確認 ※区市町村向けの説明会の実施や設計変更ガイドラインのオリジナルデータ共有などの事例紹介	●協議会、幹事会等での方針を踏まえ、引き続き平準化に向けた取組を促進するとともに、働き方改革など観点から担い手の中長期的な確保に向けた取組を当分科会で検討しながら、区市町村の支援に反映していく
茨城県分科会	●平成31年1月28日 開催(議題) 国・県の品確法に関する取組事例を情報提供 ・品確法運用指針の取組 ・施工時期の平準化 ・発注見通しの統合 ・総合評価方式 ・週休2日の取組 ・県内市町村における担い手確保に向けた取組状況	●県内市町村の発注工事において、適正な予定価格を設定出来るよう、最新の積算基準や資材単価等を通知するとともに、県の積算システムについて共同利用を促進している。	●発注見通しの統合について、県内各市町村と協議をして、平成30年10月に県内全44市町村が参画。	●関東地方整備局協力のもと、国や県の品確法に基づく取組を説明。 ●市町村が実施する総合評価方式について、学識経験者の意見聴取を、県で開催する総合評価委員会を毎月通知の上、活用してもらっている。 ●設計変更ガイドラインの策定支援として県の作成データを提供。	●引き続き、茨城県発注者協議会(県分科会)などにおいて国や本県の取組事例等を説明し、平準化の効果や取組の必要性について理解を求める。 ●市町村毎の平準化の課題を確認のうえ、取組が遅れている市町村等に直接訪問し働きかけをする。
栃木県分科会	●平成30年9月18日開催(議題(県分のみ)) ・「働き方改革」及び「生産性向上」に係る取組について ・平準化率及び目標年度の設定について ・土木工事等における適切な設計変更について ・ウィークリースタンスについて ・発注見通しの統合公表について	●平準化の取組…市町の取組の参考として、県の目標設定、取組状況(債務枠の設定、余裕期間等柔軟な工期設定、繰越の前倒し)等について説明。 ●設計変更ガイドライン…ガイドラインの概要及び第1四半期に開催した受発注者向け説明会の結果を報告し、県ガイドラインの準用適用を含め、市町の対応を依頼。	●発注見通し統合に、発注者協議会の全ての機関が参画することを目標に取り組むことを確認  取組結果 H30.7期_17市町(68%) → H31.4期_25市町(100%)	●統一指標に関する県内市町の状況を説明し、特に関東ブロック平均値を下回っている項目(平準化率)について取組を依頼。 また、総合評価落札方式の実施件数及び制度の見直しの検討状況を情報提供し、制度の活用を依頼。	●平成30年度に引き続き、全国統一指標の取組について進捗を図る。
群馬県分科会	平成31年2月1日 開催(議題) 1) 全国統一指標について 2) 意見交換(管内入札・契約制度集計結果説明) 情報提供 1) 国土交通省関東地方整備局からの情報提供 2) 東日本建設業保証(株)群馬支店からの情報提供(農政分科会も合同で開催)	●適正な予定価格積算のため、単価等の旧基準適用の市町村に対して、新基準導入を検討するよう依頼。	●発注見通し統合に、分科会のより多くの構成員が参画を推進。	●構成員への支援、なかんずく技術系職員の不足・不在の小規模地方公共団体の支援を県が積極的に実施していくことを確認。  ●総合評価落札方式による、発注関係事務支援のため、県の第三者委員会の活用推進を実施。	未定
埼玉県分科会	●平成30年11月6日 開催(議題) ・関東地方整備局からの情報提供 ・品確法に係る埼玉県の取組みについて ・総合評価における市町村支援について	●本分科会を通し、「埼玉県内市町村における入札・契約及び施工時期の平準化等に係る取組状況」の一覧表を作成し、情報共有を図り、本分科会全体で取り組んでいくことを確認。	●発注見通しの統合に、H30.4期から順次参画し、H31.1期には県内全ての市町村が参画済み。	●市町村職員も参加可能な土木積算研修の実施。 ●本分科会において、埼玉県の平準化対策について情報提供。 ●総合評価について、市町村職員も参加可能な説明会等を開催。県の審査委員会での審査等を実施。	●H30年度に引き続き、平準化、発注見通し統合、総合評価等について市町村支援に取り組む。 ●中核市においては、総合評価審査委員会を市単独で設置するよう支援。

# 関東ブロック発注者協議会 幹事会及び各分科会の取組状況等

資料3-2

	H30年度の取組み概要				令和元年度の取組方針案
	幹事会・分科会の実施概要	全国統一指標(適正な予定価格の設定、適切な設計変更、施工時期等の平準化)	発注見通しの統合公表に関する取組	区市町村支援に関する取組	
千葉県分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年8月21日開催(議題)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の品質確保に関する取組について</li> <li>1)国土交通省関東地方整備局からの情報提供</li> <li>2)千葉県の取組について</li> <li>3)市町村の取組について</li> <li>4)市町村における品確法の取組状況について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な予定価格の設定については、最新の積算基準を適用し、基準範囲外の場合の要領を策定し、運用している。</li> <li>●適切な設計変更については、本県の設計変更ガイドラインに基づき、実施している。</li> <li>●県土整備部の目標として、令和2年度の平準化率0.8を設定した。</li> <li>平準化取組として、ゼロ県債の拡大と繰越時期の早期化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注見通し統合に、県内すべての市町村が参画することを目標に県内53市町村(政令市除く全市町村)へ4半期ごとに依頼した。</li> <li>結果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H30.7月期_50機関(約94%)</li> <li>→ H31.4月期_52機関(約98%)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●千葉県発注者協議会において、積極的に品確法の取組みを行っている市町村に、取組の報告の場を設けることにより、他の市町村への波及を促している。</li> <li>●平成28年度から県内市町村に対し、個別に品確法に関する説明会を実施し、発注者に対し品確法の趣旨の浸透を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゼロ県債の更なる拡大など債務負担行為の活用等により、施工時期の平準化を進めている。</li> <li>●発注見通しの統合については、平成30年度に引き続き、市町村に働きかけをおこなっている。</li> <li>●平成30年度に引き続き、千葉県発注者協議会や個別説明会(契約担当者も含む)を通じて、市町村の品確法の取組みが進むよう支援していく。</li> </ul>
東京都分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①H30.6.11_区市町村連絡会幹事会(ブロック幹事10団体) 議題・全国統一指標について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注見通しの統合について</li> </ul> </li> <li>②H30.8.2_発注者協議会東京都分科会(63団体) 議題・週休2日制確保試行工事について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の設計変更について</li> </ul> </li> <li>③H31.3.6_区市町村連絡会(63団体) 議題・発注/施工時期の平準化に向けた取組について</li> </ul> <p>【随時の情報提供】 建設局品質確保取組方針、平準化、発注見通しの統合、総合評価落札方式、発注者ナビ、週休2日制確保試行工事の概要等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な予定価格の設定については、東京都の最新の積算基準等を、遅滞なく区市町村に提供すると共に、説明会等を実施し、最新の積算基準や単価を適用するよう促した。</li> <li>●適切な設計変更については、東京都の工事請負契約設計変更ガイドラインを著作権フリーで区市町村へ提供し、ガイドラインの策定と適切な設計変更の適用を促した。</li> <li>●施工時期等の平準化については、実情を勘案した上で、各区市町村毎に目標値の設定に向けた取組を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注見通しの統合に、全ての区市町村が参画することを確認</li> </ul> <p>【取組結果】 H30.7月期_0機関(0%) ↓ H31.4月期_63機関(100%)(予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注者協議会や区市町村土木関係技術管理連絡協議会を活用し、発注関係事務に関する取組について、情報提供を行い、週休2日や平準化の取組を要請した。</li> <li>●その他、総合評価落札方式における学識経験者の紹介や各種説明会、発注事務に関する研修等を開催し、情報提供に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設局では、今まで局独自に、平準化の目標値を定め、達成に向け取り組んできた。さらに、昨年度末には、財務局が庁内全局を取りまとめ、3年後の東京都の目標値を、以下のとおり定めた。</li> <li>【工事(土木)】平準化率:0.9</li> <li>【委託】履行期限2.3月の割合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計 40% ・測量 40% ・地質調査 35%</li> </ul> </li> <li>今後は、財務局もゼロ都債や債務負担行為の活用等を積極的に推奨し、全局を挙げて平準化の目標達成に向け取組を進めることとしている。</li> <li>建設局は、引続き、平準化の取組を強化するとともに、区市町村にも情報提供や取組支援などを行って、水平展開を図っていく。</li> </ul>
神奈川県分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年8月31日開催(議題)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの情報提供</li> <li>・発注見通しの統合・公表について</li> <li>・発注関係事務の運用に関する指針に関する取組について</li> </ul> </li> <li>・総合評価方式の活用及び運用ガイドラインの平成30年4月改定内容について</li> <li>・週休2日制確保モデル工事の実施について</li> <li>・i-Constructionの取組について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神奈川県では、県土整備局における平準化率の目標値を、平成32年度までに、件数、金額ともに0.9以上とし、目標達成に向けて、段階的に取り組むこととした。</li> <li>●分科会の場で、前年度に設計変更ガイドラインの策定を進めた市町村に取組状況を報告いただき、未実施の市町村に対して啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年1月より実施済み。(県内全市町村参画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神奈川県分科会において、県の取組を紹介するとともに、運用指針に沿った制度・運用の改善が十分でない市町村があるため、その取組を促進するよう要請。</li> <li>●県が定める単価・積算基準については、市町村に最新版の情報提供している。</li> <li>●県が定める総合評価や設計変更ガイドライン等の取組状況を情報提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法改正の動向を踏まえ適切な発注事務の推進に各団体連携しながら取り組む。</li> <li>●神奈川県では、債務負担行為の活用の規模を拡大するなどにより、目標達成に向けて取り組む。</li> </ul>
山梨県分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年11月22日 開催(議題)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省関東地方整備局からの情報提供</li> <li>・山梨県分科会における申し合わせ事項の経過報告及び意見交換                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1)効果的なダンピング対策の徹底</li> <li>2)施工時期の平準化</li> <li>3)社会保険等加入対策</li> <li>4)総合評価落札方式の実施</li> <li>5)全国統一指標における目標の設定</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村における現時点での全国統一指標の取組状況を確認。</li> <li>●平準化の取組については、目標設定が困難な市町村があり、過去の実績と目標設定した場合に必要な閑散期の工事稼働件数の算定方法などを紹介。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注見通し統合については、1機関のみ未参画であったため、直接支援。H31年度より、参画の意向を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分科会の調査結果により、取組が遅れている市町村に直接支援。</li> <li>社会保険等加入対策で契約約款を確認し、県との違いを説明。合わせて未改定箇所を指摘。</li> <li>●入札契約適正化法等に基づく実施状況調査について県内市町村に確認し、情報共有を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30年度に引き続き、平準化、発注見通し統合、区市町村支援に取り組むとともに、法改正の動向を踏まえ適切な発注事務の推進に各機関連携しながら取り組む。</li> <li>●分科会でも取組状況調査し、取組が遅れている市町村に直接支援を実施する。</li> </ul>
長野県分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成31年1月18日 開催(議題)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンピング対策について</li> <li>・設計変更ガイドラインの活用状況について</li> <li>・建設業の働き方改革について</li> <li>・平準化の取組について</li> </ul> </li> <li>情報提供)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国統一指標について</li> <li>・金抜設計書の不適切処理に係る調査結果について</li> <li>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長野県分科会で、県の取組を紹介するとともに各自治体の実施状況を共有し合い、取組の推進に向けて更なる意識付けを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村に対し、発注見通し情報を公表すること及び当該情報の統合公表への参画を要請した。</li> <li>取組結果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H30.7月期_38団体(18市20町村)(約48%)</li> <li>→ H31.4月期_70団体(19市51町村)(約91%)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国や県の動向について適時情報提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ダンピング対策や全国統一指標に関わる取組等について、引き続き県・市町村で協力体制を密にし、目標達成に向けて連携して改善を図っていく。</li> </ul>

## 情報提供

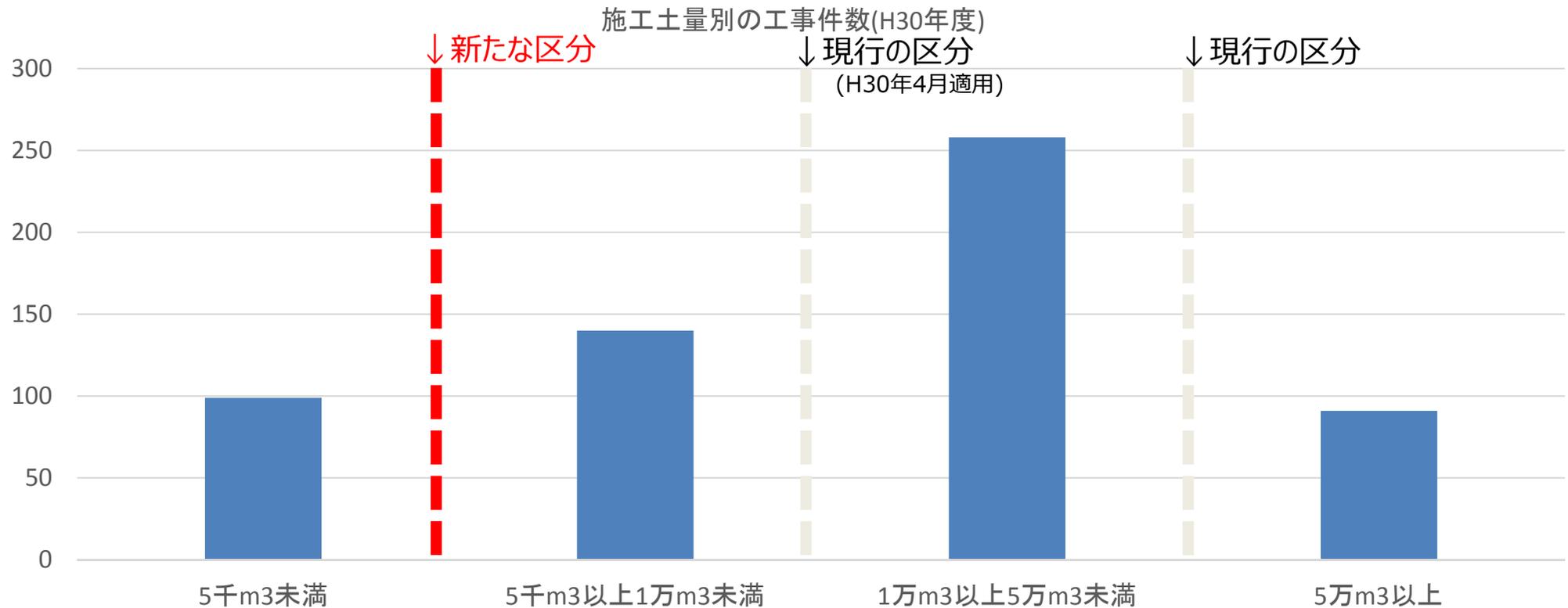
- 令和元年度改定の主な積算基準等
- 関東地方整備局の運用指針に関する取組等

# (1) ICT施工の更なる普及(小規模施工の区分の新設)

## ICT施工の対策

- 中小企業がICT施工を実施し易い環境を構築するため、施工土量の区分による施工の効率性等が異なる実情を踏まえ、土工（掘削）について、小規模施工の区分を新設

## 土工（掘削）の現状



※H30年度発注ICT土工（H30.10月時点）



**小規模5千m<sup>3</sup>未満の区分を新設**

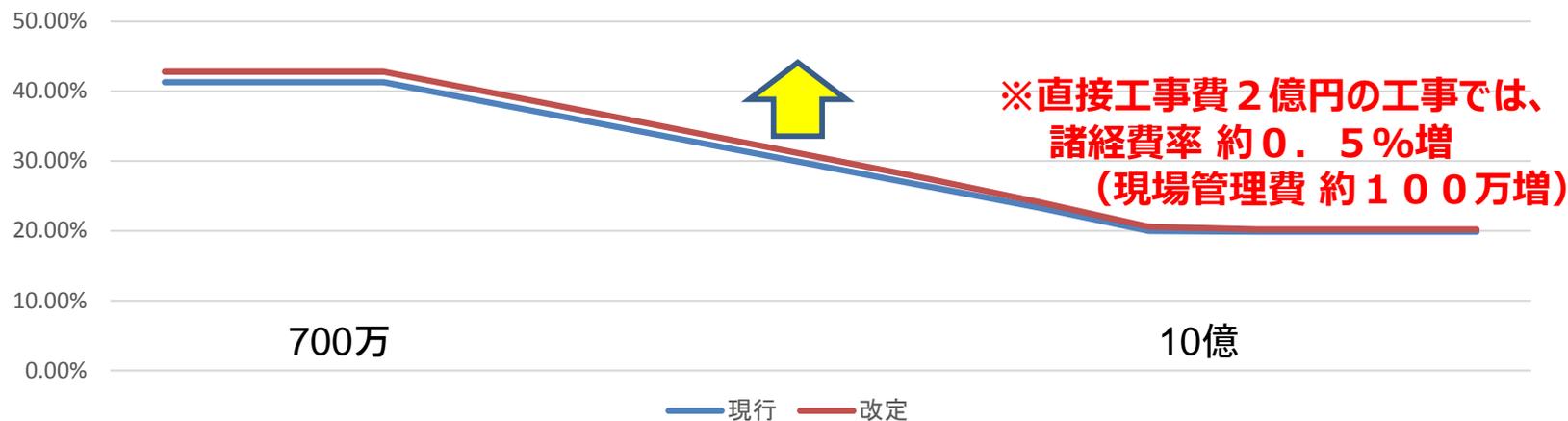
# (2)現場管理費の改定

## 現場管理費の対策

○新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定

## 間接工事費（諸経费率及び算定式）の改定

■現場管理费率の改定イメージ ※「河川・道路構造物工事」の例



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
41.29%	$420.8 \times Np^{-0.1473}$	19.88%



【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
42.50%	$457.7 \times Np^{-0.1508}$	20.11%

※直近の改定：H28年度の橋梁保全の追加、河川・道路構造物、鋼橋架設、道路維持の改定

# (3) ICT積算基準の新設① ICT法面工(吹付工)

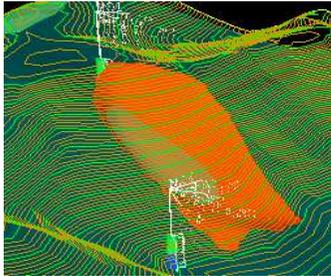
○ ICT活用 土工と合わせて3D設計データを作成し、法面工(吹付工)の施工管理に活用。

① UAV・TLSによる3次元測量



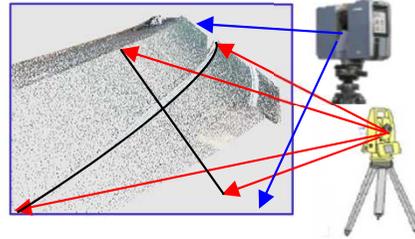
人の立入が危険な急傾斜も短時間で面的に3次元測量を実施

② 3次元測量データによる設計・施工計画



3次元測量結果から吹付面の照査に基づく変更数量算出

③ 施工、出来高、出来形管理法面工のうち、吹付けに適用し今後現場打ち法枠や、プレキャスト法枠等へ適用範囲を拡大



出来形数量確認には点群の他TS等ノンプリ断面計測も可とする

○ 従来規格値及び測定項目を使用

④ 検査の効率化  
TS等を用いた出来形管理により検査を効率化。



発注者

⑤ 維持管理の初期値データへ



技術、ソフトウェアの確立により取得データを点検等の初期値として利活用

ICTを用いた  
現況測量

現況を踏まえた設計

ICTを用いた施工管理

面データによる検査

維持管理

測量

設計・  
施工計画

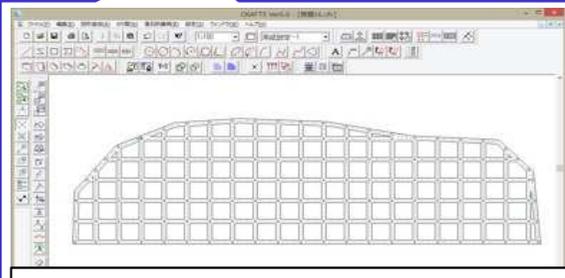
施工

検査

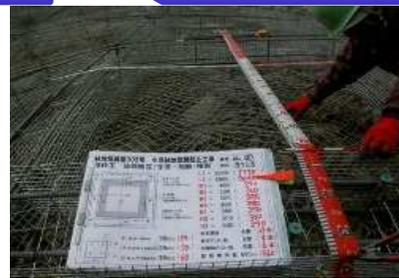
従来施工



斜面上の測量作業



起工測量(現地形)に基づいて設計成果を修正、枠割付等、配置見直し



斜面上の出来形計測



高所斜面上の臨場検査

# (4)(5)週休2日に取り組む際の必要経費の計上

## (4) 週休2日の補正係数

○週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

## (5) 週休2日交替制モデル工事（仮称）の試行

○建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みを試行

### 【対象工事】

工事内容：維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等

発注方式：新規発注工事は、「受注者希望方式」とする

### 【積算方法（補正係数）】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する

$$\text{休日率（\%）} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制（技術者・技能労働者）の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

## 下水道工事の対策

○沿道の工事制約条件が多い都市部における実情を踏まえ、下水道工事に新たな地域補正区分を設定

## 施工地域区分の改定

### <共通仮設費>

適用条件		対象	補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分			
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	2.0	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部は、鋼橋架設工事のみ対象とする	1.5	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			



適用条件		対象	補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分			
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	2.0	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部は、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)を対象とする	1.5	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事(1)、(2)			

### <現場管理費>

適用条件		対象	補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分			
大都市(1)、(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			



適用条件		対象	補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分			
大都市(1)、(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事(1)、(2)			

### 【大都市補正の概要】

交通量が多く、また住宅密集地のため安全管理に係る費用や建設機械等の仮置きヤード等の確保が困難であり、現場から離れた箇所へ日々回送、現場事務所や労働者宿舎等に係る土地・建物の借り上げなど、費用が多くなっていることから、共通仮設費、現場管理費を補正しているもの。

# (7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等

## 現場管理費の対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

## 対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

## 補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

・真夏日：日最高気温が30度以上の日 ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期 ・補正係数：1.2

○対象額700万円を超え10億円以下の場合（補正例）

【条件】 直接工事費2億円の河川・道路構造物工事

①対象額：純工事費216,612,000円（純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額）

②施工地域：なし、③工期：300日のうち、真夏日が50日

【改定前】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times \left( \text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \right) + \text{補正值} \\ 53,936,000 &= 216,612,000 \times \left( 24.90\% \times 1.0 \right) + 0\% \end{aligned}$$

【改定後】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times \left( \text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \right) + \text{補正值} \\ \text{補正值} &= 50 \text{日} \div 300 \text{日} \times 1.2 = 0.20 \\ 54,369,000 &= 216,612,000 \times \left( 24.90\% \times 1.0 \right) + 0.20\% \end{aligned}$$

**対策費用として、現場管理費 約43万円増**

# (8)土木工事標準歩掛

## 土木工事標準歩掛の改定概要

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

### 1) 新規制定【1工種】

#### ①法面工（仮設用モルタル吹付工）

### 2) 維持修繕に関する歩掛の改定（適用範囲の拡大）【3工種】

- ①構造物補修工（ひび割れ補修工）〔充てん工法〕、
- ②構造物補修工（ひび割れ補修工）〔低圧注入工法〕、
- ③構造物補修工（断面修復工）〔左官工法〕

### 3) 日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種

#### 【9工種】

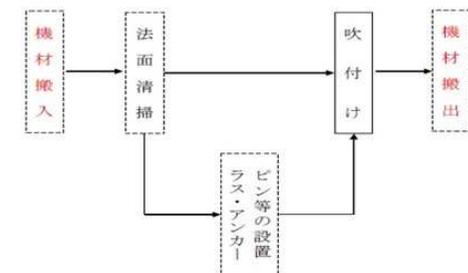
- ①軟弱地盤処理工（スラリー攪拌工）、②函渠工（大型プレキャストボックスカルバート工）、③場所打杭工（全回転式オールケーシング工）、④場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）、⑤敷鉄板設置・撤去工、⑥路面切削工（切削オーバーレイ工）、⑦トンネル工（NATM）〔発破工法〕、⑧トンネル工（NATM）〔機械掘削工法〕、⑨小断面トンネル工（NATM）

#### 法面工（仮設用モルタル吹付工）【土木工事標準歩掛】

##### 【工法概要】

本工法は、もたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために仮モルタルを吹付（吹付厚3cm）する工法

##### 【歩掛適用範囲】



##### 【施工状況】



仮設用モルタル吹付状況



施工後全景

## 新規制定工種の改定概要

# (9) 施工パッケージ関係

## 改定のポイント

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含んだ単位施工量当り「単価」を施工パッケージ毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定。

また、施工パッケージ標準単価は、施工実態の変動を反映させるとともに、機械、労務、材料単価の物価変動による乖離が生じないように、毎年度単価の更新を行っています。

### 施工パッケージ関係 【17工種】

#### 1) 日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【17工種】

- ①土工、②土工(ICT)、③吹付法面とりこわし工、④排水構造物工、⑤コンクリート削孔工、⑥殻運搬、⑦土工(砂防)、⑧路盤工、⑨路盤工(ICT)、⑩アスファルト舗装工、⑪排水性アスファルト舗装工、⑫立入り防止柵工、⑬路側工(据付け)、⑭道路付属物設置工、⑮舗装版破碎工、⑯側溝清掃工(人力清掃工)、⑰沓座拡幅工

#### 「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量を「施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載(平成31年3月末公表予定)。

([http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\\_sekop.htm](http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm))

# ・関東地方整備局の運用指針に関する取組等

# 『働き方改革に取り組める週休2日制適用工事』の概要

- 関東地方整備局では、建設業の働き方改革をさらに推進するため、これまでの「週休2日制モデル工事」から「週休2日制適用工事」に改定。
- 2019年度の適用工事のポイントは以下のとおり。

## ポイント 週休2日制への取組達成状況に応じた総合評価の加点評価

- ・「履行実績取組証」の発行基準は4週6休以上で継続  
(※関東地方整備協独自の取り組みとして、「履行実績取組証」を発行し、インセンティブを付与)
- ・「履行実績取組証」を取得した企業に、その後の総合評価において、加点評価
- ・週休2日制への取組達成状況に応じた加点評価に変更
  - ・「4週8休以上」の場合: 2点加点
  - ・「4週6休以上 4週8休未満」の場合: 1点加点

## その他ポイント(2018年度からの継続内容)

### ○ 発注方式

- ・発注者指定、受注者希望の2種類

### ○ 工事工程表の開示

- ・適用工事の公告時に、工事工程表を添付するとともに余裕期間制度を積極的に設定

### ○ 工事工程クリティカルパスの共有

- ・工期の変更協議をスムーズに行うために、工事工程クリティカルパスと関連する未解決課題の対応者、対応時期を共有
- ・変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合(※)
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(※:「工期変更協議を簡素化する試行」を適用)

### ○ 工期変更協議を簡素化する試行

- ・悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行を継続

### ○ 必要経費の補正

- ・週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続
- ・発注者指定方式:当初予定価格から4週8休分を補正
- ・受注者希望方式:精算変更時に達成状況に応じ補正

### ○ 成績評定

- ・4週8休以上の現場閉所を実施の場合に加点評価
- ・発注者指定方式:明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は点数を減ずる措置
- ・受注者希望方式:実施しない場合の減点を行わない

# 参考1: 工事工程の受発注者間の共有

- 施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(2017年度より全工事)

## < 工事工程共有の流れ >

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する事項がある場合には、その内容及び受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を必ず実施。

担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	○○工	[Bar]						
	○○工		[Bar]					
	○○工			[Bar]				
	○○工						[Bar]	
発注者	支障物件移設	[Bar]						
	○○協議	[Bar]						

# 参考2: 工事工程表の開示試行工事

- ・週休2日制適用工事において、「工事工程表の開示」をセットで実施。
- ・入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で示す「工事工程表の開示」をセットで行うことで、週休2日を目指す。

## 工事工程表の例

工事名 : ○○道路□□地区改良工事

工種	単位	数量	平成30年度					平成31年度					備考 (パーティ(pt)数等)		
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月
準備	式	1	■												・30日間
道路土工	m3	10,000		■	■		■	■							・路床盛土工(2pt) ・路体盛土工(2pt)
排水構造物工	m	500						■							
舗装工	m2	5,000							■	■	■				・路盤工(1pt) ・舗装工(1pt)
付属施設工	式	1									■	■			(1pt)
区間線工	式	1										■	■		(2pt)
後片付け	式	1											■		・20日間
制約条件	関連工事(前工事)	—	■												・○○○改良工事
	関係機関協議	—	■												・○○県
	住民合意	—													
	用地確保	—													
	法定手続き	—													
	支障物件の移設	—		■	■		■								・下水道 ・○○電力
	年末年始、お盆	—													・12月下旬~1月上旬 ・8月中旬
	出水期間	—													
	路上工事抑制	—													・3月

## 運用指針の主なポイント

**見積りの活用の位置付け**

### 必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 適切な設計変更
- ⑤ 発注者間の連携体制の構築

### 実施に努める事項

- ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- ⑦ 発注や施工時期の平準化
- ⑧ 見積りの活用**
- ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化
- ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

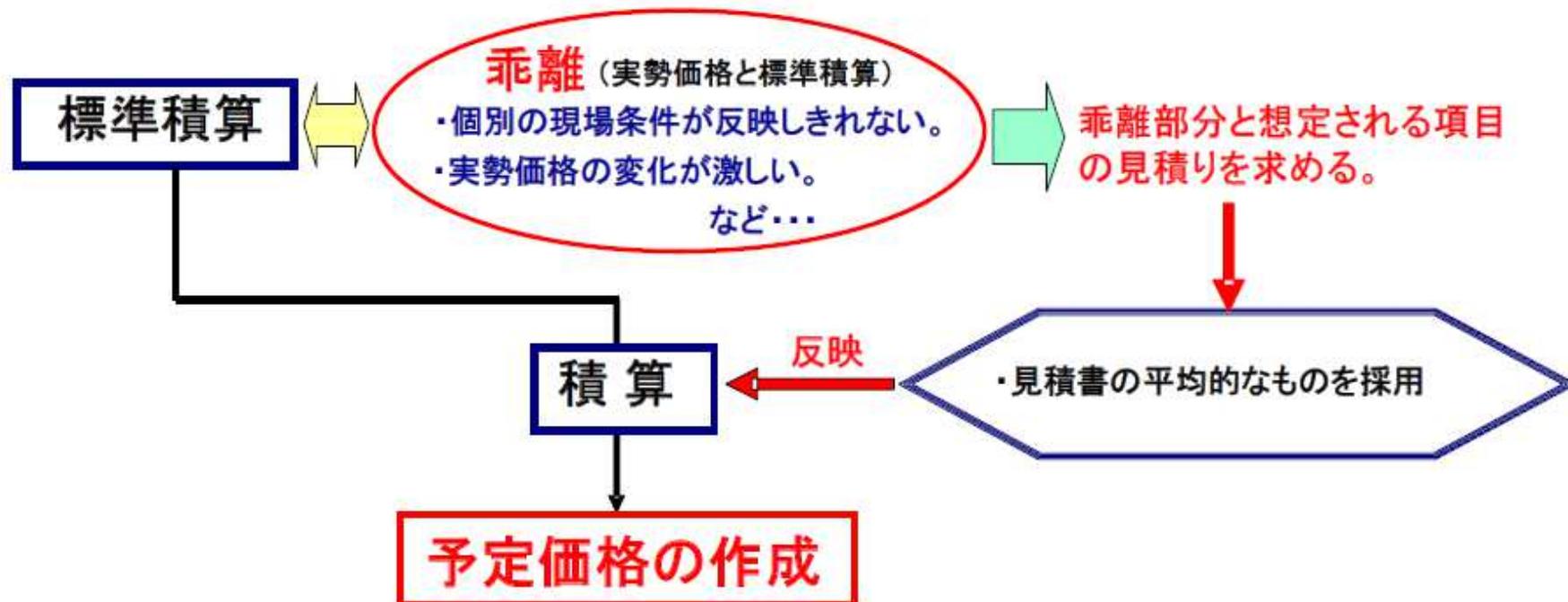
## ◆見積り活用積算方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを実施。

## ◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事  
 対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

## 見積り活用積算方式の概要



# 受注者との情報共有、協議の迅速化

## 運用指針の主なポイント

### 実施に努める事項

- ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- ⑦ 発注や施工時期の平準化
- ⑧ 見積りの活用
- ⑨ **受注者との情報共有、協議の迅速化**
- ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ **三者会議** : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ **ワンデーレスポンス** : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ **設計変更審査会** : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

## 工事着手時

三者会議

施工者

「三者会議」

現場条件の把握  
設計思想の把握  
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し  
**円滑な工事着手や手戻りの防止**

## 施工中

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等

発注者

受注者  
(施工者)

「ワンデーレスポンス」

適切な工程管理が可能となり  
**現場の生産性が向上**

## 変更設計

設計変更審査会

発注者

受注者  
(施工者)

発注者と受注者が  
・設計変更の妥当性  
・工事の中止等の協議・審議 等を実施

変更設計の透明性を図り  
**円滑な変更手続**

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

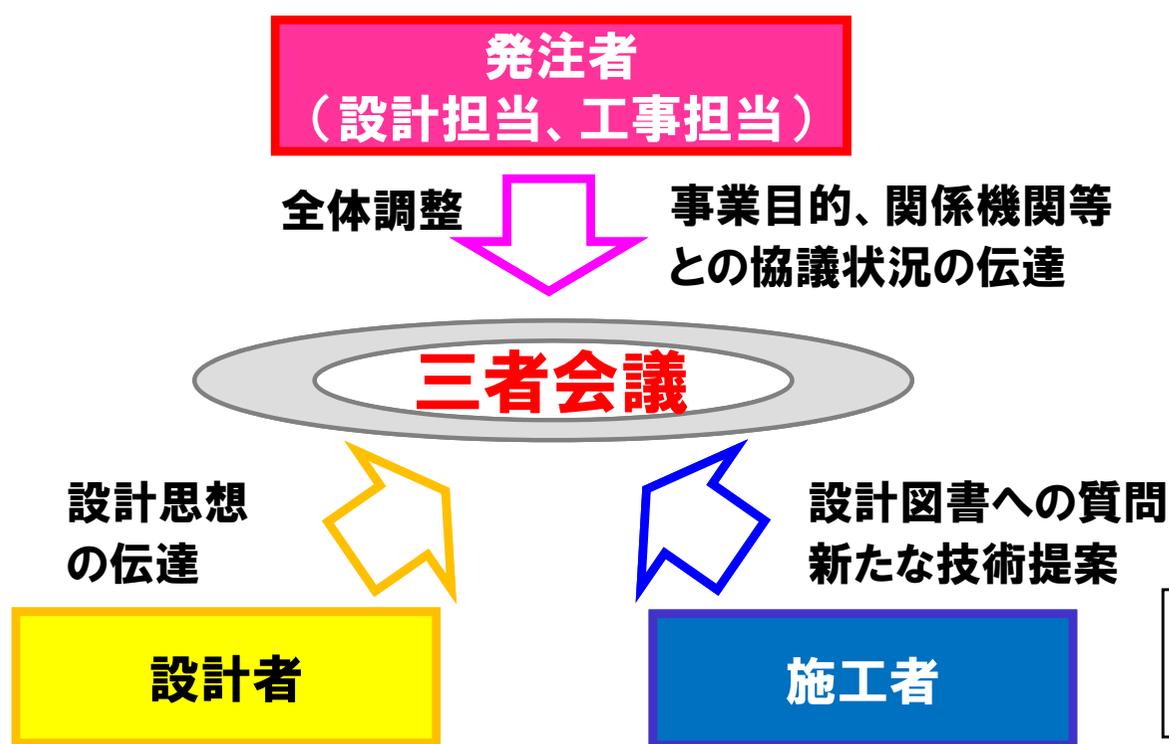
構造物を主体とする工事などを中心に実施。  
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象  
(数量精査等軽微な変更は除く)

## 【設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）とは】

○ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み。



※工事着手前



やりとりの例  
・設計の考え方の説明（設計者） ・照査結果の報告（施工者）  
・関係機関との調整状況等（発注者）

《全国での取り組み》  
【H12年度】 中国地方整備局において試行  
【H19年度】 約1,500件で実施  
【H20年度】 約2,000件で実施  
【H21年度～】 重要構造物全てで実施

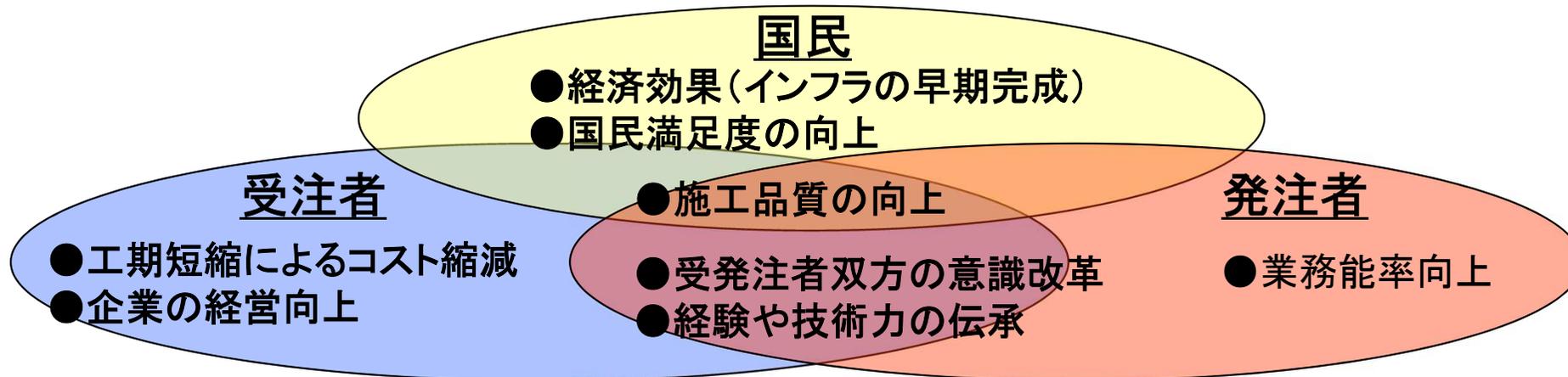
《関東地方整備局での取り組み》  
【平成19年度～】 本格実施（平成17年～18年度：試行）  
○対象工事（H28. 4. 1改訂）：  
①工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事  
②施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。  
【平成30年度】 約210件の工事で実施

## 【ワンデーレスポンスとは】

○ 受発注者で問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することにより、待ち時間を最低限に抑える取り組み。



- 目的意識の明確化 (工事期間短縮が受注者、発注者、ひいては国民に良い効果を導き出す)
- 発注者と受注者の情報共有 (連携強化)



### 《全国での取り組み》

- 【平成18年度】 北海道で15件の試行工事を実施
- 【平成19年度】 全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ
- 【平成20年度】 フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大
- 【平成21年度～】 河川・道路の全ての直轄工事で実施

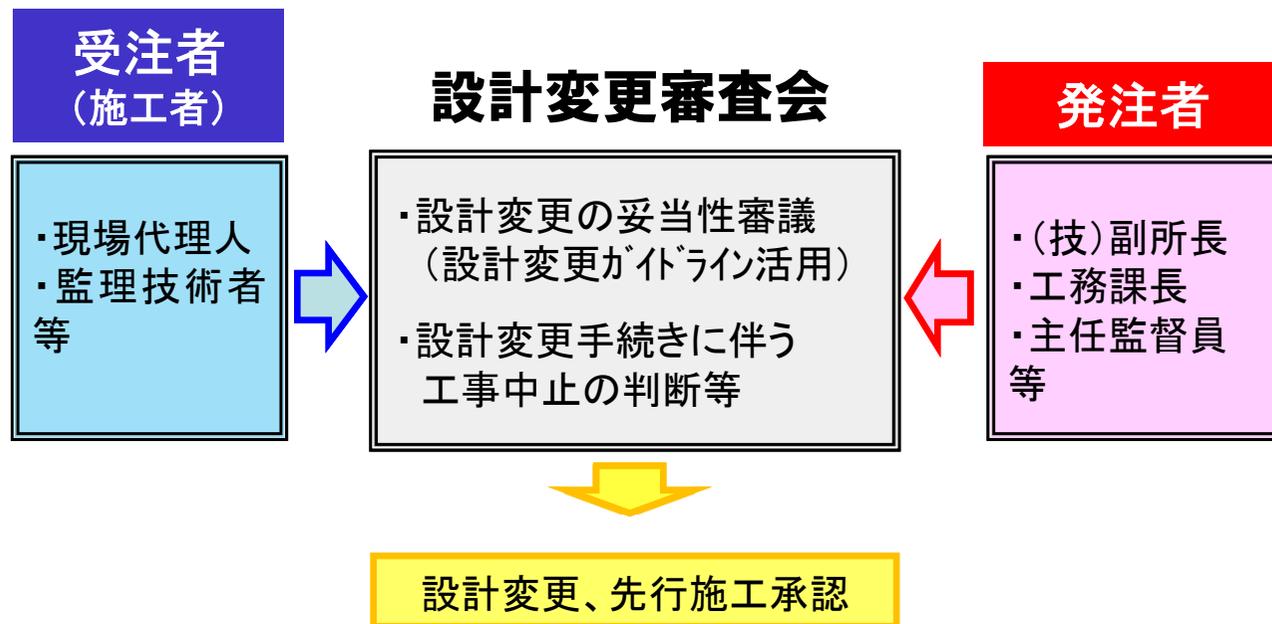
### 《関東地方整備局での取り組み》

- 【平成21年度～】 本格実施 (平成19年～20年度:: 試行)
- 対象工事 : 全ての工事

## 【設計変更審査会とは】

- 設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み

※工事施工中



やりとりの例

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

## 《全国での取り組み》

- 【H17年度】 関東地方整備局において試行
- 【H20年度】 全ての整備局等で体制等の整備
- 【H21年度】 工事区分によらず対象にするなど、対象範囲を拡大
- 【H22年度～】 軽微なもの以外は対象

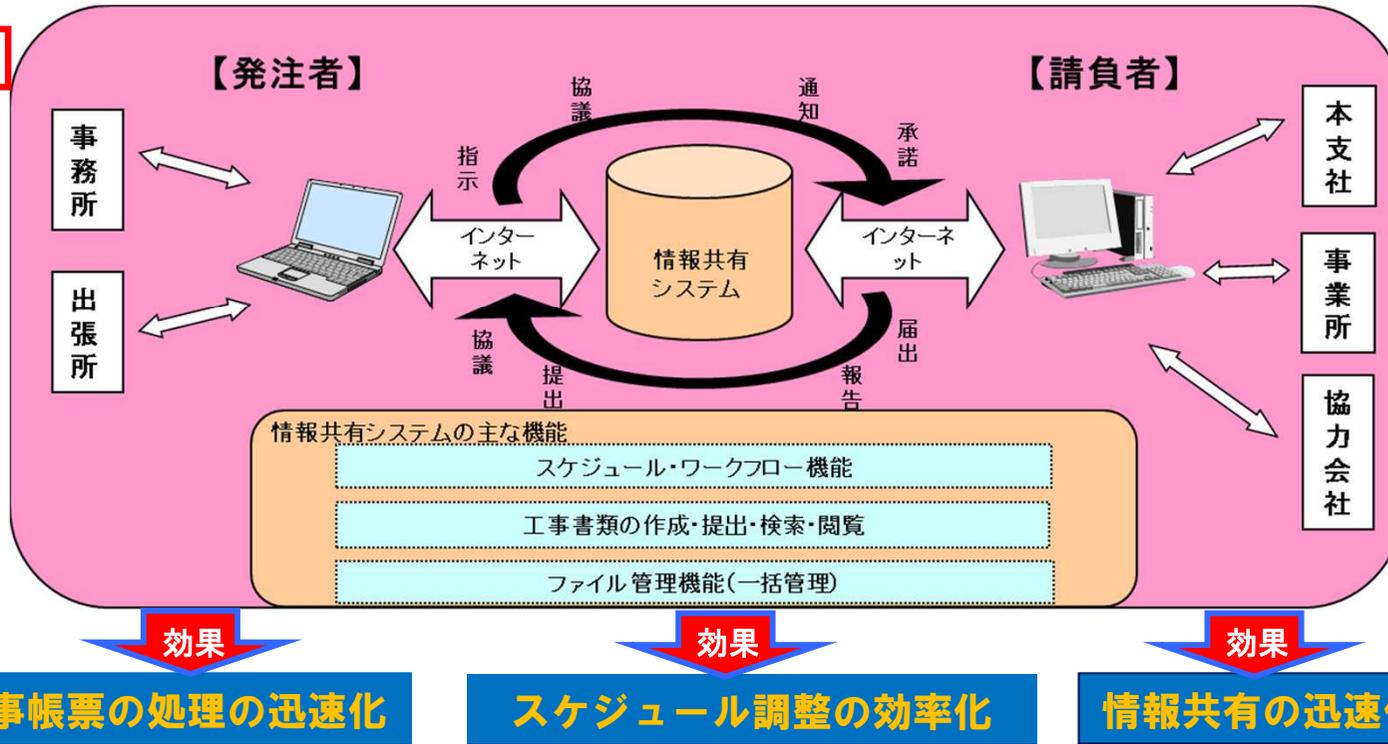
## 《関東地方整備局での取り組み》

- 【平成19年度～】 本格実施(平成17年～18年度：試行)
  - 対象工事： 変更を伴う全ての工事  
(簡易な工事、数量精算は除く)
- 【平成30年度】 約550件の工事で実施

# 【参考】ASP(受発注者間の情報共有化システム)の活用

発注者と受注者のコミュニケーション向上施策を、建設業の生産性効率化につなげるための総合的な取組

情報共有システム



※アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)

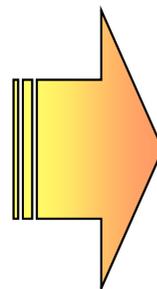
公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

- ・原則として、全ての土木工事で情報共有システムの活用を図る。
- ・情報共有システムに係る費用は、技術管理費の率分に含まれる。
- ・使用する情報共有システムは、受注者が「情報共有システム機能要件(Rev4.0)」を満たすシステムを選定し監督職員と協議の上決定。

H21	H22	H23	H24	H25~H26	H27
関東試行件数:96件 (全国目標 1000件)	関東試行件数:120件 (全国目標 1500件)	関東試行件数:300件 (全国目標 2500件)	関東試行件数:400件 (全国目標 3300件)	本格導入に向け原則全ての工事を対象に試行拡大	本格導入運用開始 (共通仮設費(率計上)に含む)
試行検証と要領基準類の整備		実務利用者への習熟期間(試行拡大)			

## 巡回現場会議のねらい

- 建設現場における施工の効率化、生産性の確保、担い手の確保・育成などを目的とした施策の実施状況の確認と課題を把握し、必要に応じて制度改善。
- i-Construction、“地域インフラ”サポートプラン関東2017等の各種施策の受注者への周知、発注者への指導。



- ・直接発注に関係しない本局職員が、工事現場(受注者)を巡回し、各種施策の周知、各種課題について意見交換を実施。
- ・発注者(事務所、出張所)を巡回し、各種施策を周知、指導するとともに、課題について意見交換を実施。

## H30年度の取り組み内容

### 会議内容

- ◆**受注者ヒアリング** (監理技術者、現場代理人等)  
※発注事務所職員抜きで実施
  - ・“地域インフラ”サポートプラン関東2017、設計変更ガイドライン活用 ガイド i-Construction、快適トイレの導入等各種施策の周知
  - ・各種施策の運用状況、課題、監督員等の対応等の聞き取り及び意見交換
- ◆**事務所、出張所との意見交換**  
(事務所:副所長、発注担当課、監督職員等)
  - ・建設業団体からの意見(意見交換会での主な意見)
  - ・“地域インフラ”サポートプラン関東2017など各種施策の周知、指導
  - ・事務所、出張所が抱える課題、各種施策に対する意見

### 体制

- ◆企画部 官1名 (地方事業評価管理官、防災対策技術分析官、技術調整管理官、技術開発調整官、工事品質調整官、総括技術検査官)
- ◆技術管理課・技術調査課 課長、補佐、係長等
- ◆1パーティ3~5名程度で編成し、各事務所、現場を巡回

### 実施時期等

- ◆建設業関係業団体との意見交換会終了後の **11月~1月頃に実施**
- ◆河川、道路の事務所を対象に実施
  - ・H30は30事務所91現場を巡回



受注者ヒアリング状況

## ＜設計変更ガイドライン改定の主な内容＞(H28.5改定)

### 1. 「改正品確法の趣旨を記載」について

- ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載

### 2. 「土木工事条件明示の手引き(案)の作成」について ※H30. 3一部改訂

- ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る  
「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成

### 3. 「設計照査ガイドラインの作成」について

- ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成

### 4. 「設計変更」について

- ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載

### 5. 「工事一時中止」について

- ・工事**一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載

### 6. 「工事一時中止」について(「工期短縮」について)

- ・受注者は**工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

## 【関係資料は、関東地方整備局HPに掲載】

土木工事における

# 工事請負契約における 設計変更ガイドライン(総合版)

設計変更手続きの明確化

平成30年3月

国土交通省 関東地方整備局

## 目次

I 設計変更ガイドライン	・・・P3～P29
II 工事一時中止に係るガイドライン(案)	・・・P30～P76
III 設計照査ガイドライン	・・・P77～P91
IV 設計変更事例集(主な事例)	・・・P92～P111
V 受発注者間のコミュニケーション	・・・P112～P113
VI 参考資料	・・・P114～P136

【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)

## 3. 設計変更が可能なケース

### 【基本事項】

- ◆下記のような場合においては設計変更が可能である。
1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水水位等が現地で確認された場合。  
(ただし、所定の手続きが必要。)
  2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
  3. 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。  
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
  4. 受注者が行うべき「設計図書」の範囲を超える作業を実施する場合。
  5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。
  6. 共有した工事工程表のクリティカルパスに変更が生じ、工程の変更理由が受注者の責によらない場合で協議により必要があると認められるとき。

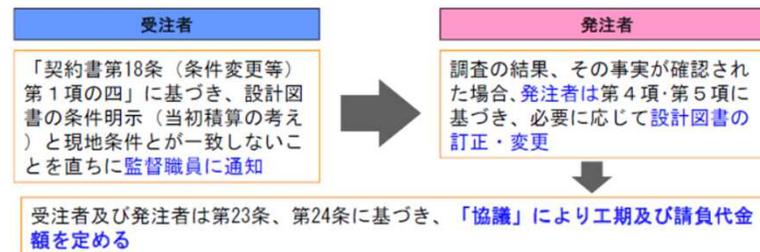
### 【留意事項】

- ◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。
1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
  2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条にもとづき書面で行う。  
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
  3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
  4. 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
    - ① 受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。
    - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
    - ③ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
    - ④ 概算金額の算出条件を明確にする。  
※具体的な記載の運用については次頁に記載する。

## (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の四) <設計変更可能なケース>

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。  
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工所用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関する法令等が挙げられる。



- ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合  
イ. 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない場合  
ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合  
エ. 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合  
オ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合  
カ. その他、新たな制約等が発生した場合



## 大会期間中の交通混雑緩和に向けた 「都庁2020アクションプラン」の取組概要

◆大会時の交通混雑緩和のため、都庁自らが行う取組内容を「都庁2020アクションプラン」として策定

### ＜都庁2020アクションプランの取組内容（抜粋）＞

※ 警視庁、東京消防庁を除く都庁全局が対象

取組項目	取組内容（いつ・どのくらい）
オフピーク通勤の実施	本庁職員の約半数(5,000人程度)が時差出勤・テレワーク等を実施
研修等の実施時期の変更	大会期間中に職員研修の実施を避けるよう研修計画を策定
庁有車利用の抑制	本庁・事業所全てで利用を控え、利用が必要な場合も高速道路等を避ける
備品・コピー用紙等の納品時期変更	大会前にまとめて納品し、本庁・事業所含む約900箇所への納品ゼロ
コピー用紙・ごみの削減	会議資料の電子化、ごみ搬出前・後倒しによりごみ総量約40%削減を目指す
都庁発注工事の調整[追加]	大会関係地域等で、工事の発注時期等を調整する。… 別紙 (※その年に必要な工事を着実に実施することを前提)

通勤時など  
鉄道混雑  
を緩和！

臨海部など  
道路混雑  
を緩和！



※緊急の場合や業務上実施が不可欠な場合等は除く

大会1年前の本番テストとして、今夏に各局でアクションプランの取組を大会時を想定して実施

### ＜2019年夏の取組＞

日	月	火	水	木	金	土
7/14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
9/1	2	3	4	5	6	7

#### □ スムーズBiz推進期間

○時差出勤・テレワーク等を実施（※集中取組期間中は大会時と同程度の規模を想定して実施）

#### ■ 集中取組期間①（利比<sup>レ</sup>ック期間に相当）

#### ■ 集中取組期間②（パ<sup>レ</sup>リ比<sup>レ</sup>ック期間に相当）

○庁有車利用を控える

○備品やコピー用紙等の納品ゼロ（前倒し）

○コピー用紙・ごみの削減

○工事車両の出入り時間の調整など 等

※今後、取組の詳細を詰めていく

- ◆効果や課題等を検証し、大会開催時に向けた取組に反映
- ◆都庁の取組を企業に示し、アクションプランの作成・取組をお願いしていく

# 東京2020大会開催時における都庁発注工事の調整に関する取組方針

## 1. 目的

- ① 路上工事によるボトルネック化回避（大会関係地域等）
- ② 工事から発生する車両数の削減（都内全域）

## 2. 都庁発注工事の考え方

- その年に必要な工事を着実に実施することを前提
- 都庁各局発注工事を調整

## 3. 工事調整の手法

- (A) 工事発注時期の調整 (B) 工事の一時休止
- (C) 工事車両出入りをコアタイム\*外又はTDM重点取組期間外に振替等
- (D) 工事を夜間(コアタイム\*外)に実施
- \*コアタイムとは、交通混雑が発生しやすい7時～19時(更なる精緻化有)及び、競技会場周辺・ORN/PRNにおける競技前3時間～競技後1時間
- (E) 混雑回避

## 4. 対象期間

- ① 路上工事 計34日間
- ② 車両数削減 計19日間（TDM重点取組期間）

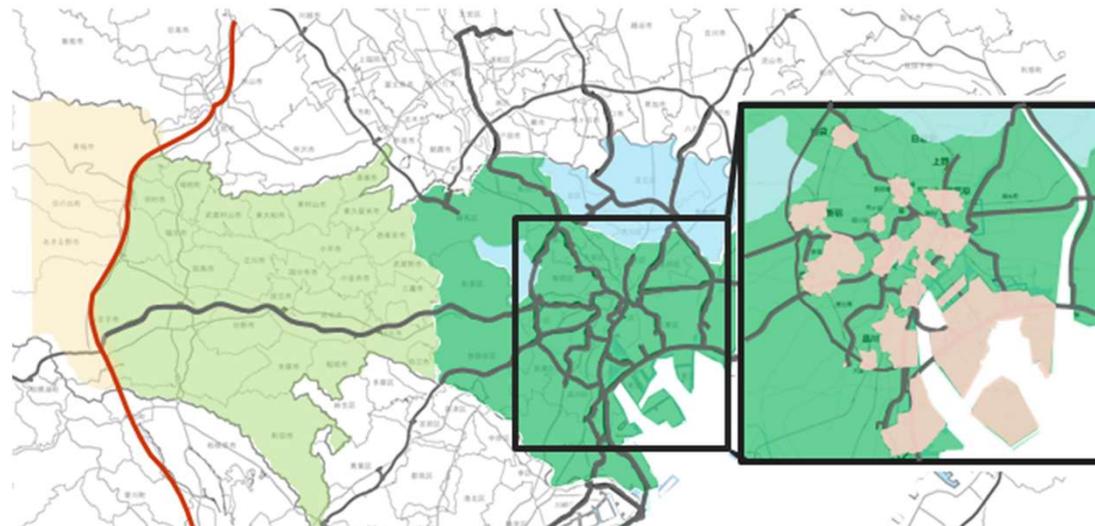
日	月	火	水	木	金	土
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24 オリ開会式	7/25
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
8/9 オリ開会式	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
8/23	8/24	8/25 パラ開会式	8/26	8/27	8/28	8/29
8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6 パラ開会式	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12

## 5. 対象工事

- 対象は「工事」（工事請負費で実施するもの）
- ※ 緊急対応工事や沿道建物へのライライン 供給工事、清掃等は対象外

## 6. 対象地域と取組

- 地域を限定し、きめ細かく対応



		多摩地域 (圏央道外)	多摩地域 (圏央道内)	区部 (会場/ORN等無し)	区部 (会場/ORN等あり)	大会関係地域 (会場周辺, 観客輸送ルート, 重点16地区, ORN/PRN等)	
路上工事	道路工事 (都道等)	E 大会関係地域を 通行しない等 混雑回避	② 車両数削減 A 発注時期調整 C 工事車両出入り振替 D 夜間実施/振替 (E 大会関係地域を通行しない) 等			① 路上工事を避ける A 発注時期調整 B 一時休止 D 夜間実施/振替	
	企業者路上 工事					② + B 一時休止	
	公共工事 (路上工事以外)						

※ ORN等は2019年3月末時点の公表資料を基としている

## 7. 今後の対応

- 都庁各局で取組方針に沿って具体策を検討、実施

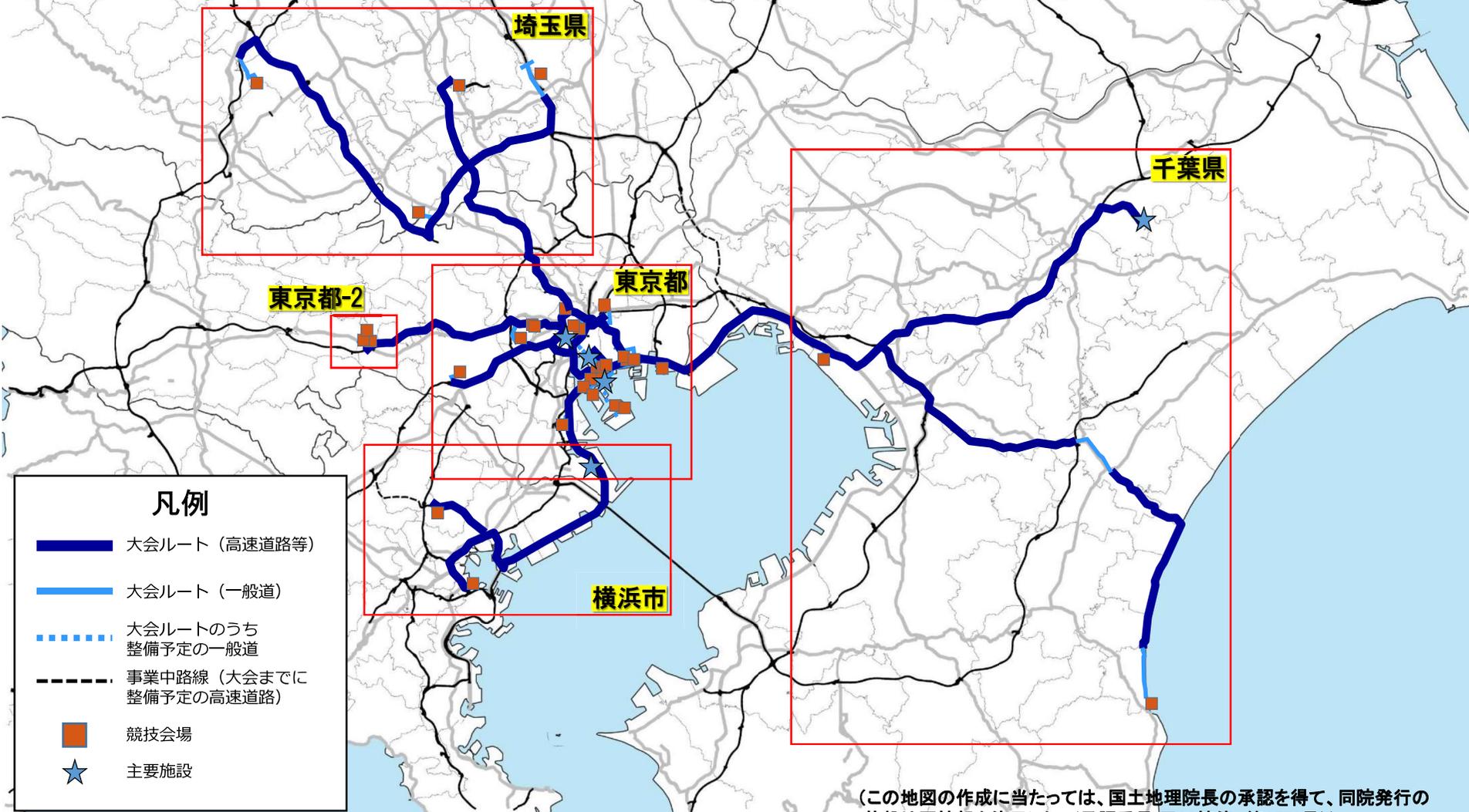
関係者輸送ルート  
(オリンピック・ルート・ネットワーク)  
【素案】

# 東京圏(広域)

2018年3月末時点

・この図は、オリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。  
・オリンピック・ルート・ネットワークについては、練習会場の決定等により追加・変更の可能性はある。

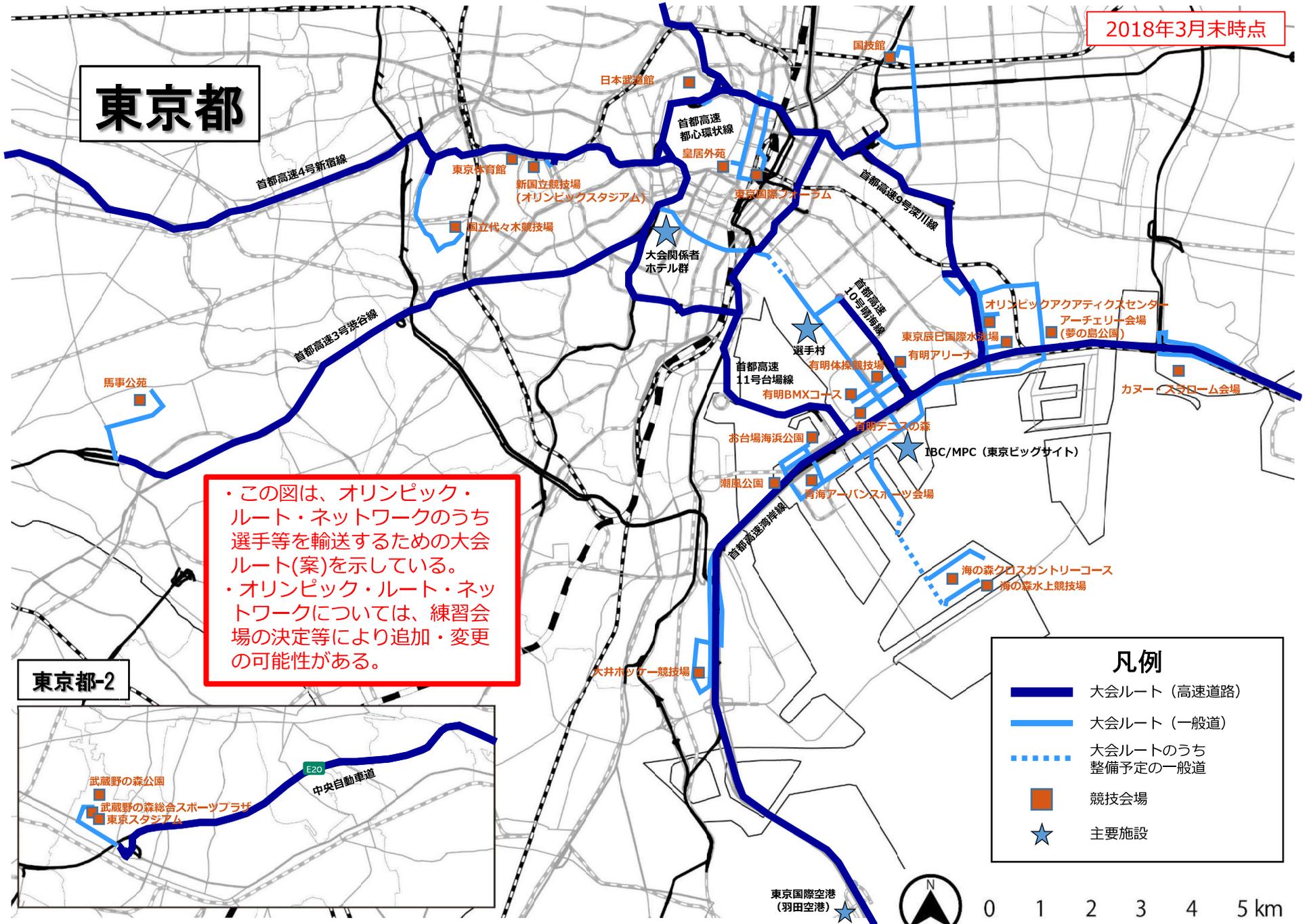
0 10 20 30 km



(この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1552号))

2018年3月末時点

# 東京都



・この図は、オリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。  
 ・オリンピック・ルート・ネットワークについては、練習会場の決定等により追加・変更の可能性がある。

### 凡例

- 大会ルート (高速道路)
- 大会ルート (一般道)
- ⋯ 大会ルートのうち整備予定の一般道
- 競技会場
- ★ 主要施設



## 東京都-2



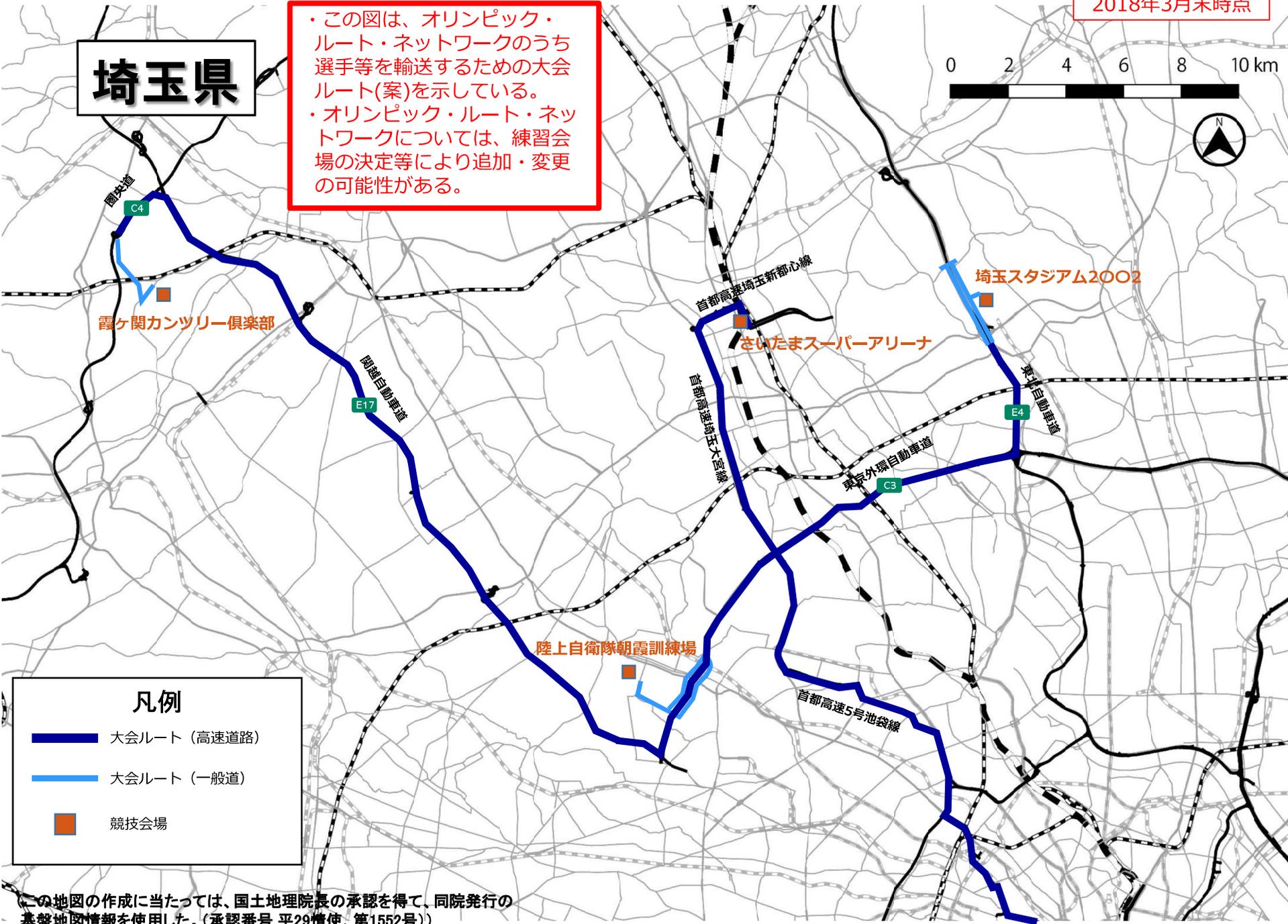
(この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1552号))

2018年3月末時点

# 埼玉県

・この図は、オリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。  
 ・オリンピック・ルート・ネットワークについては、練習会場の決定等により追加・変更の可能性はある。

0 2 4 6 8 10 km

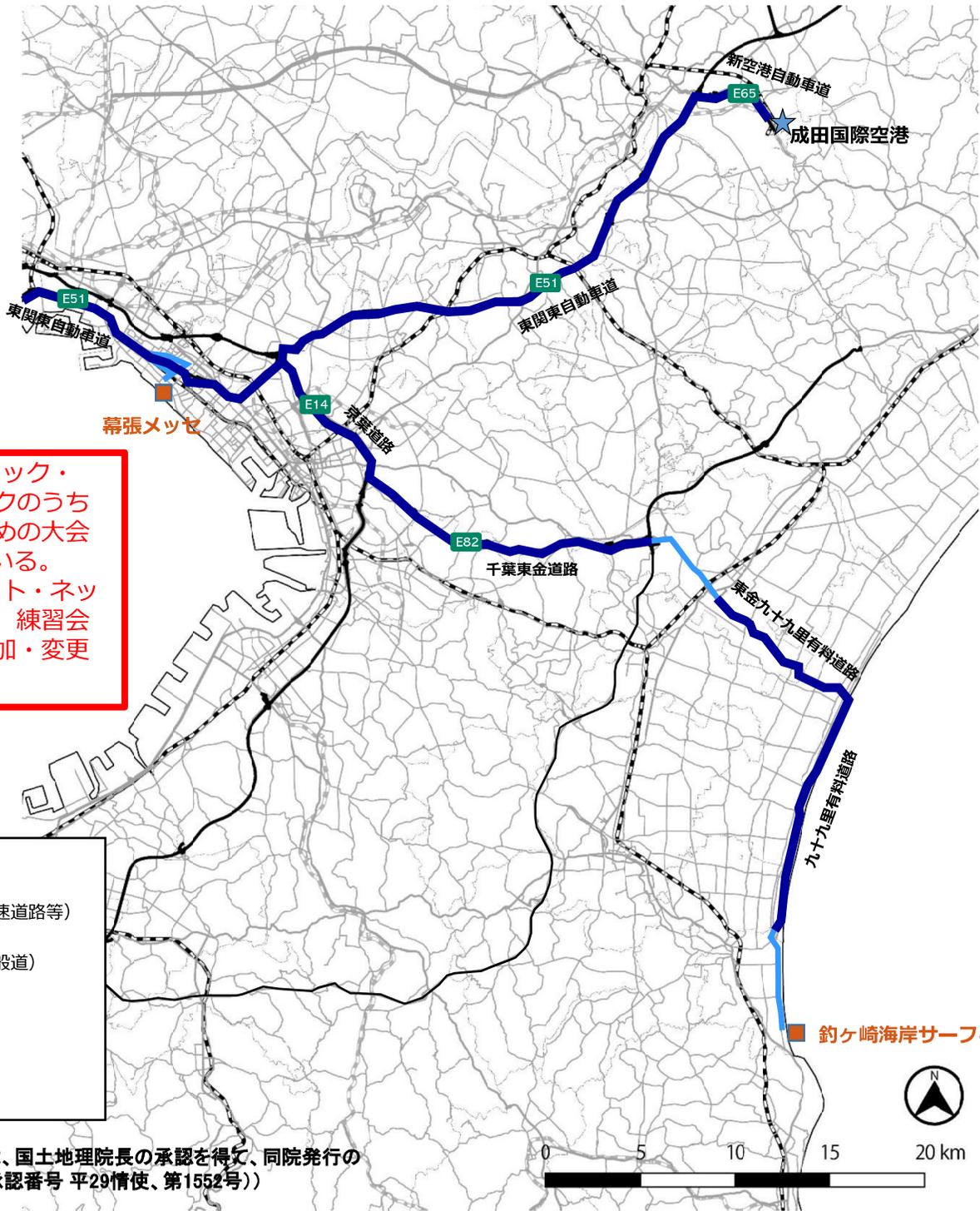


**凡例**

- 大会ルート (高速道路)
- 大会ルート (一般道)
- 競技会場

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1552号)

# 千葉県



・この図は、オリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。  
 ・オリンピック・ルート・ネットワークについては、練習会場の決定等により追加・変更の可能性はある。

**凡例**

- 大会ルート（高速道路等）
- 大会ルート（一般道）
- 競技会場
- 主要施設

(この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1552号))

# 横浜市

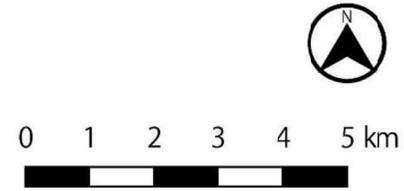
・この図は、オリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。

・オリンピック・ルート・ネットワークについては、練習会場の決定等により追加・変更の可能性はある。



**凡例**

- 大会ルート (高速道路)
- 大会ルート (一般道)
- 事業中路線 (大会までに整備予定の高速道路)
- 競技会場
- 主要施設



(この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1552号))

関係者輸送ルート  
(パラリンピック・ルート・ネットワーク)  
【案】

# 東京圏(広域)

・この図は、パラリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。なお、練習会場の決定等により追加・変更の可能性はある。

2018年10月末時点



埼玉県

千葉県

東京都-2

東京都

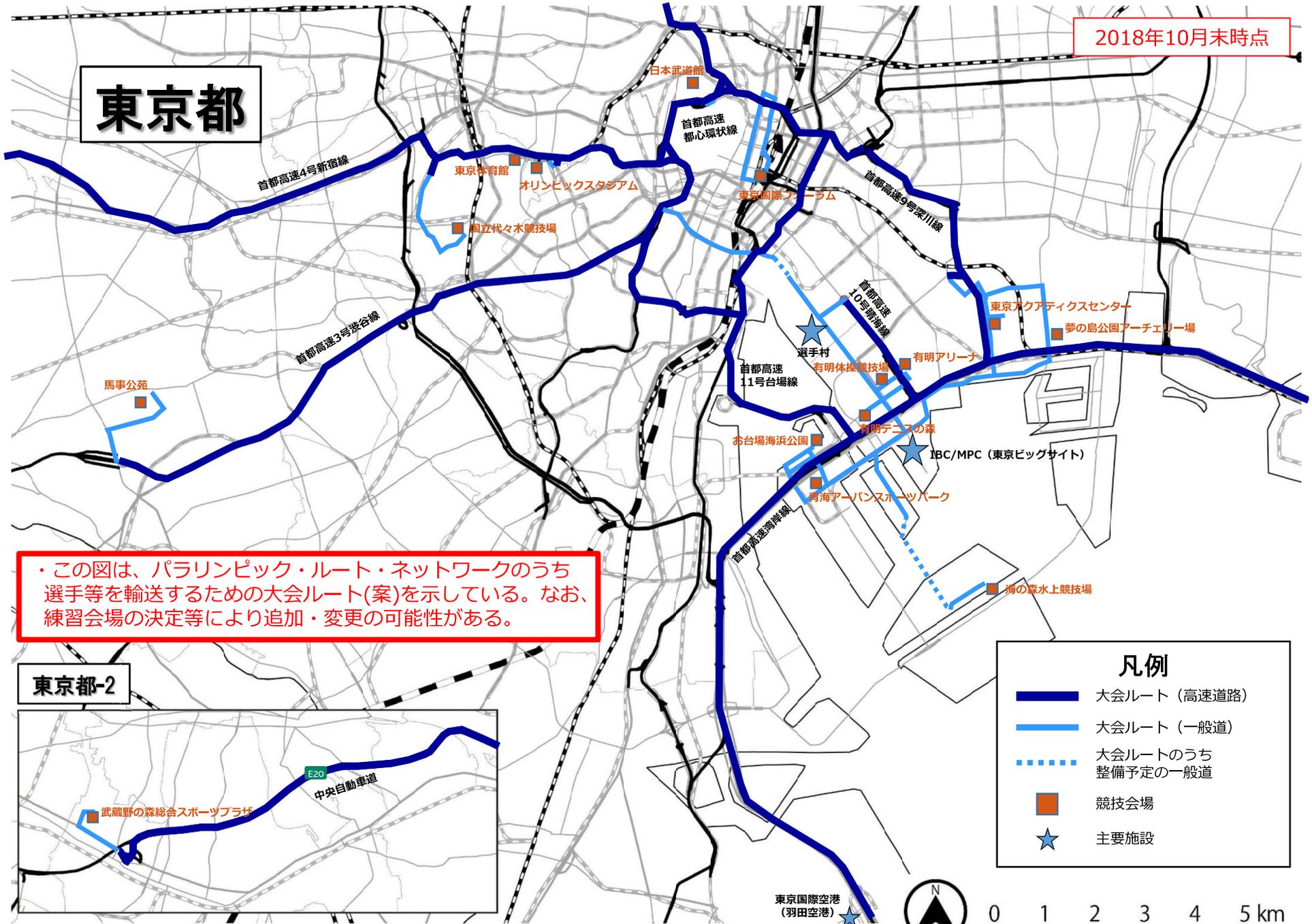
**凡例**

- 大会ルート (高速道路等)
- 大会ルート (一般道)
- 大会ルートのうち整備予定の一般道
- 事業中路線 (大会までに整備予定の高速道路)
- 競技会場
- 主要施設

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報20万)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

2018年10月末時点

# 東京都



・この図は、パラリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。なお、練習会場の決定等により追加・変更の可能性がある。

## 東京都-2



### 凡例

- 大会ルート (高速道路)
- 大会ルート (一般道)
- 大会ルートのうち整備予定の一般道
- 競技会場
- ★ 主要施設

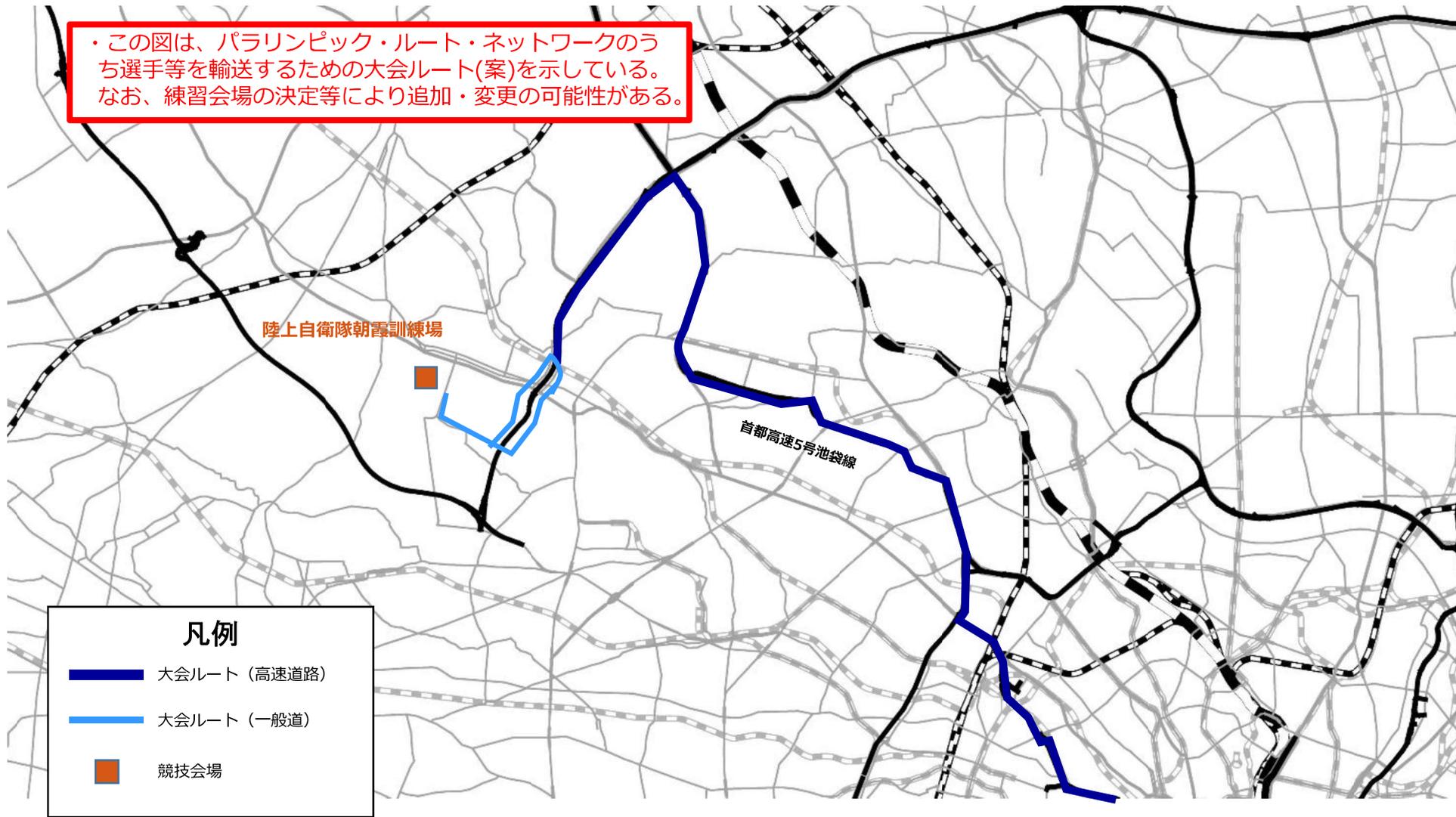
東京国際空港 (羽田空港)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報20万)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

# 埼玉県

・この図は、パラリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。  
なお、練習会場の決定等により追加・変更の可能性がある。



**凡例**

- 大会ルート (高速道路)
- 大会ルート (一般道)
- 競技会場

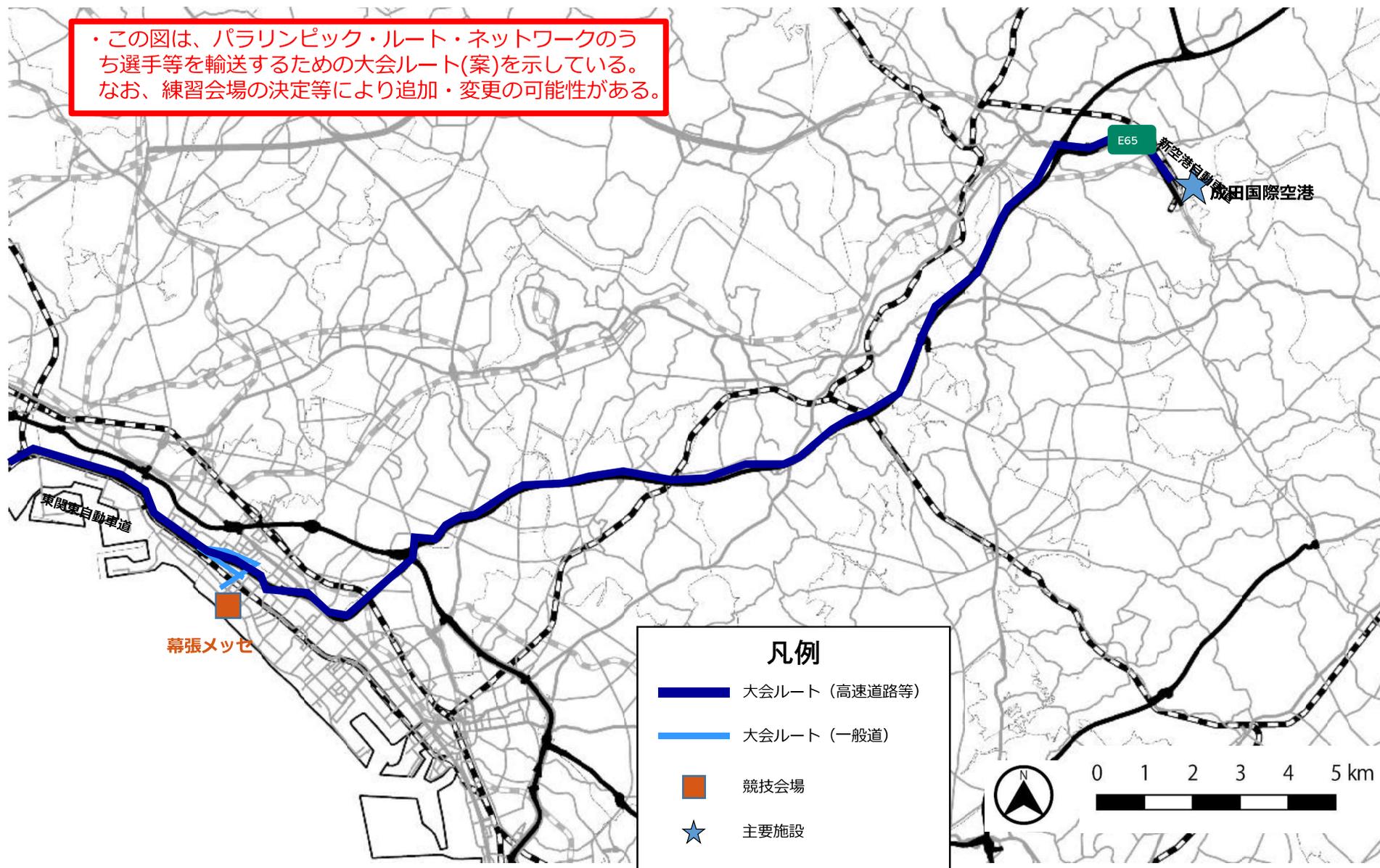
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報20万)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)



# 千葉県

2018年10月末時点

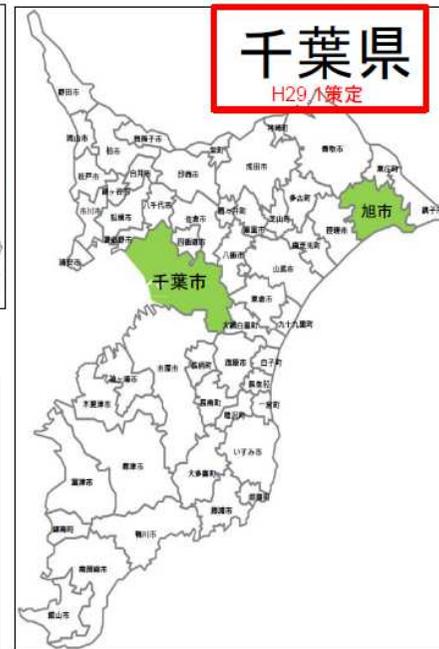
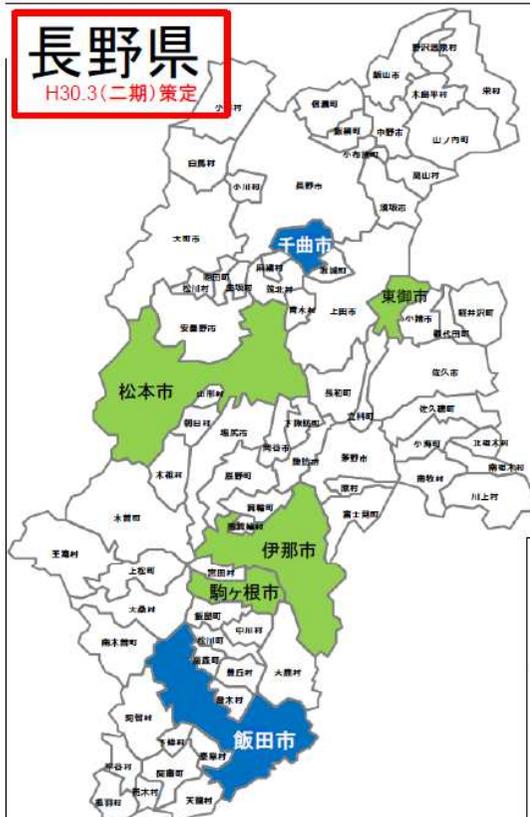
・この図は、パラリンピック・ルート・ネットワークのうち選手等を輸送するための大会ルート(案)を示している。  
なお、練習会場の決定等により追加・変更の可能性がある。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報20万)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

# 国土強靱化地域計画 策定状況（市町村別マップ） H31.4.1現在

資料6



策定済み  
 策定中(予定含む)